

第二十四回国会
衆議院
地方行政委員会
議録第三十号

昭和三十一年四月四日(水曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君
理事 龜山 孝一君 理事 永田 亮一君
理事 吉田 重延君 理事 北山 愛郎君
理事 中井 徳次郎君
青木 正君 唐澤 俊樹君
川崎 末五郎君 木崎 茂男君
瀬川 彌三君 櫻内 義雄君
渡海 元三郎君 徳田 與吉郎君
磯尾 弘吉君 丹羽 兵助君
堀内 一雄君 山崎 巖君
加賀田 進君 川村 義義君
五島 虎雄君 櫻井 奎夫君
西村 彰一君 門司 亮君
出席國務大臣 太田 正孝君
出席政府委員 國家消防本部長 鈴木 琢二君
自治政務次官 早川 崇君
總理府事務官(自治行政部長) 小林 與三三君
總理府事務官(自治行政部長) 奥野 誠亮君
總理府事務官(自治行政部長) 櫻井 誠亮君
委員外の出席者 總理府事務官(國家消防本部長) 横山 和夫君
總理府事務官(自治行政部長) 細郷 道一君
府県稅務局長(自治行政部長) 鎌田 要人君
市町村稅務局長(自治行政部長) 仁君
参考人(全國町村會長) 関井 仁君

四月三日

遊興飲食稅の免稅点引上げに關する
請願(五島虎雄君紹介)(第一七七五号)

輕油引取稅の一部を市に交付の請願
(野田卯一君紹介)(第一七七六号)
娯樂施設利用稅の一部を所在都市に
交付の請願(野田卯一君紹介)(第一
七七七号)

國庫補助金並びに起債わくの決定促
進に關する請願(野田卯一君紹介)
(第一七七八号)

都市監査委員制度の整備拡充に關す
る請願(菅野和太郎君紹介)(第一八
一三三号)

私鉄に対する事業稅改正に關する請
願(田中角榮君紹介)(第一八二四
号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

町村職員恩給組合法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第四七号)(參議
院送付)

地方稅法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六九号)

消防団員等公務災害補償責任共済基
金法案(内閣提出第一四二号)

○大矢委員長 これより會議を開きま
す。

町村職員恩給組合法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

本日は参考人として町村會會長関井
仁君の御出席を願つておりますので、
まず本案について関井参考人の御

意見を聴取することにいたします。関
井参考人。

○関井参考人 御指名をいただきまし
て、恩給組合法の一部を改正する法律
案に對しまして、恩給組合連合會會長
といたしまして、また町村會會長とい
たしまして陳述を申し上げたいと思ひ
ます。常日ごろ地方自治団体のために
非常に御理解ある御審議をいただきま
して、厚く御礼を申し上げます。

なお今回の恩給組合法の一部改正法
律案でございますが、町村恩給組合
の經過を申し上げますと、当初互助會
という名目で、昭和十八年四月一日以
前は施行しておつたわけでございま
すが、十八年四月一日に公益団体設立を
命ぜられまして、一部事務組合の恩給
組合を各県で結成したわけでございま
して、二十二年まで一七五の掛金のう
ち八八を國と県から補助をちょうだい
しておつたわけであります。その補助
を條件にいたしましてこの組合が結成
をされたのでありまして、自治庁の御
提出になりました調査書には、補助を
もらつておつたといふふうなことの調
査が出てないのでございまして、補助
をちょうだいしておつたわけであり
ます。それから二十七年四月恩給組合
法が出るまで、県の交付稅として県へ
一応交付になりました。県から恩給組
合の方へ直接補助の八八をちょうだい
しておつたわけでございまして、二十七
年四月以降法律改正後は、一切町村が
責任を負ひまして、一部事務組合とし
てその後運営をしておるわけでござい

ます。が、補助金が打ち切られたわけ
でありまして、この補助金の復活を今
日まで非常に自治庁にお願いをして運
動してきておつたわけであります。こ
れが市町村の交付稅の中へこの八八の
補助が入っているんだという自治庁の
御説明でございますが、しかし不交
付団体等も入りますので、特別交付稅
交付団体に入っているということにな
れば、補助金が恩給組合に對して一組
合当たり幾らあるということが認定され
るわけであります。それがございませ
んの、いろいろ追究いたしますと、
結局この補助といふものはあまいに
なつておるわけでございまして、私ど
もは補助はもらつていないと考へてい
るのでございまして。その補助の復活運
動を今日まで続けておつたやさきに、
この一部改正が出たわけでございま
す。われわれ恩給組合といたしまして
れば、これは寝耳に水でありまして、わ
れわれの要求するものは一切何も通ら
ない。しかも非常に過重なもの、今回
仰せつけられるといふことになりました
て、ろばいはいたしまして、急遽都
道府県恩給組合長會議あるいは事務局
長會議を招集いたしました。その対策
を講じたわけであります。

もちろん經理の面におきまして、近
代複式簿記を採用するとか、いろいろ
理由はございまして、自主的の一部事
務組合として発足をいたしておるわけ
でございます。しかもこの條例によ
りまして、模範規約というふうなこと
で、監査委員も設置をいたしまして、

県の監督も受けておるわけでございま
す。非常に厳密な監督を受けておるわ
けでありまして、單式簿記でありまし
ても、恩給組合の性質上、特別會計に
よる基金會計というふうなものがあり
まして、結局予算經理で行ひまして
も、從來支障はなかつたわけでござい
ます。四十六都道府県の組合の中で
は、人の問題で二、三不正と見られるよ
うな問題が起つたことが從來あつたの
でございまして。これは四十六都道府
県の全職員のうちでございまして、そ
ういふ問題は從來の長い期間の間には
一、二はございまして、運営全体と
しては問題はなかつたのでございま
す。適正を期されておると、かように
御報告を申し上げて差しつかえないの
でございまして。そういう状況で、特に
複雑な簿記処理をするために經費を増
大するといふふうなこと、あるいは特
に嚴重な監督を受ける。しかも一部事
務組合としての自主性といふものを相
当生かしていただかねばならぬという
要望を持っておりますので、一応そう
いふ点で基本的の問題として修正あり
いは反對的の意見が出たわけでござい
ますが、しかしこれはあくまでもこの
問題で反對をしよというところは考へ
ていないのであります。基本的の問題
がそこに出発しておりますので、從來
の補助金をもちろべく――從來あつた
補助金でございまして、そういう点で
あらゆる責任が一切一部事務組合のわ
れわれに負担せられ、しかも經費が
非常にかかる、監督だけが嚴重になる

というようなことで、非常にそこに感情的にも問題が複雑になったわけでございます。

それからこの恩給組合法の一部改正によりまして、第四条の三に福祉事業を任意事業として規定しようとしていますが、結局恩給組合は退職後の福祉のための施設であります。現職員に対する福祉というものは、現在共済組合が発足したてでありまして、この共済組合の方でこれを行ってまいります。あるいは今後やる性質のものでございまして、これだけはぜひ一つ——この社会福祉事業を任意事業として行うことができるという規定がありますと、結局これはやらざるを得ないことになるかと思っております。そういうことになれば、二重投資あるいは二重の経費をかけるということになりますので、結局これをあえて行うならば、現在町村財政が非常に緊迫いたしておりますので、納付金の軽減ということが全職員によって叫ばれておるわけでございますので、基金運用の合理化、それから経費の節減によって近くこれを節減し、負担金を軽減しようというところで、申し合せて研究いたしておりますので、そういう面へ振り当てまして、経費の節減をして納付金を減額しよう。福祉事業を行うよりそういう方面へやった方が、直接町村職員に喜ばれるのではないかとこのことを考えておりますので、ぜひ第四条の三の福祉事業の方は削っていただきたいというところをお願いするわけでございます。

えておりますけれども、しかしその点につきましては見解の相違でございます。して、事実複式簿記を採用しますならば、日々刻々財産状況等も出るというふうな点もありませんので、あながち否定はできないわけでございますが、しかし恩給組合の性格上毎日の財産を知る必要はない。これは事業をやっておるのではないから、事務経費は非常にささいなものでございまして、結局は基金の管理、それからその組合の恩給の給付でございますから、特別会計で実施がございまして、特別会計で四十六都道府県の総資産の基金が、二十九年度末で百三十七億八千万円でございます。一年間に約三十億ずつふえております。給付が年間に十二億円でございまして、この基金の率を申し上げますと、保険数字に基づく準備金の蓄積率から見まして、五一・四％というわけでございます。また十分な基金ができていないわけでありまして、自治庁で示されました安全率という点から見ますと、五一・四％でございするから、なお基金の増高を企図しなければならぬ状況でございます。ここでいろいろ福祉事業あるいは経費の増大を示すところの経理状況の改変というところにつきましては、賛成がございしないという立場をとっておるわけでございます。しかし結局のところ、第四の三の福祉事業の項を削っていただきたい。できれば経理の原則であります複式簿記というふうな複雑な経費のかかる方法を採用いたしたて、複雑化するような必要はないのではないかとこの意見を持っておりますので、陳述はこの点だけ申し上げさせていただきます。

○大矢委員長 次に参考人並びに政府に対して質疑を行うことにいたします。

○門司委員 今の町村会長の意見は一応はつきりしたのですが、これに対する自治庁の見解はどうですか。手つとり早く言えば、そんなことをやってくられるなというのですが、四条以下の問題は自治庁はどうですか。削つていいの

○小林(興)政府委員 今会長さんからいろいろお話がありました。会計経理の問題はやはりきちんとすべきで、これはやっていただきたい。新しく勉強せんといかぬじゃないかという問題はあるんですが、現に共済組合が似たような職員でやっているわけでありまして、から、大いに勉強していただければできるんじゃないか。ぜひこういふものはきちんとすべきだと思つております。

それからもう一つの福祉事業の問題は、現に共済組合についても私はきつうだ、いふ申し上げましたが、主として雇用員の長期給付の仕事であります。しかしながら仕事をやっていく以上は、吏員一般の問題であつて、もしどうしてもやりたい、やり得るのならば、同じ方式で考えるのがいいのではないかと。それでやる必要がなければ、ちろんやる必要もなし、やる意思がなければやる必要はありませんが、道だけは開いておく必要はないか。現に似たようなことをやろうとしていて、ところもないわけでもないのです。でありますから、いま一つの、それによつて負担金がどうとか、掛金がどうとか、これは基本的なもので、われわれとしては負担金も掛金も下げられるだけ下げて、あとは資金の運用の問題として

やるわけでありまして、そこでもしやりたいなら、道だけは開いておくことが、何もどうこうという問題じゃないじゃないか。これはお考え願つた方が、むしろ組合員も喜ぶんじゃないか、こういう気がいたします。

○門司委員 共済組合の問題は、これを入れると、三つに問題になるんじゃないか。一つは、共済組合の問題は、要するに働く人の福祉を増進するという形からいけば、当然雇主のある程度の負担において厚生施設が行われるというところが一つ、一つはみな組合を持つておられますので、労働組合の一つの厚生事業としてのもの考え方からくる自主的のものが一つ、この二つが社会通念としては一応考えられる。その場合に、自発的に行う組合等の厚生施設に対して使用者側が幾らかの補助あるいは援助をしていく、あるいは便宜をはかつていくということも、一つの問題である。ところが今度の場合には、一つの目的を持った事業に付帯して事業を行はせろという行き方で、私は実際はどうかと思つて、なぜそういうことを言うかという、労働組合自体が行う場合には、労働組合が当然行うべき自分たちの生活を防衛するといふ形の上において行つて、これに当局が援助しあるいは便宜を与えるというところは、雇用者と使用者との間における一つの問題だと私は思ふ。これはやればやれるし、またやらないと思ふ。しかしこういふのは大きな目的を持つておるものが、たまたま経理を非常に厳重にしなければならぬという往々にして間違ひをこしらへるものとをこしらえてやるよりなものじゃないか

というところを危惧せざるを得ない。従つて自治庁としては、せつかく親心で何とかしてやろうというお考え方もしれないが、どうも少し世話をやき過ぎるような気がするものであります。もし自治庁がほんとうに地方の公務員諸君の利害を考へるならば、こうした考え方ではなく、ほかに使用者と雇用者の間において自主的に出てくるものについての援助その他ある程度の便宜をはかつていくということなら、それはいい。しかし、こういう法律の中にそういうものをいれるということについては、まだ多少の疑義が残るわけでありまして、政府の意向は、やってもいいのだから法律に書いても差しつかえないのだというが、法律がでるとそれを使用したがるものです。なければ気がついておつてもなかなか容易に腰を上げない。そしてそこからくる問題が起つた場合の責任の帰属がどこにできてるかという、やはり法が非難される。法の尊厳をできるだけ保つ意味においては、間違ひの起る懸念のあるような法律をこしらへることはあまりよくないと思ふ。こういう意味において、もう一度当局の意見を聞いておきたい。

○小林(興)政府委員 重ねてお答え申し上げます。これをやるかやらぬかは一つの問題であります。これは恩給組合の問題だけではない。共済組合全体の問題として考えなければいけません。御承知の共済組合制度ではやはり長期給付が基本であり、その他短期医療給付を主体にやっておるわけでありまして、その資金の運用の一つの方法として組合員の福祉のために仕事をやつていい場合があるのではないかと

というところを危惧せざるを得ない。従つて自治庁としては、せつかく親心で何とかしてやろうというお考え方もしれないが、どうも少し世話をやき過ぎるような気がするものであります。もし自治庁がほんとうに地方の公務員諸君の利害を考へるならば、こうした考え方ではなく、ほかに使用者と雇用者の間において自主的に出てくるものについての援助その他ある程度の便宜をはかつていくということなら、それはいい。しかし、こういう法律の中にそういうものをいれるということについては、まだ多少の疑義が残るわけでありまして、政府の意向は、やってもいいのだから法律に書いても差しつかえないのだというが、法律がでるとそれを使用したがるものです。なければ気がついておつてもなかなか容易に腰を上げない。そしてそこからくる問題が起つた場合の責任の帰属がどこにできてるかという、やはり法が非難される。法の尊厳をできるだけ保つ意味においては、間違ひの起る懸念のあるような法律をこしらへることはあまりよくないと思ふ。こういう意味において、もう一度当局の意見を聞いておきたい。

いうことで、従来国家も府県も市町村の共済組合でも、この福祉事業をやり得る道を開いてきておるのでございませう。それでたくさんやっておるかといへば、それほどやっておるとは私は申しませんが、それぞれの組合で組合員の要望に基いてやりたいところは便宜やってくるわけでありませう。それにつぎましては、当然今の資金の基本的なワケがあるし、運用の一つの方法としてやるわけでありませうから、これがそれぞれ組合員のために役立つ方式として運営されているものならば、あながち否定する必要は一つもない。現にうまくやっているとあります。そこで今度の恩給組合につきましても、同じ趣旨で、組合員のために一つの長期給付の資金として積み立てておるわけでありませうから、その資金の運用の一つの方法として雇用員の長期給付の方法をそういうふうにとつておるのだから、吏員の組合だつてそういうふうと一緒に考えてよい、むしろそれこそ雇員と吏員と一緒に考えた市町村における公務員全体の制度として統一した方式の方がいいじゃないか、こういうことで制度をどうとしようわけでありまして、これによって何か全然新規の仕事を作り出す制度として取り上げるわけじゃないのであります。ほかの制度においてとるものをそのまま右へならえてやっていただく方が、むしろこういふものの制度としては適当じゃないだらうかということなのでございませう。それでありませうから、むしろこうした方が制度としての格好もつけば、組合員の福祉を必ず進めるゆえんじやないだらうかという考えをいたしておるわけにございませう。

○中井委員 今の質問にも関連があるのですが、関井さんにちょっとお尋ねいたします。実はあなたが今陳述なさった第四条の三の問題について、どうも私もかなり質問いたした。どうも非常に危険である、仕事を広げる可能性が非常に多い、小林君は実に上手にこれは任意であるからと言われまうけれども、現実にはああいう条文がでると広げられるおそれがあるというふうなことを再三申し上げたのであります。今関井さんのお話もやはり同じような御趣旨の御心配があったように伺うのです。そこでちょっとお尋ねしたいのは、現状におきまして、各府県の単位団体でどれくらい恩給組合に属して人を使って仕事をなさつておるか、そしてまたその組合に従事しておられます人は、大体どういふ人で構成されておるかというふうなことについて伺つてみたいと思つておるわけにございませう。

○関井参考人 お答えいたします。各都道府県の恩給組合の事務構成というものは非常に簡素化されておる組織でございませう。特に普通の事業は何もやっておりませんで、恩給の基金を守る、一時退職金あるいは長期給付を行うというところに専念しておるわけにございませう。先ほど小林部長は健康保険組合から転進してきまして共済組合のものと混同してお考えのようでございますが、私はその点が基本的に違ふのじゃないかと思つてございませう。恩給組合は、退職後の恩給を守るべく努力しておるわけでありませう。共済組合は健康保険と同時に現役の職員全体の毎日の健康に対する療養費、医療費を保障しておるわけでありませう。それに対して、駆虫薬とかあるいはいろいろの強壯薬とか、そういうものもいわゆる健康を守る予防運動としてやつておるわけでありませう。それから施設といつたしましては、療養所あるいは保養所、旅館のようなものもやつております。そういうものも恩給組合と一緒に同一にやらせるといふ小林部長の考え方は、ものすごく非常に錯誤があるというふうには私は考えるのであります。自治庁では何でも自分の考えたものは通そうとする。われわれ町村吏員とこれは非常に密接な関連を持つておるものであります。最近どうもわれわれに何の相談もなしに抜き打ち的にこういうことを考えるというので、各都道府県では非常に不満を持つておるわけにございませうから、幾分一つ考え直していただきたい。

それと、この構成につきましては、事務局長と収入役が主体でございまして、あとは組合員でございませう。もちろん組合員並びに副組合長はございませうが、すべて無給でございませう。町村組合にしましては恩給組合にしましては無報酬でございませうから、役員は報酬はとつておりません。この事務局長と収入役でございませうが、この収入役も、現在責任者だけで正式の収入役がないところがあります。あとの事務員といつたしましては、四人から五人、多いところでは北海道は十人以上にございませうけれども、普通は五、六人の構成で膨大な基金を確保しておる。これは銀行へ預金しておけばそれでいいわけにございませう、しかもこれは県の方から非常に厳密な監督を受けておりますから、複式簿記を採用するといふのは、どうもわざわざ仕事をやり複雑化させるといふふうにわれわれは考えるのでございませう。健康保険共済組合のように何千人という対象が毎日病気になる、医療費だ、何だかんだといふ複雑な処理ではございませう。町村合併が終りまして、退職する者は非常に少いのであります。最近非常に複雑で、合併で退職する者があつたわけにございませうが、今後はそういう支給面で複雑するようにはないものでありまして、あえてこういうことを考え出すといふのは、仕事を仕事にするという以外に何もものないと思つておるわけにございませう。

それから恩給組合の事業面でありませうが、福祉事業といふことがありますが、逸脱をすると思つておるわけにございませう。組合長によりましては、自分のいろいろの立場あるいは政治的の考えから、五億も六億もある基金のうちですから、組合員が承知すればいいのですから、一億も二億も金を持ち出せるという危険も――まあそういうことはないと思つておるが、場合によつてはあります。最近保養所とかそういうものを作ることが非常に流行しておるのであります。一面いい面もありますが、何がためかさっぱり効果がわからぬような点もございませう。そういう点につきまして、恩給組合は恩給の基金を確保するといふことに専念すればいいと思つておるわけにございませう。余力がございましたら、負担金軽減、掛金を極力減らすべきである、そういう点につきまして自治庁の方で御研究をいたしまして、ぜひ掛金を引き下げるように、そういう保険数理を出して、一つ御指導をいただきたいと思つておるわけにございませう。

○中井委員 ただいま関井さんから詳しいお話を伺つて、私も心が配れておりましたことがどうやら事実のようにも思つておりますが、しかし見方を変えますと、これは大へん恐縮で、個人的な見解になるのですが、私は変つた意見を持つておつて、市町村自治体の経理を複式簿記にせよというふうな考え方の男であります。簿記という面につきましては、はっきりと申し上げると、この事務をやつておる人、収入役、事務局長さん、すべて過去の自治体に直接間接関係のあつた向きの人が多からうと思つておるもので、ふなれであるといふ点で、今の御意見も十分に私はわかるわけでありませうが、どうも自治庁の考えておることにございませう。恩給といふ名前がびつたりこない。小林君の説明を聞いておると、これはもう恩給法の一般的な概念じゃございませう。非常に広くなつて、自治庁は共済の非常に広い野心を持つておると私は思つておるわけにございませう。その野心については私はとやかくは言いませんけれども、そういうお氣持ならば、もう少しこの法案を慎重に御検討なすつて、性格から変えていかれた方がいいように私は思つておる。これは難件といふふうなことでありませうので、私も軽い気持ちで審議を始めたわけでありませうが、今関井さんのお話を伺つてみますと、やはり思ひつきの危険でありませうが、それが事実であるように思つておるので、こゝろなりますと、この法案も私もとしましては十分研究してもらはないと、簡単に、それならちよつと附帯決議でもつけて通しておこうかというわけに

はいかないように思うのであります。

そこで、きょうは私はこの程度にしておきますが、最後にもう一点だけ関連して伺います。関井さんが非常におっしゃっておいりましたように、自治庁がどうでもよいことまで干渉する、要らぬことまでやってくれるなどという面でありまして、こういう面からいいますと、自治庁は、こういう法案を出した上からは、どうなんですか、事務費くらいは明年度からでも徹底的に補助をして、人件費その他運営の経費は国が出すというふうな考えをしておられるのかどうか。金は一文も出さぬが法律はほとんど直すというのじゃ、町村側も大へん迷惑だろと思うのであります。そういう点についてどういう考え方でありまするか、ちょっと伺っておきたい。

○小林(興)政府委員 今にお答えしますが、関井さんのおっしゃいましたことにちよつと誤解があるかと思ひますので、その点だけ申し上げておきます。

と申しますのは、共済組合の話が出ました。共済組合というのは、先ほど申し上げた通り、健保だけの仕事をやっておるわけじゃないのです。それならば健保でよかったのです。そうじゃなしに、雇用員にも長期給付の年金制度をやらぬといかぬじゃないか、こういうので、御承知の通り長期年金制度を確立するために共済組合をやる。しかしその場合に、短期——従来健康保険でやっておりましたけれども、ばらばらでやっておつてはかなわぬから、なるべくまとめてやろうじゃないかというので、国や府県の制度にならつて

市町村の共済組合制度を作つたわけでございます。

そこでその市町村の共済組合制度は、国家公務員、府県公務員の共済組合に全然右へならえしたわけでありまして、その制度では、昔から一貫して、主体はそういう雇用員の長期給付それから保険給付であります。その資金の運用上ゆとりがある場合は、そのゆとりのある範囲で福祉事業をやつてもいいじゃないか、こういうことで、従来から福祉事業をやる規定がずっと入つておるのです。そして、それぞれ適当に利用されていきます。それは資金のワケというか、限度というものはみなコントロールされておるという、その範囲内においてやり得るという事になつておりました。これは何も特別に奨励する必要はありませんが、資金運轉の方向にゆとりがあるならば、組合員のためによく有るに、喜ぶように使つてやることは、これは一つの考え方だろうと思ひます。さつき門司委員が、そういう仕事はむしろ民営でやつたやつについて補助でも考えたらどうかとおっしゃいましたが、これはそういう筋よりも制度としてきちんとしてやるのがむしろ考え方であるべきではないか。しかしあとは、個々の仕事はそれぞれの組合の自主的な判断で、自主的な道でやるようにだけしておいたらどうか、こういう法人組織ですから権限を書いておかなかつたら何もやれませぬ。それで一般的な道だけをやろう、こういう趣旨でございます。その点を一つ頭に入れて御審議をお願いしたいと思ひます。恩給は吏員についての制度で、吏員の退職後のた

めにある、これは明瞭であります。その資金のゆとりの運用の一つの方法として、運轉できるものなら、共済制度と一緒に考えていいじゃないか、これだけの問題でございます。

それからなおこの補助金の問題が、今も中井先生からお話が出ておりましたが、最初はやはり補助金があつたわけですが、恩給組合法を作るときに府県の補助金は実はやめまして、そして一般の財政のうちでまかなうように交付税に切りかえたわけなんです。実はこの恩給組合法を作るときにいろいろ議論がありまして、市町村側と府県側と意見が分れてまして、こういうものを作つて府県の補助金を制度に書くなら府県側は反対する、私は筋はそうだろうと思ひます。それぞれの自治体の吏員の基本になる給与でございますから、そういうものは自主的にまかなう体制を作るべきであつて、それをほかの府県が補助金を出すという考え方は、やはり制度の筋としてはおかしい。あとは自主財源をどう樹立するかという問題がありますが、そういうことで問題の筋を立てていくべきではないかと、もかくも恩給組合法はそういう経緯もあつて、それから本質的にもそういう理由もあつて、今のような形で発足して運営されておるわけでございます。さらに事務費につきましての補助金の問題でございますが、これはこれによつて特別にたくさん金が出さうと思ひます。要するに問題では私はなからうと思ひます。この事務費の補助についての強い御要望があるのでございまして、これはわれわれといたしまして

も、できるだけその方向で努力したいといつて、大蔵省といつても折衝しておるのであります。今までも残念ながらそこまで至つておりません。しかし一般吏員のこういうものについてまで特別に補助金を考へるというようになるとなれば、これはいかげんなものだろう。われわれといたしましては、できるだけ補助金を整理して、そして一般財源を充足したいという自治庁の基本的考え方からいいますと、その点はいかがなものだろうか、これは率直な話でございますが、そういう気がいたすのでございます。ただ共済組合の事務費につきましては、従来健保でやつておつたときに、健保に対する一般の補助としてすべてのものに出ておつたのが、この制度に切りかえになつたために、なかつた、こういう問題がありまして、そういう沿革的な事由もあるものですから、これはできたらぜひわれわれとしてもやつてもらいたい、こういう気持で実は努力をいたしておるのであります。そこらの点の一つ御了承を願ひたいと思ひます。

○関井参考人 ちよつと申し上げたいのでございます。共済組合の方は健康保険の事務を引き継ぎまして、健康保険の分と、恩給組合に入れない学校とか町村役場の小使という雇用員の長期給付と二つ合せたものでございまして、健康保険は雇用員も一般職員も総じてこれは基本的に全部取り扱つておるわけでございます。長期給付分だけが雇用員の分を長期給付を行うのでありまして、健康保険でやる、いわゆるその疾病に対する保障は、基本的に全面的に行なつておるわけでございますので、当然病気の予防、あるいは伝染

病の防遏というふうな面に、いろいろ経費を使うので福祉施設も必要になつてくる、小林部長の考え方が私は基本的に違つておると先ほど申し上げましたが、恩給組合を運用しまして、今から恩給組合も福祉事業を行うのだという考え方は私は違つておると思ひます。先ほど小林部長が申されましたが、その答弁がまた私は違つておると考えます。

それから、恩給組合に対する自治庁の腹も今わかつたわけでございます。が、恩給組合は従来補助をもらつておつたわけでございます。ところが今小林部長は、恩給組合は補助は必要ないのだというふうにお考えのようでございます。すけれども、町村職員は国の委託事務を行なつておるものが非常に多いのでございまして、町村自体の事務よりも国や県の委託の仕事が多いのでございまして。また最近国や県の財政が非常に窮乏しておりまして、負担金あるいは寄付金はやらぬということになつておりますので、国や県が押しつけてくるのであります。警察がよい例でございます。警察では寄付はもらわぬと言ひけれども現在やつておるのでございまして。地方が法外負担をしなれば警察力はとまつてしまふ、自動車もオートバイも自動車も、駐在所も官舎も全部市町村で持つておるのでございまして、量代から電燈料、炭代、一切を市町村の方へ押しつけてくるわけでありまして。あるいは県立の学校あるいは法務省関係、農林省関係事業などは全部地方財政にしわ寄せされておるのであります。そういう状況から町村職員が国の欠陥、県の欠陥を補つておるわけでございますので、われわれは

幾分恩給につきまして当然助成があつてしるべきだという信念を持っておるわけでございます。そういう点で、どうぞ一つ将来恩給組合に関する問題、それと補助の問題もお考え願ひたい。

それから小林部長に一つ質問をしたのです。(笑)小林部長は結局共済組合も福祉事業の例を開いたのだから、恩給組合ももちろん福祉事業をやつてしかるべきだ、しかしこれはやらなくてもいい、やつてもいいということなのでありますが、われわれからいへば、こういう法律ができますれば必ずやるようになるというところをおそれておるわけでございます。

町村職員は何を望んでおるかといふと、いいかげん福祉事業、どこへ使われかねぬ福祉事業、そんなものよりも、現に毎月納めてゐる負担金が〇・五%でも引き下げになるということ、これを非常に期待しておるのであります。町村職員が期待しておるものは掛金の引き下げでございます。これは現実には毎月響くわけでございますから、それがこの福祉施設ということで一部の人が利用するというようなものへ多額の金をつぎ込むということであれば、適正な運営ができないと、被害あるいは問題が非常に起るわけでございます。

町村職員が均等するということは引き下げでございますから、小林部長が全市町村の職員が希望しておる引き下げの問題、補助金の問題、これらを解決しないで福祉事業をやれと言ふのは、私は自治庁としてどうも片手落ちじゃないかと思ふのですが、この点一つお答え願ひたいと思ひます。(笑)

○大矢委員長 関井参考人に申し上げますが、質疑討論は自治庁の中でやつてもらいたい。ここは参考人ですか……。

○中井委員 関井さんの御意見は十分わかりました。大体私も心が配つておりました点と同じであります。

そこで、さつき小林君から概括的な回答があつたが、いろいろ話を進めておきますと、私もちよつと触れましたが、大体この恩給という概念はどうか、少しかしい。町村恩給というのとは一体何ですか。あなたのような改正案なら恩給じゃありません。国の恩給といふ違ひます。恩給とは一体どういふことなんでしょうか。その辺のところをもう一ぺんはつきり御回答を願ひたい。

○小林(興)政府委員 恩給とは何ぞやと言われますと私はちよつと閉口するのですが、地方公務員法では退職年金、退職一時金という概念で実は来ております。ところが従来の経緯からいへば、これは町村職員恩給組合法という名前が発足しておるわけでありまして、中身は要するに国家公務員の恩給の実体と同じものを府県市町村にもやろう、こういうことできておるわけでございます。事は恩給という言葉がいかにどうか、それは御議論がありましようが、国については恩給という言葉を使つたから、この法律を作るときは町村職員恩給組合法と、従来そういう名前で行つておつたから、そのまゝ使つてきたのだらうと思ひます。実体は全く恩給法の中身と一緒にして、退職年金とか、障害年金、遺族年金、遺族一時金、こういう中身でございます。

○中井委員 中身は一緒だとおっしゃるが、そういうことになれば、国の恩給法にはやはり福祉事業をやつてもいいとか、慰安施設を持つてもいいとか、そういうものがありますか、何もないじゃありませんか、国の方はどうもおかしい。それからそういうような事情ならば、私はもつと慎重に研究してらつて、こんなものは何も本国会でぜひやらなければならぬという法律案ではありません。これは昭和十八年に、戦時中の国家主義のなやかなりしまつて最中に作つたから、恩給という名前になつたのであつて、こういうことになれば、あなたの方のお考えをすなおにすつと解釈すれば、もう恩給という概念には当てはまらない。それから国がそれまで御親切にお世話をなさるのならば、いろいろ助成というやうな面がありますが、この点についてはどうですか。交付税の中に入つておるといふやうな御回答だが、交付税ではどれぐらゐるののですか。この点を、小林さんではわからぬかもしれせんから、どなたか部長さんからでも御答弁願ひたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 国の恩給法との比較がまた出ましたけれども、今の給付の建前が、御承知の通り国は予算制度でやつておりますからいろいろ問題は起りようがない。しかしこれは積立金方式をとつておりますから、結局積立金である程度の基金ができる。その基金はいろいろ運転をする、長期、自給、安全というやうな考え方を当然としてきまつし、その運転の一つの方法としてそうした福祉経理もやり得るのではないか、こういう考え方だけなので

あります。みんなそこへそそぎ込んで穴をあけるといふ問題ではないのでありまして、それぞれ自給自足というか、経理がとんとんになつていくやうな形で、福祉事業というものは運転をしていくという考え方です。それで、それで今の共済制度全般につきましてはその問題になるやうなことがなしに円滑に行われてゐるわけでございます。その点からいへば厚生年金でもやはりそうでございます。厚生年金基金といふものがある、やめたあとで年金をやる。この資金の運用の一つとして、たとえば住宅の方に運転するといふことが当然考えられるのです。それだけ資金があれば、資金の運転をなるべく市町村のために、あるいはその基金を納めた職員のために運転し得ること、も考えられてしかるべきじゃないかといふことでございまして、その点を一つ御了承願ひたいと思ひます。

それから交付税の算定ですが、今の恩給については退職料その他として三十一年度の財政計画では二十八億五千二百万円と一応算定されております。

○中井委員 そうすると国の恩給と町村の恩給は、給付の現実の数字あるいは年限、そういうものは同じだらうと思ひますが、一方は予算措置であり、一方は積み立てということになつておつて、そういうことになればこれはもう国の恩給と基本が違ふわけですね。ですからやはり町村恩給法の改正というのでは、どうも私もよく納得がいかなう。この名前にこだわらうやうであります。従つてあなたの方のやうなお考えならば、あと半年ばかりして、町村会の会長さんあたりの意見を最高度に取り入れて、黙つてやつてしまふのではなくて——あとで説明をして納得してもらつたという、きのうかおとこの小林部長の話であつたが、きょう何うとちつとも納得されておらぬ。こういうやうな次第でありますから、よくその間の調節をとられまして、この案をあらためてお出しになるというのがほんとうであらう。これは町村の吏員と自治庁の關係であります。そう天下の大勢をどうこうするといふ法案ではありません。従つて、政府はさらによく研究し直しますといつて、これを引つ込めても別に政府の面子にかかわるというほどのことでもないものでありますから、この点はどうぞ一つもう一度考え直してもらいたいと思ひます。私は簡単に考えておりましたが、なかなか問題があるやうでございますから、きょうはその点だけを申し上げまして、次の質問者と交代をいたします。

○北山委員 きょうは大へんお忙しいところを関井会長に来ていただきまして、たが、久しぶりで生きのいいところを聞かしていただきまして大へん参考になりました。どうもありがとうございます。自治庁と町村会の間も大へん仲のいいところを見せていただきまして、ただいまの質疑によつて、大体私も今までお伺いした点の裏づけといたしまして、いろいろ参考になりましたが、関井さんにお伺ひいたします。三のいわゆる福祉事業という事項もいろいろ種類があるわけなんです。いろいろな保護施設とか旅館とか教養施設という点と、それから職員の貯金の受け入れ及び運用、それから職員の臨時

支出に対する貸付、これらの事業があるわけなんです、そういうものはすべていけないという意味であるか。私どもはこの第一号と第二号の分については、これは先ほど来お話があったようないろいろな施設に資金を固定してしまふ、二重投資の懸念もあるというふうに思うのですが、第三号ないし四号、貯金とかあるいは資金の運用をやつてそれをほかに回すと同時に、職員等にも貸付をするというふうな点は、同じ福祉事業でもちよつと違うんじゃないかと思うのです。従つて一号、二号は適当ではないが、三号、四号の仕事は適当だとお考えになつてゐるか。これは区別して考えてもしかるべきじゃないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○関井参考人 福祉施設のうちの三号、四号でございますが、これは北山先生のお話のように一応必要性も考えられるのでありますが、この事業としてましては非常に検討を要する事業だと思ふのでありまして、不用意に出発するよりも、もう少し検討を加へましてやつたらいんじゃないかと思ひます。ことにこの貯金の受け入れ、あるいは信用組合のような仕事は非常に複雑性もありますし、貸付等につきましても現在は町村の財政面が非常に困つておりますので、つなぎ資金を恩給組合から出してあります。直接この交付税が決定いたしました入つてこないとか、補助金が入つてこないとかいふ、責任のある見返り資金のあるものは恩給組合で出してあります。ただ一時的に金がないという時貸しは絶対貸さないわけでありまして、そういう見返り資金として、完全に国の方か

らあるいは県の方からひものついたものだけは立てかえてつなぎ資金を出すわけでございます。それから恩給組合が連合いたしました、茨城県のときは県が三千五百万、恩給組合が三千五百万、たとえば七千万円の基金を作つて、それを知事の責任におきましてつなぎ資金に三ヶ月の期限で貸すわけでございます。恩給組合単独に貸す場合もございまして、ですから職員といひますと数千人、たとえば多いところが一萬二千人、少ないところで五、六千人がこの対象になるわけでございます。これは相当大きな仕事だと思ふのでございまして、性格から見まして相当研究を要するものではないかと思ひます。町村職員にはこういう施設が必要でございまして、また要望しております。そこでこの問題、町村職員を守る意味におきまして、あらためて何とか考へたいと思つておりますが、ここで簡単に自治庁の思ひつきくらいでやられたのでは、実務事務を担当する町村恩給組合としてはいろいろ支障があると思ふのでございまして、もう少し検討をし、自治庁のお教を願ひまして、そうして間違ひのないような方法でやらねばなりません。重要法案山積のときでもありますから、あつてもなくてもよいようなことで、非常にお忙しい議員さんをわずらわすことはよくないと思ひます。

○北山委員 それから、先ほど関井さんからお話がありましたように、この恩給組合について、職員の負担もそうですが、特に町村側の負担金の率が非常に高いので、これを何とかして幾

らかでも安くしたい。それがほんとうの希望だというふうなお話があったのですが、町村側の負担金、この率が少しはたしか千分の百十五ですか、そういうふうになつておるといふお話でございまして。この根拠は、何かこちらから政令等で基準を示しておるわけですか。

○小林(興)政府委員 現在の負担率はそういう法令の根拠はありません。今のそれぞれ規約で定めるわけですが、ただ、しかしそれは精密な保険数理を必要とするものでありますから、全国連合会の方と自治庁の方と相談をして、専門家によつて得た数字を基礎にして、事を進めておるわけでございます。

○北山委員 そうすると千分の百十五とか何とかが数字は、技術的に言へばその専門家のそばの都合によつてきまつてしまふ、こういうふうな結果になつておるのではないかと思ふのです。そうすれば、とにかく自治庁としては規定の根拠に基いて、全国的にことはこういう率でやるようにという基準を示すのではないというふうなお答えでありますから、これは極端に言うならば、組合でありますから、組合が自主的にこの料率を下げるといふことは可能ではないか。特に前にいたいただきました資料によつてみますと、自然保険料率は第一年度の昭和三十年で千分の五十一という数字が出ておる。以下これから今後五年間あたりまでは六十から七十、五年目には七十くらいになるわけですが、ですからこれを一つ思い切つて千分の六十くらいに下げてみたらいかがですか。そんなことはできないですか。

○小林(興)政府委員 もう一度念のため申し上げますが、そういうものは制度だけを申し上げますと組合規約事項になつております。規約事項は町村で一部事務組合ですから、知事の承認事項になつておるわけですが、そこでこういうものは幾らにするかということ、これは保険数理の問題でもあるので、これは法律でそういうものについての保険数理に関する調査研究は連合会の方にも専門家がおります。自治庁の方にも国の共済組合その他の制度をやつております関係で専門家がおりますから、そこでも相談をしてどうするかという数字を出しておるわけですが、これにつきましてはきのうも資料で申し上げましたが、国の各種の共済組合はたくさんありまして、そういうものがみなそれぞれ一つの考え方、プリンスブルで数字を出しておるわけですが、これは当然保険数理というものはそういうものでありましょから、各団体はばらばらのものであるべきではないと思ふのであります。そういう一つの方法で同じ考え方、数字を出しておるわけですが、しかしながら現実の決定は組合規約ですから、どうしてもきめ得るわけではあります。結局その組合の運営管理というものをどういふ考え方であつていくかという、その基本の考え方次第で私は不可能な問題じゃないと思ひます。それで私も今の状況はやはりどう考へても少し高過ぎるはせぬか、しかしながらその高過ぎるという問題は、こういう考え方できつておるわけであつて、その考え方そのものについて何か調整を加えるかあるいはこの考え方の上に立つても、なお技

術的に下げ得る余地があるかという両方の問題があるかと思ひます。いずれにしてもその両方の問題そのものについて、もう少し検討の余地があるはせぬか、その点はみな同じ考えでございまして、そういう方向でもつと進めた。しかしながらこういう年金制度の基礎を危うくすることは、われわれ自身一時の個人的な気持で危うくしては将来の運営に支障がありますから、その点はある程度の見通しと判断をつけなければ年金制度などぶつこわしてしまふといふことで大へんなことになりまして、そういう問題は基本的にございまして、私はもう少し積極的に考へ得る余地があるんじゃないか、その方向だけは協力して見出して道を進めたい、そういう考えでございまして。

○北山委員 年金制度の基本になる保険数理の原則をくずせば、大へんなことになるというのですが、現に国家公務員については保険数理の問題にしては国恩給組合は歳出において必要額の百六十三億の予算を、おいて、そして掛金の収入分は七十九億ですが、これを収入にしている。ただ地方団体は団体の数がばらばらで、たくさんあるというだけの違いであつて、これを一体化すれば同じことなんです。もしも年金についてはそのような厳密な保険数理に基いて三十年も五十年も先のことまで考へて積み立てをしていかなければならぬというならば、国家公務員だって同じです。国は積み立てていかなければならぬ。どこに違いがあるのですか。そうすれば結局町村の恩給組合の場合には保険数理の専門家を救済するとい

うわけじゃないでしうけれども、その御意見に唯々諾々として従つておるにすぎない。しかも保険数理の専門家は保険数理についての専門家かもしれませんけれども、社会制度の変化であるとかあるいは貨幣価値の問題だとか、そういう問題についてはあまり考へておらぬじゃないかと思ふのです。来年のことを言つては鬼が笑うのですけれども、今この三十年五十年の先のことを考へて、現在の掛金負担金の率をきめていくということは、少し実態から遠いじゃないかと思ふのです。それまでは社会保険制度の変革なりあるいはまた貨幣価値等の変動があるわけでありまして、こゝろを考へるならば保険数理の専門家から聞くべきところは聞いても、やはり保険料率をきめる場合には、この際別な角度から当分自然料率だけをとり、もう積立金も百五十億あるのだから、積立金はこれ以上あまりふやさないで、とりあへず必要額だけを掛金でとつていくんだ、そうするならば五年くらいは千分の六十くらいで十分これをやっていくける、そういうふうな決定がなせできないんでしうか。これは関井さんの方で決定すれば、自治庁の意見なんかふつ飛ばしてやればやれないことはないようですから、関井さんのお考えを聞きたいのです。

○関井参事人 引き下げにつきましては目下検討中でございます。そういう面では自治庁でも、特に監督官庁でございまして、一つ御努力をお願いいたします。福祉事業あるいは貯金の受け入れとか貸付とかいふのはその後の問題にいたしまして、そういう面を御研究い

ただいとお教をいたしたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 今国の恩給の方式につきまして、これはごもつともな御議論であります。要するに考へ方が二つありまして、府県も現にそうなつておるわけですね。大きな市も加入しておらぬところは毎年予算方式で、何と申しますか、自然保険料式とか言つておられます。要するにそのものを毎年出していく、それと積立金の方式をとつておるのと二つあるわけですね。厚生年金とか一般の共済制度とか、これはそういう積立金の方式をとつておる。これは平準保険料式とか言つておる。要するに保険を将来長期にわたつてならしてしまふという考へ方の基本が出ておるわけですね。どうせ退職金ですから、退職者がふえていけばふえていくほど上つていくことは明瞭です。それでありまして、国恩給負担金が現にだんだんふえて毎年増加する一方になつて、恩給費をどうするかという問題があり得る、そうしますと今使つた人の負担を、将来の住民に転嫁させるという形に理論上なつてくるわけですね。そういうことはいかなるものだらうかというので、この平均料率負担率というものを長期にわたつて均分させようという建前でこれはできておるわけでございます。それでありまして、これは一つの考へ方だらうと私は思ふのです。しかしそこまで考へ方を極端に切り切つていくところに、私はやはり少し疑問がありはせぬか、そこらところをもう少し折衷していく考へ方というものがあつてはせぬか、そういう意味で今の負担金というよりなものを、もう少し根本的に考へてみたらどうだらうかというわけでございます。それで保険の技術者をどうこうというお話のことはもちろん考へておるわけではありませんが、要するにほかにもたくさん共済制度もあります。年金制度もそうです。そういう制度全般の最高の技術をわれわれはこの制度にも運用していくことを考へるべきだらうと思ふのです。ただ自治団体という特殊な性格もありますから、そういう事情になるべくあてはめて、自治団体の実情にも合うようにその方式を適合していくというのを考へるべきではないかというのを私の考へ方でございます。これにつきましては一つせつかく研究をいたしたいと思つております。

○北山委員 さつきの関井さんのお話ですと、自主的にやるというより監督官庁が自治庁としてあるのだから、そちらの方でもお考へ願いたいというところですが、やはりこれは監督官庁の御指示がなければできないというのか、その辺の關係はどうなのですか。それからもう一つは、ただいまいろいろなお話、補助金等のお話を聞いても、自治庁としてはこの町村恩給組合には補助金を出さないというふうな方針のようです。補助金を出すかわりに負担金の料率を下げてやる、そういう手もあるのです。補助金を積極的に出さなくてもいいから、とりあへず料率を下げるように指導する、これは予算を要せずしていい方法じゃないか。こういうふうないろいろな角度からこの料率をもつと検討されてしかるべきだと思ふのです。これは小林さん、担当部長としていろいろお考へのようにであります。やはりこの恩給組合の問題は重大な問題だと思ふのです。従つてこの問題については、私は財政経済学者である太田自治庁長官の御所見を聞きたい。この案件は俗に雑件と言われますが、決して雑件ではない。少くとも百五十億という積立金を持つた一つの団体なんで、町村職員恩給という重大な問題を扱つておるのです。しかも今言つたように今後何十年かの生活保障の政策というふうな非常に重要な内容を持つておるのですから、この問題は重要性において少くとも遊興飲食税の公給徴収証制度の比ではない。だから公給徴収証について政府与党が最高首脳會議をやるならば、この恩給組合についても十分慎重に扱つてもらつてしかるべきではないか。決して雑件ではないという意味から、この際私は太田自治庁長官に來ていただいて、この恩給組合に対する大臣の方針なり所見なりを承わらしていただきたい、これを一つお願いいたします。一応私の質問を終ります。

○大矢委員長 それでは本案に対する質疑はこの程度にいたしておきます。

○大矢委員長 それでは次に消防団員等公務災害補償責任共済基金法案を議題といたします。本案に対する質疑は昨日終了いたしましたので、これより討論に入ります。討論の通告はございませんか。——通告がないようでございますから、それでは直ちに採決いたします。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○大矢委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

○唐澤委員 この際私は自由民主党、日本社会党両党を代表いたします。ただいま議題となりました基金法案に對しまして附帯決議を付する旨の動議を提出いたしたいと存じます。まず案文を朗讀いたします。

附帯決議

政府は左の事項の実現に努力すべきである。

一、本制度の運営については、中央集権的弊害に流れるよう努めること。

一、共済基金に対する国の補助金については、基金の運用を充分ならしめるようすみやかに予算措置を講ずること。

一、水防団員等に関しても本法と同様の措置をすみやかに講ずること。

右決議する。

第一の「中央集権的弊害」の点でございますが、このたびこの法案が成立いたしますれば、中央に基金が設定される次第でございます。もしその運営が中央集権的に流れますと市町村も非常に迷惑いたします。本基金設定の趣旨にもそむく次第でございますから、十分この弊害の除去に当局として注意しなければならぬと考へる次第でございます。

第二の「国の補助金」の点でございますが、法文にはただ国が補助金を出すだけであるといふことが書いてあるだけであり、三十一年度の予算にも計上されておられません。これでは基金の将来の運用について多大の危惧の念を

抱かしむるわけでございますから、政府はすみやかに予算措置を講じなければならぬということでございます。

第三の「水防団員等に關しても」の点でございますが、火災の際は大体これでもよろしいと思いますが、水防に當りまして今日消防団員でない純粋の水防団員だけが全国で二十四万人もあるということでございますが、これらの人々の災害についてはこの基金の補償が及んでおりません。また臨時の協力者につきましても同様でございます。火を防ぐことと水を防ぐことは從來並んで考えられて参つておるのでございますが、この水防の際のこれらの人々の災害にこの補償が及んでおらないという事は、いかにも片手落ちでございますから、政府はすみやかにこれらの災害についても同様の措置を講じなければならぬということでございます。この三点につきましては、小委員会におきまして委員の方々全部から非常に御熱心な御主張がございました。これに基づきまして私はこの附帯決議案を緊急動議として提出いたしました次第でございます。

○大矢委員長 ただいま唐澤俊樹君より本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。これについて御意見なり質疑があればこれを許します。――質疑がなければ唐澤俊樹君提出の動議について採決をいたします。

本動議について御賛成の方の御起立を願います。

〔総員起立〕

○大矢委員長 起立総員、よつて唐澤俊樹君提出の動議のごとく本案に附帯決議を付することに決しました。

本案に対する委員会の報告書作成につきましましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議がなければさよう取り計らいます。午前中の会議はこの程度にいたしまして、午後は一時半から再開することにしていたします。暫時休憩いたします。

午後二時二十九分開議

○大矢委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案を議題として前会に引き続き項目別に質疑を行います。それでは事業税に移ります。亀山君。

○亀山委員 事業税につきましては、この際基礎控除を考へて、零細な事業の方々のことも大いに考慮すべきものであると思つておりますが、修正をされなかつた点につきまして、自治庁当局から一つお話を伺いたいと思つております。

○奥野政府委員 個人事業税の課税標準は事業者の所得をとつておるわけでありまして、所得税の場合には基礎控除のほか扶養控除その他の諸控除がございまして、所得がございまして納税者の範囲はかなり限定されて参るわけでありまして、これに反しまして個人事業税の場合には基礎控除だけでございまして、所得税を納めない人たかも事業税をかなり広範囲に納めて参ります。その結果零細な事業者に対して負担が過重になつてゐるのではな

いか、こりうふうな意見が多いわけでございます。

こりうふうな点にかんがみまして、先年、事業税の物税的な性格を持つておるものでありますにもかかわりませず、あえて基礎控除の制度をとることになつたわけでありまして、この基礎控除の額をしかも年々引き上げて参つたわけでありまして、二十九年までは基礎控除の額は合せて七万円にいたしました記憶いたしております。それをさらに昨年の改正におきまして十

万円にまで引き上げたわけでありまして、その際にこれを逐次引き上げていくという趣旨のもとに三十一年からはさらに十二万円に引き上げる、こりうふうな改正を同時に行なつたわけでありまして、従いまして昭和三十年分の事業税につきましては基礎控除額が十

万円であつたわけでありまして、昭和三十一年分については基礎控除額が十二万円にふえるわけでありまして、言いかえれば、零細事業者の負担緩和の措置を三十一年分につきましてはすでに前年において措置をしたのだ、こりうことになつたわけでありまして、この結果納税義務者の範囲も若干減つて参るわけでありまして、一般に自然増収が見られるわけでありまして、個人事業税につきましてはこの改正の影響が現われて参りますので、三十一年につきましては三十億圓近い減収になつてゐるわけでありまして、所得税の基礎控除額が八万円でございますので、十二万円ということになりまして、一倍半に定めてゐるわけでありまして、この程度まで基礎控除の制度を拡張すれば個人事業税としては無難なところまでいく

のではないかとこりうに思つております。

戦前の事業税のあり方と今日のあり方と比べて参りますと、従来の營業税といつた時代でありましたが、基礎控除の制度はございせんでしたので、税率も異なつておりました。これと比較いたしますと、たしか年所得百八十万圓以下の人は負担が戦前よりも軽くなつております。それ以上の方は逐次所得がふえるに従ひまして負担が重くなつていく、こりうな姿でありまして、戦前よりも合理化された姿になつて参つたと考えております。

○亀山委員 もう一つ伺いたいと思つておりますが、主として自家労働をもつて営む大工、左官、板金、植木業、こりうな人々に対する事業税に對しては非常に陳情も多いのであります。小委員会ではいろいろ御議論もあつたと私は聞いておりますが、これに對しての奥野税務部長の御所見はつきりとお伺いしたい。

○奥野政府委員 いわゆる大工、左官の職を行なつてゐる人々が単に賃金をもらつてやつてゐる限りにおきましては、事業税の課税対象にはならないわけでありまして、こりうないわゆる一人親方といふよりか、こりう人々たちであります。ときには請負的な事業もやるわけでありまして、規模が小さくても請負的な形態を伴ふ仕事のやり方をいたします場合には、請負業として事業税の対象になつて参るわけでありまして、この請負業とみなされる部分については、所得税で申しますと給与所得がなしに事業所得とみなされる部分がありまして、場合に事業税の対象になつてくるものですから、こ

いろいろな問題が起つて参ると思つております。請負業のうちでも、その請負業のあり方によつていろいろ分けるということになりますと、同じような物品販売業一つをとりましたと、百貨店を営んでおりますものも物品販売業でありまして、露店に物を並べて売つておりますものも物品販売業であるわけでありまして、こりうに請負業でありまして物品販売業でありまして、その経営の姿で線を切るといふことは非常に困難な問題でございます。しかし零細な自家労働を中心とする事業につきましては、あつた限り負担を緩和していかなければならぬと思つております。これをどういふ形でやるかといふことは、やはり基礎控除額をある程度まで引き上げて、こりう制度を通じて零細な所得者の負担を緩和するという道をとるよりいたし方がないのじやないか。こりうよりなところから事業税が物税だと觀念されてきた今までの考え方からいいますと、基礎控除制度をとること自体が非常に問題があつたわけでありまして、あえてこれを踏み切られて、所得税の場合の基礎控除額の一倍半まで高めるといふような措置をとつて参つたわけでありまして、

さらに一人親方の所得を、給与所得、要するに雇用契約に基づきまして賃金を受けてゐる所得と、請負と見られる事業所得とこれをどう振り分けていくかといふことについても一つ問題があつたわけでありまして、そこで昨年来国税庁との間でいろいろ話し合ひをしてきたわけでありまして、大工とか左官、トビ職とか、こりう人々――店舗を設けてゐる事業場として

やっております場合には、これは事業所得
になつてゐるわけですが、むしろ
雇用契約に基いてやつてゐる他面に
請負に類する所得もあるのだ、これを
どう振り分けるかという場合には、一
応報酬額が三十万円以下の場合には、
収入額の多い度合いに依りましてその
一定割合を給与所得にかかる収入額と
みなす、自余のものを事業所得にかか
る収入額とみなす。この部分からさら
に必要な経費を控除しまして事業所得
を算定する。そうしますと請負業に属
する所得とみなされる部分が非常に小
さくなつてくる。これから基礎控除を
落して参りますと、事業税の対象にな
るものがむしろ例外的になつて参るわ
けであります。これをさらにもう少し
範囲を広げたらどうかということ、
年収額が三十万円までの部分について
こういう特別な取扱ひをして参つたわ
けであります、国税庁と話し合ひを
いたしました、五十万円まで広げる、
五十万円のものまでこういう簡易なや
り方で事業所得とみなされる収入額の
範囲をきめる、こういう行き方をする
ことにしたのであります。もとより正
確に事業所得を区分すればそれはそれ
でけつてあります、そういう緩い措
置をとることによつて負担の緩和をは
かつていこうというようにいたしました
でございます。

らみ合せながら、国会でいろいろ御意
見のありますことは十分しんしゃくす
る努力を払つて参りたいと思つておる
わけでございます。

衆浴場業の公衆的な性格等を検討し
て、できる限り国会においていろいろ
議論なさつておられます点の解決をは
かれるように努力して参りたいといふ
ふうに存じておるわけでありませう。

いまして相当の収入も府県にもたらさ
れてくるというふうな税種が必要では
ないか、こう思ふわけでありませう。そ
うしますと地方団体の施設に伴つて事
業の繁栄もたらされて参るわけでご
ざいますので、事業に対する課税とい
うものは府県の税制としてぜひ将来と
も続けていかなければならないのじゃ
ないだらうかというふうに考へてゐる
わけでありませう。その場合に事業に対
する課税に當つて課税標準を何に求め
るか、これはいろいろ意見のあること
ろでございます、そういうようなこと
とから明治年間におきましては従業者
数を使ひました、売り上げ金額を使
ひました、あるいは間口をとりまし
たりいろいろやつて参つてきておりま
す。その後国税に移された後、大正年
間に入つてから所得税の補完税的な役
割も考へまして、収益、純益というも
のを課税標準にしたわけでありませう。
その後二十二年からまた府県の独立税
になつたわけでありまして、そういう
しましてから一そう公益的な課税のあ
り方というものは事業税の課税標準の
中に持ち込んでこなければならぬとい
ふことが、こういうふうに思ふわけ
でございます。それがまた事業税のあ
り方を改正してシャウブ勧告において
付加価値額を課税標準にしたらどうだ
らうか、その場合に税の名前をどうし
たらいいだらうか、事業税にしたらい
いか、付加価値税にしたらいいかとい
ういろいろ考へたのであります、課税標
準が變つたのであります、事業税の
のあり方も變つたのだというこゝを明
確にするという意味において付加価値
税と名前をつけよう、こういうことに
私たちは當時考へ、国会でも御賛成い

ただいたと思ふのであります。ところが
付加価値税に變更しますと負担の激変
を来すものでありますから非常に大き
な問題にもなり、結局従来の所得を課
税標準とするあり方を続けていこう、
負担の激変を避けよう、こういうこと
になつたわけでありませう。こういうよ
うな経緯を経て参つてゐるわけであり
まして、課税標準の取り方については
いろいろ今後とも意見はあろうかと思
つてゐますが、府県を自治団体とし
て進めて参ります以上は、事業に対
する課税といふものを府県の税として
持ち続けていかなければならぬ、か
ような考へ方を持つておるわけでご
ざいます。

○中井委員 今の説明で大体気持はわ
かりました。しかしながら大蔵省あた
りにおきましては、この際も事業税
をやめてしまつたらどうかというよ
うな基本的な考へ方があるやに伺いま
す。さらにまた府県が存立する限り
はこういう税金は必要であるという
が、現実にはきのうも門司委員から
話があつたと記憶いたしております
が、府県の自己財源というものはも
ろ六〇%、五〇%とどんどん減つて、非
常に多いというふうなところはもう東
京、大阪、ごくわずかな府県で、あ
とは非常に少ない、そういうことはま
問題にならぬくらい少い、交付税の方
がうんと金額は多いというふうな実情
であります。そういう面からいしまし
ても私はまた事業税についていじると
いふのであります、改善の方に向うなら
ばいいのであります、一挙にこれは国税
に移管するとか何とかさういふいろ
うな議論が起つてははしないかとい
うことをおそれましたのでお尋ねした

見のありませうことは十分しんしゃく
する努力を払つて参りたいと思つてお
るわけでございます。

○中井委員 事業税のことにつきまし
てはいつも国会でいろいろ問題にな
るのですが、私はこの際政府の事業税
に対する基本的な立場といひます、か
態度、そういうことをあらためて伺
つておくことが必要じゃないかと思
つてあります。

この事業税については毎年々々、先
ほどから御説明もされましたように
たしました、数年來非常に議論があ
ります、政府としましてはこの
事業税を将来廃止の方向に持つてい
くといふふうな考へをいたしておるか、
あるいはまたこれは当分持ち續けてい
かねばならぬといふふうに考へてお
られるのであるか、最初にこのことを
伺つておきたいと思つてあります。

○奥野政府委員 私たちが地方税制を
考へます場合には、やはりこれらの制
度によつて収入を得ておられます地方
団体の性格といひます、あるい
はこれをどう持つていくかといふこと
もあわせて考へていかなければなら
ない、こういう考へでおるわけであり
ます。地方制度の一つの根本をなすも
のが税制だといふふうに思ふわけでご
ざいます。そういう場合に事業税は現在
府県の財源になつておられます。府県と
いふものをどう考へていくのか、もし
自治団体としてその発展をはかつてい
くといひますならば、自治団体がい
ろいろと施策を講じていく、発展策を
はかつていくという場合に、それに伴

たいたと思ふのであります。ところが
付加価値税に變更しますと負担の激変
を来すものでありますから非常に大き
な問題にもなり、結局従来の所得を課
税標準とするあり方を続けていこう、
負担の激変を避けよう、こういうこと
になつたわけでありませう。こういうよ
うな経緯を経て参つてゐるわけであり
まして、課税標準の取り方については
いろいろ今後とも意見はあろうかと思
つてゐますが、府県を自治団体とし
て進めて参ります以上は、事業に対
する課税といふものを府県の税として
持ち続けていかなければならぬ、か
ような考へ方を持つておるわけでご
ざいます。

○中井委員 今の説明で大体気持はわ
かりました。しかしながら大蔵省あた
りにおきましては、この際も事業税
をやめてしまつたらどうかというよ
うな基本的な考へ方があるやに伺いま
す。さらにまた府県が存立する限り
はこういう税金は必要であるという
が、現実にはきのうも門司委員から
話があつたと記憶いたしております
が、府県の自己財源というものはも
ろ六〇%、五〇%とどんどん減つて、非
常に多いというふうなところはもう東
京、大阪、ごくわずかな府県で、あ
とは非常に少ない、そういうことはま
問題にならぬくらい少い、交付税の方
がうんと金額は多いというふうな実情
であります。そういう面からいしまし
ても私はまた事業税についていじると
いふのであります、改善の方に向うなら
ばいいのであります、一挙にこれは国税
に移管するとか何とかさういふいろ
うな議論が起つてははしないかとい
うことをおそれましたのでお尋ねした

○奥野政府委員 公衆浴場のうちでも
特に大衆的な経営のものについては、
国会の中で第一種事業から第三種事業
に移すことによつて負担の軽減をすべ
きだ、こういう御意見の多いことを承
知いたしてゐるわけでありませう。先
年クリニグ業とともにこの公衆浴場
業が事業税から特別所得税に移され
た、今で言いますと、第一種事業から
第三種事業に移された、そうすること
によつて適用税率の引き下げがはから
れたことがあるわけでございます。そ
の後特別所得税と事業税とを統合しま
して、事業税に一本化したわけであり
ます。その際に公衆浴場業もクリニ
グ業もともに第一種事業にしたわけ
であります、クリニグ業が一昨
年でありましたか、国会の方で第三種
事業に移されたわけでありませう。そ
れとの関連もございまして、さらに公衆
浴場業も第三種事業に移すべきだとい
ふ意見が台頭して参つたと思つてあり
ます。その辺の事情は政府におきま
してもなお十分検討を加へまして、公

衆浴場業の大衆的な性格等を検討し
て、できる限り国会においていろいろ
議論なさつておられます点の解決をは
かれるように努力して参りたいといふ
ふうに存じておるわけでありませう。

いまして相当の収入も府県にもたらさ
れてくるというふうな税種が必要では
ないか、こう思ふわけでありませう。そ
うしますと地方団体の施設に伴つて事
業の繁栄もたらされて参るわけでご
ざいますので、事業に対する課税とい
うものは府県の税制としてぜひ将来と
も続けていかなければならないのじゃ
ないだらうかというふうに考へてゐる
わけでありませう。その場合に事業に対
する課税に當つて課税標準を何に求め
るか、これはいろいろ意見のあること
ろでございます、そういうようなこと
とから明治年間におきましては従業者
数を使ひました、売り上げ金額を使
ひました、あるいは間口をとりまし
たりいろいろやつて参つてきておりま
す。その後国税に移された後、大正年
間に入つてから所得税の補完税的な役
割も考へまして、収益、純益というも
のを課税標準にしたわけでありませう。
その後二十二年からまた府県の独立税
になつたわけでありまして、そういう
しましてから一そう公益的な課税のあ
り方というものは事業税の課税標準の
中に持ち込んでこなければならぬとい
ふことが、こういうふうに思ふわけ
でございます。それがまた事業税のあ
り方を改正してシャウブ勧告において
付加価値額を課税標準にしたらどうだ
らうか、その場合に税の名前をどうし
たらいいだらうか、事業税にしたらい
いか、付加価値税にしたらいいかとい
ういろいろ考へたのであります、課税標
準が變つたのであります、事業税の
のあり方も變つたのだというこゝを明
確にするという意味において付加価値
税と名前をつけよう、こういうことに
私たちは當時考へ、国会でも御賛成い

ただいたと思ふのであります。ところが
付加価値税に變更しますと負担の激変
を来すものでありますから非常に大き
な問題にもなり、結局従来の所得を課
税標準とするあり方を続けていこう、
負担の激変を避けよう、こういうこと
になつたわけでありませう。こういうよ
うな経緯を経て参つてゐるわけであり
まして、課税標準の取り方については
いろいろ今後とも意見はあろうかと思
つてゐますが、府県を自治団体とし
て進めて参ります以上は、事業に対
する課税といふものを府県の税として
持ち続けていかなければならぬ、か
ような考へ方を持つておるわけでご
ざいます。

○中井委員 今の説明で大体気持はわ
かりました。しかしながら大蔵省あた
りにおきましては、この際も事業税
をやめてしまつたらどうかというよ
うな基本的な考へ方があるやに伺いま
す。さらにまた府県が存立する限り
はこういう税金は必要であるという
が、現実にはきのうも門司委員から
話があつたと記憶いたしております
が、府県の自己財源というものはも
ろ六〇%、五〇%とどんどん減つて、非
常に多いというふうなところはもう東
京、大阪、ごくわずかな府県で、あ
とは非常に少ない、そういうことはま
問題にならぬくらい少い、交付税の方
がうんと金額は多いというふうな実情
であります。そういう面からいしまし
ても私はまた事業税についていじると
いふのであります、改善の方に向うなら
ばいいのであります、一挙にこれは国税
に移管するとか何とかさういふいろ
うな議論が起つてははしないかとい
うことをおそれましたのでお尋ねした

ただいたと思ふのであります。ところが
付加価値税に變更しますと負担の激変
を来すものでありますから非常に大き
な問題にもなり、結局従来の所得を課
税標準とするあり方を続けていこう、
負担の激変を避けよう、こういうこと
になつたわけでありませう。こういうよ
うな経緯を経て参つてゐるわけであり
まして、課税標準の取り方については
いろいろ今後とも意見はあろうかと思
つてゐますが、府県を自治団体とし
て進めて参ります以上は、事業に対
する課税といふものを府県の税として
持ち続けていかなければならぬ、か
ような考へ方を持つておるわけでご
ざいます。

二十九年度で、もうすでに二百四十億、——もちろん基礎控除は上りまゐた。いろいろと税体系の変更もありましたけれども、特に法人におきまして二十九年度が六百三十八億で、三十一年度は六百九十一億、ほとんど変りがなない。去年から法人関係は、これまで非常に赤字で苦しんでおったところでも大いに黒字に転換しつつある。今造船関係などは、配当の復活でもとてもみみ合ひをしておるといふふうな状況から考えて、どうしてもこの点は納得がいかないのです。この数字はもちろん制度の改正もありましようが、どういふふうになつておるか、もう少し詳しく御説明を願いたい。

○奥野政府委員　二十九年におきまして、事業税でかなりの増収がございました。二十九年は御承知のように国が一兆円予算をとりまして、デフレ政策の転換をはかった年でございます。しかし後半におきましてかなり景気の持ち直し等もあつたりいたしましたので、国税地方税を通じまして、当初考えておつたよりも、あるいは政策が非常に効果を奏したということになるだらうと思うのでありますが、増収を得て参つておるようでございます。三十一年度につきましては、三十年度の財政計画上の数字が法人分では六百九億二千四百万円であるのに對しまして、六百九十一億三千六百万円と、八十二億一千二百万円の増を見ておると思ひますが、そつたいたしますと一四%程度の増となります。ただ個人分につきましては、先ほど龜山さんの御質問に對してお答えをいたしましたように、基礎控除額を引き上げておりますので、十九億八千四百万円の減を見ておるわけで

あります。従いまして差引いたしますと六十二億二千八百万円ということになるわけでありまして、これはやはり一種の制度改正の關係による減税分を差し引いておるからでありまして、法人分につきましては御指摘のように、かなり大幅な自然増収額を見込んでおるわけでありまして。

○中井委員 説明は予算の比較だけではありません。三十九年度の計画と三十一年度の計画——計画はそうであるが、決算はすでに二十九年度において、法人について約四十億も開きがある。三十九年度の計画よりも二十九年度の決算が四十億多いのです。私はこれだけ見ても、今度非常な問題になりました軽油引取税とか、あるいは三公社の納付金とか、あれだけ大騒ぎをして皆さんがお出しになったものが、総計百二十億であります。そういうものを比較いたしますと法人の事業税だけで四十億、三十九年度の計画よりも二十九年度の決算の方もふえておるのです。従って私は、これは財政部の關係かもしれないが、こういう確実過ぎるほど確實を見て、そうしてまた新税を設けていくということについては、どうも納得がいきません。あなたは三十九年度の計画と三十一年度の計画だけを比較すれば一四億増になるのではありませんが、しかし現実には決算であります。三十九年度の決算ならまだですよ。二十九年度の決算において四十億ですから——これは二年ずれておるわけですよ。二年ずれておるのですから、私はもうこれだけで百億くらいは違ひはせぬかと思ひます。この点どうですか。

○奥野政府委員 もう少し詳しく御説明すればよかったかと思ふのであります。すが、二十九年から附加価値税を完全に廃止いたしました、事業税を存続することにしたわけでございます。この附加価値税を実施しますのは一月一日から切りかえる、こういう形にしておったわけでありまして、それを二十九年度の一月から事業税に切りかえてしまったわけでございます。四月一日から切りかえるのですと、ちょうど一年分なんです、二十九年度はそういう關係で一月から事業税に切りかえて、その収入が二十九年度に入ってくるわけでございますので、二十九年度分の事業税だけは異例的に十三カ月分入っているわけでございます。これが一点であります。もう一つは、二十九年度に事業税を恒久化するのに伴ひまして、十二カ月決算の法人につきましては、六カ月決算の法人につきましては、六カ月済みますと中間で申告納付しなければならぬ義務を課したわけでございます。従つて十二カ月決算の法人は、従来の制度でいましましたならば、三十九年度に納めるもので二十九年度に納付させることにしたわけでございます。

増加割合を見込んで、法人税の場合と同じペースで、法人事業税の三十一年度の収入額を見込んでおるわけでございます。三十年の実績を基礎にして見込みを立てておるわけでありまして、地方財政計画の数字を基礎にしてはいないわけでございます。

○中井委員 なかなか上手な説明ですけれども、どうも納得がいきません。それならば二十九年度の財政計画における事業税の法人分というものは幾らであつたのですか。私は今手元に資料はありません。三十九年度以降のものしか持つておりませんが……

○奥野政府委員 二十九年度の法人分の実績は、先ほど申し上げたような六百三十八億九千九百万円でございます。

○中井委員 計画は……

○奥野政府委員 計画は五百七十八億四千八百百万円でありました。これは先ほど申し上げましたように、一兆円予算との關係もあつて、非常にデフレ的影響を多分に帯びてくるのじゃないだろうかというふうに予想しましたのが、非常に明るい姿が後半になつてから出て参つたというところの食い違ひであらうと思つております。

○中井委員 予算の食い違ひ——デフレになるであらうと思つたところが実際はよかつたという、そのよかつた姿が、その後二年続いているのです。ですからもういいかげんにそれは修正された方が私はいいと思ひ、制度の変更はあつても、その二十九年度の予定と決算で六十億も違つております。三十九年度は一月分よけいとつたとおっしゃるけれども、一月分よけいではおつたかないほど、おそらくこれは増収になつておると思ふ。従つてことし

の一月からも、大いにデフレでもつてこの法人あたりの所得がうんと減るといふ傾向は別にまだ見ておられておる。きのうからきょうあたりにかへましては、株式の取引なんか、終戦後初めてのようになつておるのではありません。私は今の姿は何も正常だとは言いませんが、現実の姿はこういう形ですから、それは税務当局としてはお固く御判断なさること、これは事務当局としてはそうでありまして、けれども、あまり離れ過ぎておるといふことになりまして、苛政誅求といふふうなことに一方いねばならぬと私も考へておるものであります。

この点は總括的なことでありまして、この程度にいたしておきます。が、この事業税に關連いたしまして、ちよつと小さいことでお尋ねいたしましたのだが、外形標準でいくか所得でいくかというふうなこと、これもいつも議論になつたのでありますが、ちよつとそれに関連いたしまして、あるいは直接關係はないかもしれませんが、この委員会でも問題になりましたが、労働金庫や信用金庫につきまして、これまで特にその積立金が四分の一に達するまでは、特別な配應をするような法令になつておりましたのが、昭和三十一年度からはこれが廃止になる。今度の改正案には出ておると思いますが、あれは去年でありましたが、そういう改正をいたしたと思ひますが、その辺のところはどうでございますか。

○奥野政府委員 協同組合事業につきましては、その基礎が強固になるまでは事業税の負担についても緩和措置をとらう、こういうような趣旨で、積立

金が出資総額の四分の一に達しないものについては、負担緩和の制度を規定しておたわけでございます。その後、法人税につきましては同様の趣旨が取り入れられることになつたわけでありまして、両方とも、積立金が出資総額の四分の一になるまでは負担緩和の措置が、その内容は違つておるわけでありまして、とれることになつております。その場合に、地方税法の場合には法定積立金と規定しておりました。法人税につきましては、あらゆる積立金を合計して、その積立金の額が出資総額の四分の一になるまでのものについて、負担緩和の措置をとつておたわけでありまして、所得の計算につきましても法人税に合せることになつて参つたわけでございます。で、基礎が強固になつておる。かまだなつていないかという認定の基準につきましてもこれを合せることが適當ではないか、こういうふうな考へ方のもとに、昨年度法定積立金としておりましたのを、単にあらゆる積立金を含めた法人税の場合と同じ積立金という言葉を使うことにしたわけでございます。その結果、信用金庫等におきまして、いろいろな積立金を特に比較的多く持つておる、法定積立金は少いが、その他の積立金をかなり多く持つておる、従いまして今までの恩典にあらずかれないものが非常に多く出てくる、言いかえれば普通の課税を受け、そういうふうなことから、大へん問題にされて参つたわけでございます。ところが法人税の場合には、一般の協同組合につきましては、特別な緩和措置をとつておるわけでありまして、信用金庫につきましては、そうい

○大矢委員長　今、大臣が四時までというところで御出席になっておりますから、大臣に対する質問を先にやっています。ただぐことにいたします。中井君。

○中井委員　今ちょうど質問の途中であります。これも大臣に一度お尋ねいたしたいと思っておったのであります。問題の内容は事業税です。事業税

万円から六十万円も税金がふえる。そうなりますと率直なところが、貸金の金利を一厘くらい上げなくちゃさばんがとれていけない。預金を融通通得に運営できるならいいが、そうはいきませんから、七割以内のものでまじめにやっても二銭何厘か知りませうが、これを一厘でも上げなくちゃいぬ状態なのでございますか。三億くらいの貸し出しでそうして金利を計算いたしましたして、五、六十人の従業員でまじりましたら、計算をいたしまするとどうしても一厘高になる。今日金利引き下げの傾向にあるときに、特にこういう政府の施策のために逆に金利を上げているかなくちゃならぬといううなことであつては、とてもたまりませんというのでございます。この点は私は事務当局にお尋ねをいたしてもなんだと思ひますが、大臣としまして国策の一環として、金利低下の傾向にあるのに、やむにやまらず金利を上げなくちゃならぬということに迫り込んだ税制について、これは早急に修正をするとか、それはこれまで通りでいい、さらに延ばすというふうなことに ついて、私は大臣の率直な見解を伺つてみたい。この点はきよりのこんなところでの問答だけでは時間の関係がありますからできませんですけれども、私はそういう話を聞いて参りました。率直に言うとその通りであります。銀行の経営でありますから、他に特別のうまい汁も考えられないわけです。ですから、そういう次第でありますかどうか、この点について奥野君はああ言えはこう言うといううな次第で、先ほどから大臣の来るのを待つておるのですが、これは大きな問題で、特に地

方の中小都市におきましては中小企業を防衛する建前からいって、大問題と思うのであります。意見を一つ伺てみたいと思います。

○太田国務大臣 中井委員の御質問最も適切な今の庶民金融について問題でございまして、私もそのこと承知しており、また金利低下の現状、おきまして金制を上げなければならぬという情勢も、これは悪いことと思つてます。ただいまの所得主義によつておけるとはいいながら、かような重大な役割を持つておる庶民金融といふしまして深く實際を調べまして、そとして実はいろいろ私の頭の中に、現状における地方税といふものが、皆様方の中に御質問の中にも出ておられた言葉を考へまして、十分考へなければならぬといふ問題がたくさん出た、そのうちのひとつといつたしまして信用金庫の問題も考へたい、かように感じております。

○中井委員 今の御答弁ではお氣持がわかりますが、これはさっそく一つ一つやつてもらいたいと思うので、十分考へるという程度じゃなくて、最も近い機会に政府としては善処をしてもらいたい。社会党はもちろん修正案を出しまするけれども、そういう意味においては、もう少しはつきりとした御見解を承わりたい。というのは、今までも問答しておりましたのですが、事業税は非常に伸びのある税金でありますから、実は大臣はあまり御存じないかも知れませんが、二十九年年度の決算、おとしの決算がごししの地方財政計画の総計とあまり変りはない。これはもう私は五十億や百億は離れると思う。これだけで自然増収百億しか見ておりません。非常に少いということを私は

申し上げたその一つの例なのであります。この百億の中に増加分も入っているのですが、それでそんな次第でありますから、多少の税制の改革もその中にはありましたけれども、特に法人係におきましては三十九年度の財政計は六百九億、二十九年度の決算が六十三八億であります。それは十三カ分とつたといわれましても、それをそのまま受け取りましてもあまり相違ないということになりまするとこれだいいん現実に関がある、そういう面からいって、地方財政は非常に困でありますから大臣は大いに努力されて、悪評高い中に大いに新税を設けられたり交付金、納付金をおやりになった気持はわかるのでありますが、その中にこういうものが上手に隠れておる。市町村、府県理事者にとつてはそれはけっこうかもしれないが、国民にとってはやはり迷惑だ、かよふにどうしても考えざるを得ないのである。その一環として今、小さなことでありますがお尋ねしたのであります。この信用金庫、労働金庫も同じようなものであります、これにつきましてはよくやくと始まつたところ、あるいはよくやく基礎が固まつたところであります。

最近これに似たような金融機関として、相互何とかいうのも銀行になりましたし、また信用組合という名前のものもあります。ありますがやはり歴中のある信用金庫が一応信用されて堅実だと見ておられるわけで、それについて金利が上るといふのは、どうも國民に対する影響でどうしても私どもにはどうか、近い機会に改正をするといふうか、

けつこうだと思ひであります。

○**本田国務大臣** もちろん地方財政の建前からいいますならば、収入という問題が考えられます。また他の一面課税を受ける国民の立場からいえば、その負担が公平であつて強くないといふことを考える、これは当然なことではないかと考へて、実は現状の地方財政及び地方民の負担というものは、収入主義と公平主義のまんに立つて非常な苦しい立場にあることは、中井委員の今申された通りだろふと思ひます。私は現状における地方財政も心配しております、同時に地方民の負担も心配しております。特に事業関係におきまして、庶民関係に属するものについては少からざる注意を払つております。どつちにいたしましても、今回の御審議を願ひました問題と離れまして、最も早い機会にかかる問題を全部処理していききたい、できるだけ自分の力によつてやつていききたい、かように申し上げる次第でございます。

方財政のために考へなければならぬという問題もいろいろあると思ひます。またこの小委員会等の御議論も承りまして、公平の原則から直さなければならぬ点もあらうと思ひます。そういうような御指摘も賜りつつ、また自分も勉強して、今の収入主義と公平主義二つとも立つて納めやすい、しかも市町村の財政を満足さすように、この意味で考へております。もちろん問題には国税にも関連いたしますので、税制制度調査会を開きますが、私はそれは別に地方財政及び地方民の負担という立場からすべての問題を考へていききたい。何の税をどうする、この税をどうするといふ具体的な案を申し上げるまでには私はなつておりません。しかし先般のいろいろな小委員会の御議論なども承りまして、一生懸命勉強しております。かような意味におきまして、具体的な案をいふお話でございますが、それを今申し上げるところまでは参つておりません。

○**川村(維)委員** 大臣がお考へになつております将来の構想というものを具体的に御聞きできないのは大へん残念に思ひます。今度政府の方で地方税の改正についていろいろ提案されておりますが、どうもこのままでは賛成できないような問題点が非常に多いようでありまして、今大臣のお言葉にありましたように、地方住民の負担をなすだけ軽くするといふことも、一つの大事な方向であらうと思ひます。また地方団体相互間の税負担の均衡をとらせるといふことも必要だと思ひます。それにまた国税関係等いろいろあると思ひますが、ただ今後の審議の都合上、たとえば将来こゝろよりうな方向に改正したいといふより大臣の構想を一つでも具体的に御聞かせただければ、大へん審議の上からいいたしたくも参考になるんじゃないかと思つたわけですが、具体的に聞かれないことは遺憾に思ひます。くどいようでありまして、今度の地方税の税務の上から見ても、あるいは国税関係のつながりから見ても、大臣が考へていまうす点を、できたら今度の提案されておりますような問題と結びつけて、一つでも二つでも具体的に御聞かせ願ひたいものか、こゝろよりうに思ひわけですが、重ねて一つ。

○**本田国務大臣** いろいろ小委員会等において御議論をなすつた点も考へておりますが、そのほかにもあるいは旧軍港等における固定資産税の問題なども、交付税と関連して考へるべき問題だと思つております。しかし一つだけあるいは二つだけと考へて、こゝろよりうやり方であらうといふことを申し上げても、一体としての地方財政を考へなければなりませんし、また一体としての国民の負担を考へなければなりませんので、思ひつきの点はあるにいたしましても、今こゝろ私の立場から申し上げることはできない状況であることを御許し願ひたいと思ひます。

○**川村(維)委員** 大へんくどくなりまして、たとえば今度三公社の課税の問題が出ておりますが、これについては、鉄道関係であつたら、鉄道運賃等は引き上げないといふより一応の言質は述べられていふよりでありまして、国有鉄道等の固定資産の課税によりまして、それが影響いたしまし

て、いわゆる乗車運賃等の引き上げというよりなものが出てきた場合に、あるいはそういうものをさらに将来検討して撤廃するといふようなこともあり得る、結局大衆に大きな負担をかけていくよりうなものは取り去つていくといふようなことは考へられませんか。

○**本田国務大臣** 税を新たに起す場合でございます、三公社の課税につきましては、すでに地方制度調査会等の御答申もあり、一般的の議論として私どもは取り上げたのでございます。この際において、鉄道の収入がどうなる、こゝろなるといふことはもちろん注意はしておりますが、作つてすぐやめるといふ考へをもつてかような提案をいたしました次第ではございません。

○**中井委員** どうなんですか。大臣が来たから税種目にかかわらずにやるのですか、それとも税種目によつてやっていくのですか。

○**大矢委員長** 大臣は他の委員会の関係であまりこゝに出来ないから、それから、それに限らずできるだけ広くやつて下さい。

○**中井委員** きよう、あすかかと思ひますが、あしたも大臣、出てこれないのですか。地方税法の仕上げに際しても大臣が出てこれないで、事務当局を相手にコンニャク問答をしておつてもしょうがない。大臣どうですか。

○**大矢委員長** あしたの三時ごろから出られるそうです。

○**中井委員** それはけつこうです。大臣も小選挙区の法案でお忙しいと思ひますが、あんなところでも少し本来的によりも、こゝろよりうで少し本来的

仕事に専念されることも、——これは変な表現ではありますが、實際問題としてこの税法関係では、私ども社会党の案も出ますし、二、三日で片づくわけですし、この地方自治法の一部改正法案は重要法案ですから、そういう意味においてけじめだけはつけていただきませんか。これは、一体地方行政委員会は何をしていふのだといふことになつてこゝろと思ひます、その点一つ委員長からも要請していただきたい。明日は何か党大会に出られるそうですから、その期間は退席されてもけつこうだと思ひますが、二時からでもやはりこゝろ出てきてもらいたいと思ひます。

○**大矢委員長** 北山君。

○**北山委員** 久しぶりでですから何からお伺ひしていいか……。(笑)まず第一に、この税法の問題の中で、例の遊興飲食税の公給領収証の改廃の問題であります。これはこの委員会でも、昨年の十一月から公給領収証を実施したその成果といふものを自治庁の方からいろいろ報告をいただきました。大体この制度をやりましたから順調にいつておるといふような御報告であつたわけでありまして、ところがこの地方税法の修正につきまして、政府及び与党の幹部が——その中には大臣もおられたわけでありまして、協議をしまして、何でも次の国会にはこの公給領収証制度を改廃するといふようなことを天下に公約したといふんです、こゝろよりうなことを外部に公約をされておるうちに承つておるのですが、それについて一つ経過並びに大臣のお考へをお聞きしたいのです。

○**本田国務大臣** 公給領収証の制度は行われてから四月月になります、そ

の経過については皆様に数字的に事務当局からお話し申し上げたことと思います。税がこれでいいか悪いかということは、やはり一年の経過を必要といたします。たとえば前年よりふえているところと減ったところとあって、平均で少しふえているというのが、私の頭に入っている遊興飲食税の現状であります。やはり景気のいいときにあつた税がどうなるか、不景気のときにどうなるかというのを考えなければならず、短い期間で判断することは非常にむずかしいことだと思ひます。今までの経過においては相当の成績を示しておると思ひますが、他の面におきまして税のとり方あるいは非常に複雑なる徴税方式であるということの非難も承わっております。税率その他にも問題があると思ひます。私といたしましては根本的にこの問題を考えた、こゝろを考へておると思ひます。党との関係において党の御要求も承わりましたが、結局その他の税の問題とくるとしまして、一緒に実現してどうしような方法でいくか、どうしようにするかというところは、これからみっちり勉強してきめたいと思つております。もちろんこの問題を取り上げまして、そして納税者に都合のいいよう、あるいは税の収入としてどうなるか、こゝろいろいろな問題は、私の平素申します収入主義と均衡主義と二つの面から見てやつていきたいと思つております。最も早い機会にこれが実現するよう、また世間一般の御要求も十分くみつつ決定していきたい、かように考えておる次第であります。

線をよく調べて善処したい、かように考えておる次第であります。

○北山委員 党の要求というのは何ですか。

○北山委員 幹事長の名において発表された文字をさして申し上げた次第であります。

○北山委員 そうすると領収証をやめるということですか、あるいは任意制のものにしよう、こゝろいうわけですか。

○北山委員 その点については詳しく発表しておらないように記憶しております。

○北山委員 とにかく領収証制度を、今の公給のものを使わなければならぬといふことを改めよう、部分的にせよ、きまつた一定の領収証を使わなければならぬといふことをやめよう、あるいは任意の領収証でもいいといふことにしよう、こゝろいうような内容のものではないのですか。

○北山委員 改廃という言葉を使われておるうちに承りました。私としては遊興飲食税は根本的に考えたと思つておるのです。単にこの領収証問題だけでなく、遊興飲食税のあるべき姿といふものをもつと掘り下げて根本的に考えておるわけでありまして、ある意味におきましては、私の考へ方の方が広いのでございます。

○北山委員 非常に雄大な構想をお持ちのようでございますが、ただ掘り下げて考えたいわけでは、どうもわれわれはわかつたようなわからないうようなわけでありまして、これは大体どういう方向において掘り下げるのか、たとえば遊興と飲食とを分けて飲食についてはかけないのだとか、あるいはまた遊興飲食税は、今特別徴収義務

者からとつておるので、実際の担税者といふのは消費者になるわけなんです。が、特別徴収の義務者、料理店等からとつておるそういう形がどうも徴収上非常に困難がある、そこでそのとり方を變更するとか何とか、大体の方向があると思ふのですが、全般にわたつて掘り下げるというだけでは、ちよつと大臣の言葉としては足りないように思ふのですが、その点もう少し詳しく御説明願ひたい。

○北山委員 申し上げるまでもなく、まだ実行して日も浅いことであります。改廃といふことのめどをつけたにいたしまして、じっくり各方面のことを調べなければならぬこと、北山さんも御了解願ふことと思ひます。ある税を起そうとか、ある税を減らそうとかいふような問題になりますと、いろいろな方面に関係を持ち上げておるのです。一つの税だけを取り上げた通り、私といたしましては、その問題一つだけで自分の考えを申し上げることはできないのでございます。どうぞその点はお許しを願ひたいと思ひます。

○北山委員 私も非常に抽象的に申し上げておるわけなんです。ざつとばらんにいへば、なぜ一休年度の公給領収証制度の改廃問題が出てきたかといふと、これは業者の中の料理店あるいはキャバレー等の一部の業者がやめてくれという陳情をしておるからなんです。そのために改廃問題が出てきたのじゃないのですか。これが全般的に、一般の大衆飲食店等においてもやはり公給領収証制度をやめてくれといふのであれば、まだしもわかるのですが、

そうじゃなくて、一部の業者がこれをやめてくれという陳情を執拗にやつておる。ところが一方には、むしろこの際またもとへもどつて公給領収証制度をやめなつて、また昔のように割当制度にでもなれば、やはり組合のボス等がいばり出して、小さい業者に負担がよけいかかるというのを心配して、むしろ公給領収証制度を維持したいといふような業者の陳情も、要望もあつたように私は思ふのですが、そうじゃないのですか、ざつとばらんに言へば……改廃問題が出てきた根拠は、これは世間で言つておることです。その点一つざつとばらんにお答えを願ひたいと思ひます。

○北山委員 自分自身も陳情は受けておりますが、陳情によつてすべてを私は決定しようとは思ひません。私の良心に訴へて——良心ではありませぬ。租税意識に訴へました限りにおきまして事をきめたいと思つておるのです。

○北山委員 それならこれに関連して奥野さんにも大臣にもお答え願ひたいのですが、領収証制度といふものは好ましいことではないことはわかつておる。あんな紙きれはなければいい方がいじまつておるのです。だけれども今の遊興飲食税を續けておる限りはその税額決定の根拠がなければならぬ。だから徴収上において今までのようになく然とした見込みあるいは割当といふような課税はむしろ税法そのものにも違反するものだからといふのでいろいろ工夫されて、自治庁内部で考案されたのが公給領収証なんです。だからもしこれが根本的に考えられて廃止するといふことになれば、これにかわり得る

もつと公正な方法がなければならぬと思ふ。もしあるならここで示し願ひたい。

○奥野政府委員 現在のところまだいろいろと研究している過程でございまして、今これが一番いいというように案も持っていないわけでございます。

○北山委員 とにかくこの遊興飲食税の今度の領収証問題については、まことに世間に不明朗なものを感じさせておる。また政府与党内に不統一があるのです。一方では従来の課税の仕方が悪かつたというので公給領収証制度というものを考へて、一応これが軌道に乗つた。反対者もあるには違ひありませんが、とにかく軌道に乗つておる。そしてねらつた結果というものもい

面が現われておるといふようなときに、これをやめよう、やめるという意見もある、この成績がいいという意見もある、こういう不統一な格好なんです。しかもその動機においては一部の業者の陳情、運動によつて政府首脳部が動かされておるといふような非常に不明朗なものがあるのです。そこで一つ大臣にお願いしたいのは、少くともこのような遊興飲食税に限らず、税制についてこういうような不明朗な印象を世間に与えるようなことは断固として避けてもらいたい。ああいうような

声明は政府の声明ではない、与党の声明だから政府としては直接関係がないと言へばそれでありますが、今伺つた点についてだけ見ても、どうもちがはぐなんです。次の国会では改廃する、しかし現在ではまだその理由がわからぬというやうな、あの問題をめぐつて不明朗なものがありますので、一つその点は十分御注意を願ひたいと思ひま

す。と同時に、現在の遊興飲食税というものをやめてしまふ別ですが、やつていく以上は、課税金額というものを徴収の場合に査定するよりなよりどころがなければならぬ。だから私は領収証そのものに賛成ではないけれども、これは自治庁としてもいろいろ工夫し苦心してなかなかいいものを作つた、こういうふうな考へておるわけでありまして、一つ妙な勢力に動かされないうで進んでいただくということをお願いしておきます。

それから実は午前の委員会で大任にお伺ひしたかつたのですが、税の問題とちよつと離れますけれども、現在も委員会にかかつておる町村の恩給組合の法律があります。事務的な改正でございまして、ただその内容がいろいろと伺つてみますと、町村恩給組合の実態は大任は御承知と思いますが、今各府県ごとに町村の組合でもつてやつておるわけなんです。自主的にやつておりますが、保険数理の理論に基いて五十年、三十年という、ずつと先の方まで見通して相当な積立金を持つておる。百五十億圓くらゐ上つておるわけなんです。ところが職員本人の掛金は千分の二十、それから町村の負担金は千分の百十五でございまして、相当高い。町村当局はこれ以外に共済組合の負担金も負つておる。だから広い意味でいへば給与関係費でございまして、普通の給与費以外に共済組合の負担金、それから恩給組合の負担金というものを負担しておりますので、この負担金を安くしてもらいたいという希望がある。ところが今申し上げたように千分の百十五というやうな高率なものでありますからこれを下げられないかということ

で、いろいろ論議をしておるわけでありまして。御承知のように、国家公務員の恩給については掛金を収入の中に入れて、そして毎年度必要額を歳出の中に置いておるわけなんです。そういう積立金というものを持つておらない。ですからそれに近いやうなやり方で行くならば、それほど高い負担金を負わなくても千分の六十——半分くらいに負担金を下げ得る。こういうふうな私どもは考へるわけなんです。もうすでに百五十億も積立金がありますから、これをさらにどんどんふやして五百億、六百億というふうな積み立てをしない、そしてその年その年の所要額を負担金として出していくというやり方の方がいいのではないかと、いわゆる国家公務員の方のやり方と同じようにした方がいいのではないかと、こう思ふのですが、こういう点について大臣はどのようにお考えですか。

○太田国務大臣 大へんな負担がかかつておるといふことを聞いておりますが、なるべく下げるように指導していきたい、かように考へております。

○北山委員 その恩給組合の法律の内容というものを詳しくお話ししていかなければならぬのですが、積み立てていくという考へ方と、国家公務員の方のやり方とでいくという考へ方、二つのやり方があると思ふのです。地方公務員については個々の団体が一つの企業体のやうにして、ずつと先のことまで考へて積み立てをしておる。国の公務員についてはそうじゃなくやつておる。こういう二つの行き方のどちらがいいかということになると、三十年、五十年の間には国や地方の行政の制度というものは相当変わってくる。それ

から社会保障の制度も変わってくる。でき得るならば——でなくてはならぬの理想からいへば、きわめて近い将来において、単に公務員だけが恩給をもらうというのではなくて、一般の国民もやはり老後における生活保障の年金、こういう制度に普遍化しなければならぬということは、これは大勢だろうと思ふのです。それは五年あるいは少くとも十年以内にそういうことをわれわれは目標としておる。ところが地方公務員の恩給組合法においては三十年五十年先までやつぱり同じやうな積み立てをしていくというやうな考へ方なんです。だから考へ方としては非常におくれておるのではないかと、こういうやうに思ふのでありまして、国家公務員の方に向いて切りかえる方がいいのではないかと、こういうことが一つと、もう一つは長い間の保険数理を基礎にして積み立てをしておりまして、貨幣価値が次第に下つてくる。そこで初めは十分な金額として積み立てをしておりまして、何年かたてばまるでそれだけでは足らぬというやうな格好になつてくるということは、今までもあつたことなんです。そういうことを考へるならば、やはり現在の町村恩給組合の行き方というものを考へ直して、一つの原則的な考へ方の変更といひますか、国家公務員の方のやうな方式にするというこ

とが、その点一つお伺ひしたい。ただ下げるというだけでなく……

○太田国務大臣 問題は、国家公務員の関係と見合ひしまして、財政にも関係があるし、また恩給制度全般にも関係があると思ひます。お言葉の趣意はよく承りましたので、検討いた

しましてこの問題を処理していきたい、こう考へております。

○北山委員 次に、大臣の先ほどのお言葉の中に、収入主義と公平主義というお言葉があつたわけなんです。それを再々お使ひになるわけですが、収入主義と公平主義が、地方税の場合具体的にどういふ問題について言われておるのであるか、これを伺ひたいします。

○太田国務大臣 たとえば外形主義でやつておるところの事業税などにおきまして、いろいろ陳情その他を承わつております。いろいろな問題がありまして、そういうものを、まず地方税の全面的と申していいのじゃないかと思ひます。あるいは社会政策という少し大きくありますが、大工や左官の事業税の問題でございましてとか、お湯屋の事業税の問題でございましてとか、いろいろ考へられます。また私鉄の鉄道事業関係も考へられます。全部が実はこの問題に関連してありますので、どの税、どの税と今個別的に申し上げることはできませんが、地方税の中で私の一番問題になりまた気づくのは、外形主義でやつておる税が収入関係及び公平関係から見るとどうかというものが、私の一番頭に強く残つておる問題でござい

ます。

○北山委員 収入主義というものは、ある程度の収入を確保しなければならぬという意味だろうと思ふのです。公平主義というものは公平でやらなければならぬ、現在の不公平を直すということだろうと思ふのですが、もう一つ問題があるんで、それは何といひますか、地方税制の中に国の産業政策とか、そういうものがまぎれ込んでおるの

で、いろいろ論議をしておるわけでありまして。御承知のように、国家公務員の恩給については掛金を収入の中に入れて、そして毎年度必要額を歳出の中に置いておるわけなんです。そういう積立金というものを持つておらない。ですからそれに近いやうなやり方で行くならば、それほど高い負担金を負わなくても千分の六十——半分くらいに負担金を下げ得る。こういうふうな私どもは考へるわけなんです。もうすでに百五十億も積立金がありますから、これをさらにどんどんふやして五百億、六百億というふうな積み立てをしない、そしてその年その年の所要額を負担金として出していくというやり方の方がいいのではないかと、いわゆる国家公務員の方のやり方と同じようにした方がいいのではないかと、こう思ふのですが、こういう点について大臣はどのようにお考えですか。

○太田国務大臣 大へんな負担がかかつておるといふことを聞いておりますが、なるべく下げるように指導していきたい、かように考へております。

第一類第二号

地方行政委員会議録第三十号

昭和三十一年四月四日

一五

す。たとえば電気税なんかについて、一定の業種の使ういわゆる製造用の原料として使う電気には課税してない。これが約九十億円くらいに上つておる。膨大なものです。こういうものは公平主義からいって、やはり取った方がいいのじゃないかと思う。一般の家庭の電気料金というものは、非常に高い上に電気税がかかっている。ところが製造工業の方は、一部の業種ですが、そういうものは電気税もかからぬし、電気そのものも安いわけです。公平の原則からいえば、それはかける方がほんとうだと思ふ。それはそういう業種の作っている品物のコストを下げようという一つの産業政策といひますか、そういうことからかかつておらないのです。その金額が九十三億といひます。こういうものをほかに、たとえば発電所の固定資産税を下げるとか、そういうふうにコストを下げるための産業政策上、国策上のものがまぎれ込んでおるのです。ところがそれだけ苦勞しておきながら、必ずしも商品がコストが下つただけ実際に下るかといへば、何らの保障もない、そういう点はお直しになる気持はないのですか。

○本田国務大臣 お言葉の点もよく勉強して、よく検討して参りたいと思つておられます。

○北山委員 どうも大臣は今後勉強ばかりされるようでありすが、これは委員長にお願いしておきますけれども、大臣が勉強なさるのは書斎でやられたのでは困るんで、やはりこの委員会に再々おいでになって、ずっと一貫してお話を聞けば、お互いに勉強になると思ふのです。今まで地方税の問題

あるいは地方財政の問題にしまして、も、さつぱり出席してもらえない。そこでこの季節はずれにぽかつかつという問題が聞かれるというようなわけであつて、あとで検討してというようになつて、一向お互いに審議にならないのです。今後においては税法の問題あるいは地方財政の法案あるいは地方自治の關係の法案、これが残つておるのですから、もう少し規則正しく大臣も御出席なさるようになり、そしてお互いに勉強ができるように、委員長に一つお取り計らいをお願いしまして、私はきょうはこれで終ります。

○中井委員 大したことではないのですが、先ほどの北山君の御質問に関連するのですが、遊興飲食税の公給額収証の廃止の問題を次の国会で修正をするということでありまして、この点ちよつと私も気にかかります。この次の国会といふことになる、私は必ず臨時国会が開かれるのじゃないかと思ふのですが、そういう点についてどういうふうに政府と党の間でお約束になつておるか。ちよつと念のため伺つておきたいと思ひます。

○本田国務大臣 臨時国会という意味は通常国会という意味か、そういうところまでは参つておりません。次の近いうちに、こういう意味でございます。また現状におきまして何と何の問題が臨時国会を開くべき議題になるかといふことは、今予見しておりません。で、おそろく党で発表した意味も、次に開かれる場合には、こういう意味と御了解をお願いしたいと思います。私はそう了解しております。

○中井委員 そういうことになると、私は非常に問題だらうと思ふのです。

きのうも実は大蔵省の主計局長が参りまして、数日前に通りました予算について近く補正を組まなければならぬでしょうといふことをぬけぬけと言つておりました。従つてこれは必ず通常国会の前に臨時国会がある。そこで次の国会は臨時国会であるということになれば、あなたが先ほど言われましたように、公給額収証を実施してわずか三カ月、少くとも税制といふものは一年やつてみなくてはならない、私はこれは至言だらうと思ふのです。一年やつてみて改正をするということになれば、私も次の国会といふのはどううしても通常国会になるだらうといふふな考え方を突はいたしておるのですか。

○本田国務大臣 私は税の比較といふものは一年でやらなければ完全なことにならぬ、ことに景気、不景気といふような要素のある場合にはそう思われと申し上げたのでございまして、もう日をたたずとも判断し切るといふ問題もないじゃないと思ひます。

○中井委員 どうも私は今のはやや詭弁だらうと思ふのであります。それはやはり実績を見ないことには、税制を予想でちよんちよん変えていくというやうなことは、大混亂が起ると思ふのですが、財政学の大家であられる大臣、どうですか。三カ月や六カ月でもつて簡単に変わるということはいくらも私は率直に申してあなたのさつき御答弁で、遊興飲食税について大なたを振つたといふことは大賛成でございます。大賛成であるからこそ、とにかくもう少し慎重に御検討願つてやつていただきたい。簡単に直す、次の国会となつておつたから臨時国会で一つやるといふやうなことで――まあ遊興飲食税は総額にいたしまして、地方財政全般から見ますと大した問題ではないのです。私もこれはこのやうなことはあまり問答をしたくないほど、全体から見ますと小さなことであらうと思ふのであります。そういうものにひつかかつて臨時国会にわざわざまた修正案を出しになるという事になれば、社会党として、これは国政全般から見ると一つ大いに考えなければならぬと思ひますので、念のためこれを尋ねたのですが、どうですか。臨時国会でお出しになるというやうなそんなお氣持なんですか。

○本田国務大臣 国会を開くといふのは重大問題でございまして、私の個人の立場から申し上げることはできません。重要な必要がある場合でなければできないので、いわんや補正予算を組むというやうなことになります。財政上の大きな問題になりますので、輕はずみに私の口からは申し上げられないのでございまして。

○中井委員 率直に私は大臣の氣持を聞いておきたいので、その責任を追及しているわけではありません。こういう地方税の改正案などという問題を、臨時国会で年度の途中でじゃんじゃんやられてはたまりませんので私は言うておるのです。それについてのお氣持を一つ聞いておるのです。

○本田国務大臣 御注意のほどがありがとうございました。

○中井委員 御注意ではない。あなたの意見を聞いておるのです。

○本田国務大臣 たびたび申し上げておる通り、国会を開くといふことは非

常に大きな問題でございまして、政府が考えた上に党ともよく相談をしなければなりませんし、また客觀的にいろいろな事情も考えなければなりませんので、私がここで言い切るというやうな大それたことは私としてはできません。

○中井委員 ちよつとおかしいのですよ。地方税制、いわゆる税制を年度の途中で変えるというやうなことは、大臣としてどうですかといふことを尋ねておるのであります。

○本田国務大臣 税法を扱ひまして、これを実行する場合に、年度の途中になるかどうかといふことも、その法案を作るときに關係でございまして、今いつになつてどうするといふやうなことをはつきりと申し上げることは、ちよつと臨時国会をいつ開くか、あるいは通常国会に持つていくかといふことのわからないのと同じでございまして。

○中井委員 そんなことはないですよ。

○大矢委員長 大臣に申しますが、先ほど来委員の御希望もありましたように、重要な税法を最終的に討議しておりますので、どうか一つ勉強して出席していただきたいと思ひます。

事業税はまだございまして。

○中井委員 大体いいですが、最後にちよつと。先ほどの大臣の答弁では、収益課税が公平だといふやうなお話がありました。それに関連いたしまして、事業税は外形標準でいくか、所得でいくかといふ問題については、もちろんまだ学説もいろいろあるし、結論も出ておらぬのであります。が、今のやうな大臣のお氣持でいきますと、

やはりガス事業とかあるいは地方鉄道とか、そういうものにつきましても逐次収益課税の方に転換していきたいというふうな気持ちのように私もは受け取れたのでありますが、この点については事業当局はいつも反対の立場をとっておられたように記憶いたしておるし、私も事業税の本来の性格からいいますと、事業税が絶対額において下っていくからいいじゃないかというやうな意味において、われわれはいやいや賛成しておるのであるが、事業税という性格からいいますと、どうもこの点は解せない面があります。そこで、こゝういふ大臣の意向でこの外形標準をどんだん収益の方に転換していく気持であるのか、事務局の意見をこの際伺っておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 大臣がお話しになつております公平課税の原則、これは税というものは、むしろ重いことよりも、ひとしくない場合には国民から非常な反感を受けることになると思ふのであります。これは税金にわたる通説的な考え方だと思ひます。従ひまして、事業税でありまして、同じやうに電気事業を行なつていながら負担が變つてくる、あるいはガス事業を行なつていながら變つてくる、これは当然避けなければならぬ問題だと思ひます。しかし事業税につきましても、あらゆる業態を問わず全部課税標準が同じでなければならぬというまでのことはないじゃないかというふうな思ふわけでありまして、大臣が今おっしゃつておられる方もそういうことじゃないかというふうな私たち了解しておるわけでありまして、ことに公益事業になりますと、料金が統制されてお

るわけでありまして、利潤追求自体を目的にさせないという国全体で大きな規制を加えている事業でございまして、そういう事業につきましても利潤を課税標準にすること自体が、事業税としては適正を欠いているのじゃないか。地方税を負担してもらわなければならない、そういう場合には、料金の基礎に算入しなければならぬから、算入されたものは地方税として納めてもらうべきではないか、こゝういふ考え方を持つておるわけでございます。

○大矢委員長 それでは次に不動産取得税について審議を行います。

○中井委員 今度多少修正されました不動産取得税につきまして、これはどうですか。これは修正することによつて、やはり税源を確保するといふやうなことで、だいた金額は小さいであります。ところが、実質上何百万円程度は増収になるといふやうなことであります。これに対する考え方をちよつと伺ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 不動産取得税についての改正は、税収入の増減について何ら顧慮しておりません。全く税務行政の規律を明確にするという意味だけでございまして。

○大矢委員長 よろしうございませう。——それでは次に娯楽施設利用税の質疑を行います。

○北山委員 パチンコですが、パチンコについてはこの前、去年でしたか改正をいたしまして、毎月免許制みたやうにしてとるといふやうなことにして、それからまた税金もたしか月一合百五十円というものを基準にしたと思ひますが、その後の経過、実績はどういうふうになっておりますか。

○奥野政府委員 先年御改正をいたしてきました結果、徴税の成績は非常によくなりました。納税者と府県との間の円滑化も保持できるやうになったと思つております。パチンコ場を運営しております業者間におきましても、納税に對しまして非常に非協力的な人もあつたのでございまして、免許制になりましたために一〇〇%に近い徴税成績を示すやうになったのであります。ただ警察行政の關係から連発式を禁止して参つたものでありますので、百万台くらいありましたパチンコが六十万台くらいに減つて参つております。これは税の改正とは別個の問題でございまして、それによつて参つておられます。

○北山委員 現在パチンコ關係の娯楽施設利用税の実績はどのくらいの実収入になつてゐるか。それからパチンコとか、あるいは娯樂施設で使われる金というものは千五百億円くらいあるといふやうに言われているわけですが、あるいは施設が今どういふやうな傾向にあるか。一時は非常にふえたわけなんです。また減つたといふやうな話も聞いておりますけれども、どういふやうな傾向にあるか。どんなん榮えて、そしてあつた施設に流れる金が多くなり、またそこから出てくる利益が多くなれば、いわば不健全な産業の方に資本が蓄積されるといふやうな結果にもなると思ふのですが、全体の傾向としてはどういふやうな傾向でございます。

○奥野政府委員 娯樂施設利用税全体で十三億九千万円見込んでおるわけでございます。そのうちでパチンコに對します徴税見込額が八億九千五百万円

金額だけが書き込まれてゐる、こゝういふことになるわけでございます。

○加賀田委員 そりすると、行為を行なつた場合には、そういう帳簿に載せまして、あらためて遊興費を支払つた場合には遊興者に対して公給領収証を渡すといふことで、三月月間の期限を置くといふこと、これは多分個人的な問題よりも、会社を相手とした接待費とかいふ問題が非常に多いと思ふのですけれども、三月月に限つて猶予期間を置いたといふことは、三月月を経過すれば遊興料を支払う、あるいは受け取りの有無にかんがわらず税金をとつてしまふといふ形になつて、これは業者負担という形になつて思ふのですが、その点はどうかと思ふ。

言われておる。奥野部長もやはり免税
 点の引き上げあるいは遊興飲食税とい
 うようなもの、大衆飲食というような
 ものについては、これを発展さしてい
 く方が至当であらうというような意見

を出されたわけですから。この公給領収証の問題をめぐって、遊興飲食税の問題について公給領収証が発行されると、その後至るところに地方では、料理店、バー、その他のところは納税率は百分の十五だ、ところが旅館、飲食店になると百分の十ないし百分の五だということ、地方で料理店を開業して、そうして旅館、飲食店に変更しているというところがある。そうしてその内情は実質においては料理店と少しも変っていないという現象があるやに聞いている。ところがさっき奥野部長は裏口営業だということをちよつと言われた。従って料理屋から税率の低い方向へ改業しているような例は、全国的にどのくらいあるか。十一月から公給領収証制度が実施されて、非常に徴税が円滑に行っているというところで、これは自治庁の意見が二十二国会で通過して公給領収証の実施になったわけですが、その後地方の遊興飲食税の対象関係はずつと変動しているのではないか、こういうふうに思っているのですが、どうですか。

○奥野政府委員 遊興飲食税の税率が業態によつて異なっているわけでございます。その結果実質的には料理店営業をやっているのだけれども、看板は旅館にしておいた、こういうのがずいぶん多かったわけでありまして。従いまして業界の中でもまず料理飲食営業の業態整備をしてもらいたい、そうして実際に即して相当の税率が適用されるように運営してもらいたい、こういう意見がずいぶん強いわけでございます。それじゃ公給領収証制度をとるようになったから、そういう傾向がふえたのかどうかということになって参りますと、私はそれはいいのではないかと、こういふふうに思っているわけでございます。また同時にこの制度が十一月から施行されたわけでありまして、その機会に警察当局とも話し合いをいたしまして、風俗営業取締法の規定の対象になる店を、つまり市町村自治体警察の管轄から市町村間で区々になつておいたのを、府県を通じて同じような基準で指定されるようにしようじゃないか、こういうふうな話し合いもいたしたわけでありまして、業界の希望しておられます業態整備という問題も、逐次進んでいるのではないかと、いふに存じております。この点につきましても、将来とも努力していかなければならないのではないかと、思うわけでありまして、それじゃ税負担がどう変つてきたのかという御意見になりますと、税率もさういふような意図で改正したわけでございますが、普通飲食の方はずつと減つて参つてきております。半面、遊興的な部門の税額はずつとふえて参つてきております。しかし総額においては一割余り増収だといふふうな結果を示して参つてきていますわけでございます。

○五島委員 そすると、今後許可だけを旅館にして、実質は料理屋と変わらないといふようなことについては、奥野さんたちはどういふような対策を持つて臨んでいかれるか。

○奥野政府委員 大体風俗営業取締法の規定の適用を受けるような店におきまする行為につきましては、税率は高く定めているわけでございます。これは警察の方で許可を受けさせているわけでございますので、この部分につきましてはおのずからそれに相当する税率を税務当局でも適用していけばよろしいと思ひます。それ以外の部分につきましては、警察の取締りの範囲からはずれては、保健所の衛生関係の取締りだけになっていくわけでございます。これにつきましては、それに相当する低い方の税率を適用していけばよろしいと思ひます。業態の整備が完全にできた場合には、これらのいすれの法律の適用を受けているかというところで、適用税率を定めればよろしいと思ひます。しかしながら現状におきましてはなお十分ではございませんで、税率適用の場合には、現実に行われている業態の実態に即して、高率の方の税率を適用するか低い方の税率を適用するか、税務当局の方からその業者の方に連絡をする、こういう方針にいたしてはいるわけでございます。将来両方協力し合ひながら、一致する方向に持つていかなければならない、かように考えております。

○五島委員 そすると、風俗営業取締り関係の対象業者は非常に種々雑多だろうと思ひます。それで私としては、全国的に遊興飲食一本でこれを数種類に分けていくという事は、非常に公平の原則を欠く業種別が多いと思ひます。それでこの問題については、良心的な業者の方でも段階をつけるといふような意見も持つていらるようですが、自治庁の方でも、さつきからの言葉の内容、説明の内容からすると、今も自治庁太田長官の言われたように、昭和三十一年度において抜本的な改正を行うということですが、奥野さんの方でも、これを抜本的に、よく業者の実態を見て、段階的に整理、統合したいと思つておられるわけですか、それは実際公平に分けられる自信がありますか。

○奥野政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、業界の中で、それぞれの店の業態をはつきり実態に即して区分してもらいたい、こういう意見が強く出ております。もう一つは領収証制度の問題についても強く意見が出ておりました。いすれにしましても、遊興飲食税は業者の方々に徴収事務を代行していただくわけでございますので、十分満足して遊興飲食税の運営に力を尽してもらうようにしていかなくてはならない、こういうふうな考え方を基本的には持つてはいるわけでございます。従いまして、いすれの問題につきましても、總体的に十分研究を尽していきたいものといふふうに思つております。ただ私、先ほど免税点の問題についてちよつと触れたわけでございます。いますけれども、できるだけ課税対象になる店から零細なものはずして、ほんとうに負担してもらふことが国民常識からいって至当だ、こういうふうな店に限ることに持つていくことが、遊興飲食税を設置した目的にかなうのではないかと、こういうふうな考え方をいたしておるわけでございます。さういふ意味で、財政状況が許すかどうかという問題と、もう一つは遊興飲食税の全体のあり方をすつきりさせるという両方から見まして、免税点引き上げの問題を考慮すべきじゃないか、かように考えているというのを申し上げたわけでございます。風俗営業取締法の適用を受けている店でありまして、場末でおかみさんが娘さんを相手に零細な商売をやっている、さういふものにつきまして、どこまで奢侈性

あるいは遊興性があるかというような問題もあるわけでございますので、かりに風俗営業取締法の適用を受けている店でありまして、カウンターから外へ出てサービスするわけでもないような店は、奢侈遊興のために金を使う店とはしない。こういう方針で税務当局に對しましては指導いたしてきていくわけでございます。

○五島委員 大衆飲食に関する免税点の引き上げ、すなわち拡大等々については努力しなければならぬという抱負はわかつたわけですか。ところが現在においては、非常に物価も高くなつたり、物価の指数も非常に高率になつたりといふような問題から、遊興と飲食という問題を切り離して、大衆に直接関係あるような飲食に對しては、歩進んで税を全免する考えはないかというところを、はつきりここで聞いておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 私は、遊興飲食税はやはり消費税であつて、そこに遊興的な部分については重課する、こういう考え方はやはり将来とも続けていくべきものじゃないだろうか、遊興飲食税を残しておきまします限りにおきましては、やはり消費税が原則であつて、遊興部分については重課する、こういうやり方をすべきであつて、遊興部分とそうでない部分を完全に分離することは、実際の業態から見て不可能に近い。また遊興税を課税すべきであつて、普通飲食であればいかに高額なものであつても課税対象にしてはいけないのだという理屈も成り立たない。やはり消費税だから、普通以上の飲食をしてその金額を支払ふような人々には、そのつ

どある程度の税負担をしてもらうてし
かるべきじゃないかというふうに考え
ております。

○五島委員 奥野さんに対する質問と
答弁の中から、まあ将来の課題にして
おきたいと思うのですが、大衆の生活
に直接影響あるもの、それからその中
の遊興という意味を加味するものの限
界というものは、ここではつきりつけ
れないと思うのです。従って大衆の生
活に関連する遊興飲食、その中の飲食
の問題については、遊興を伴うもので
あるか、伴わないものであるかという
限界を今後よく検討してもらって、
さっきの質問の内容の通りに今後自治
庁として努力してもらいたい、こうい
うふうに言いました質問を終わります。

○加賀田委員 今奥野さんの答弁の中
で、いわゆる風俗営業取締法が適用さ
れていても、カウンターを出ないで女
子のサービスのないところは、できる
だけ一般の料理店あるいは貸座敷、
バー等の千分の十五からははずしたい、
そういう指導をしているというのです
が、事実そういう例があるのでしょうか。
か。実際各府県でその点が大々問題
になっていると思うのです。従来風俗
営業取締法の適用されなかったところ
では、警察官はそうしたなわのれんの
大衆飲食店に行つて、風俗営業取締法
が適用されなくては、営業時間が大体
十一時に制限されてしまつて、どう
してもそういう範囲に入つてもらいた
いということではないかという趣意だ
と、営業時間が十一時に制限され
て、実際には営業できない。しかしそ
のために風俗営業取締法が適用され
ると、今申し上げた百分の十五という税

率が適用されるから困る、こういう二
つの矛盾の中にあつて、非常に細かい
いわけのなわのれんの大衆飲食店は
困つていないという状態がここにつ
いては各府県が条例で定めることになつておりま
すから、条例では風俗営業取締関係の
飲食をやつていないところは大体百分
の十五が適用されることになつておりま
すし、法の範囲ではどうもそのことが
困難だということが各府県で叫ばれて
おるのですが、この点はどうでしょう
か、うまくいっているのでしょうか。

○奥野政府委員 市町村警察でありま
した時代におきます風俗営業取締法の
適用範囲は、市町村間において非常に
区々であつたやうであります。積極的
に適用を受けさせないやうな方針を
とつた市町村もございまして、御指摘
のやうに何でもかんでも適用を受けさ
せるやうに持つていったところもござ
います。たとえば東京都の警視庁管内
で申し上げますと、銀座のレストラン
が軒並み適用を受けておつた、こうい
う事例もございまして、それが公給領収
証制度を実施した機会に適用からはず
れていった、こういう事例もございま
す。また現実には宮崎県で、小さい店
で特に婦人がサービスしているというの
でもないのだが、風俗営業取締法の適
用を受けさせることにした。しかし税
務行政上は、実態から見ても、そこま
での遊興性はその店について認められ
ない。従つていろいろいざこざもあつた
やうであります。高い税率を適用す
ることをやめた、こういう問題もある
わけでございます。その辺のところ
なお態勢整備を一步進めなければなら
ないのじゃないかというふうに私たち

も考へておるわけでございます。ただ
警察当局が昨年の十一月前後に通達を
出します際に、先ほどカウンターから
出ないやうな店については低い税率を
賦課していき、こゝろは考へた
わけでありまして、その部分も風俗
営業取締法の適用の中に入る通達に
なつたことがございまして、従いまし
て、その点は食い違ひがなお残つてお
るわけでございます。なお旅館か、名
目は旅館であるが料理店営業である
か、ここに今日一番大きな眼目がある
わけでありまして、旅館営業と風俗營
業取締法との関係をどうするか、こゝ
ろ問題でございます。これらにつき
ましてもなお努力をしていかなければ
ならないというふうに思つておりま
す。

○加賀田委員 旅館の問題が出ました
が、もう旅館といふは、低い税
率の対象になつていながらも、やはり
十一時過ぎまでもこれは家の中で
すから、外部から見えませんが、う
まく営業できていると思うのですが、小
さな、親子二人くらいでそうした飲食店
をやつていて、これは外からすぐ見え
ないわけですが、風俗営業取締法の店
ではないと、十一時になつたら警察の方
ではやかましく営業してはならないとい
うことになる。しかし十一時で店をし
まつてしまつて、ほんとに商売にな
らぬ。そうするといふやうなしにこの
適用を受けなければならぬ、適用を受
けると高い税率の方に回らなければなら
ぬといふ矛盾が各個に起つておりま
すから、今後ともこゝろの問題に對し
ては、強く地方公共団体の方にそい
う矛盾のないやうに御配慮願ひたいと
思ひます。

○門司委員 大臣に聞かうと思つて
おつたのですが、大臣が御歸りになり
ましたので、奥野君にお伺ひいたした
と思ひます。きのう軽油の問題をお
話ししたときに、五大都市は知事から
分けてもらふことになるのだが、この
方式は今の揮発油譲渡税というやうな
わけにはなかなかうまくいかないの
ではないか、知事が認定することになつ
ておるので、従つて何か知事に対して、た
とえばこういうことがありはしないか
という懸念がある。この問題の経緯から
考へて、実際の税金はこれよりよけい
とれるだらうといふことは、實際上考へ
られる。そうすると、よけいとれる
であらうと考へられるところは使用料
が多いであらうといふこと、使用料が
多いといふことは大体大きな都市であ
るといふことがいえる。従つて大府県
にこの税金は相当に出てくると思ふの
ですが、その場合にもう少しはつきり
した規定を設けておかないと、知事が
裁定をして分配をするといふことにな
ると、その間に何か数字上の間違いで
もあつたら困ると思うのですが、その点
何かチェックする場所がありますか。

○奥野政府委員 五大府県と五大市と
の関係につきましては、道路面積で按
分するやうにいたしております。その
道路面積は地方交付税の基準財政需要
額を計算します場合にも使つておるわ
けですから、それに合せることによつ
て、結果的には自治庁の方で数字はに
らんでおるわけでありまして、両方
の間でいざこざが起ることはない、か
うに考へておる次第であります。府
県が勝手にきめるわけではございま
せん、その計算の仕方は法律なり命令

なりで、はつきり規定をいたすとい
ふに思つております。
なおきのうの御質問でちよつと補足
をいたしておきたいと思ふのですが、
一つは道路整備の費用の問題でありま
す。五カ年計画で二千六百万円とい
うことを申しました。さらに建設省で
は長期道路整備の計画事業費を算定し
ておるやうでございまして、その数字に
よりまして、一兆七千八百八十億円、
従いまして現在遂行されております道
路整備五カ年計画は、建設省の現在の
事務当局案からいへば、七分の一くら
いの数字になるわけでありまして、こ
れは建設省の事務当局だけの数字でござ
います。
それからもう一つ、車両の制限の問
題でございまして、道路法の第四十七
条で、「道路の構造を保全し、又は交通
の危険を防止するため、道路との関係に
おいて必要とされる車両についての制
限に関する基準は、政令で定める」と
いうことになつております。この政令
を建設省が昨年作つたわけであ
りまして、運輸省との間でいろいろと
問題があつたわけでございます。結
果、どうもお話し合ひがつかず政令
を出す段階に至らなかつたやうでござ
います。

○門司委員 私が聞いておるのはそ
うではなくて、はつきりいへば、たと
えにさつき言つたやうな経緯があつ
て、税金がよけいとれるのだという見
通しになれば、その税金の金額を基礎
にして割り当てればよいが、その間に
知事の査定なんだから、知事がごまか
すといふことがあり得る、可能性があ
ると思ふ。果だつて赤字なんだからそ
うむやみに出せないという可能性が出

てくるのではないか、そういう場合に
にそうさせないという何かはつきりし
たものがあるかどうかということでは
す。

○奥野政府委員 税目別の金額を地方
団体がかりにごまかせばわからなくな
るじゃないか、こういう問題になるの
ではないかと思いますが、やはり決算
書を作ります場合に、税目ごとの金
額が計上されて参るわけでございま
す、またそれらの問題が、普通税であ
りますと、基準財政収入額に算定され
るということにもなつて参るわけであ
りますので、自治庁の方でも、おのず
からよく見ていかなければならないと
いうふうになるわけでございます。法
律に明確な規定を置いておるわけで
ございますので、地方公共団体が法律
の規定をもぐつてやるということは想像
したくないという感じを持つておるわ
けであります、万一にもそういうよ
うな事態が起つた場合には、それに
応じた処置は当然考へるべきであらう
と思ひます。現在はそのような事態を想像
したくない、地方公共団体は、法律に
書いたことは着実に守つてくれるもの
というふうに期待しておるわけであ
ります。

○門司委員 もう一つお聞きしてお
きたいと思ひますのは、問題は主要市道
の問題であります。主要市道の問題
は、奥野君は県道に持つていけばよい
のだということですが、こんなことを
やつてはとんでもない。自治庁がそん
なことを言うのはよいことだ。私
はけしからぬと思つておる。地方の自
治体の道路をめぐさがつて、修理
がめんどろなら県道に持つていけばよ
いというものの見方は、非常に誤まり

だと思ふ。と同時に、これはとんでも
ないことである。主要市道というもの
は、ある場合においては県道よりも
もつと重要な仕事をしておる。御承知
のように県道というものは、一つの自
治体と自治体との間をつなぐ、連絡す
る一つの大きな道路であることは間違
いない。ところが主要市道というものは
それではない。市内の交通情勢に応じ
てつておる。たとえば、横浜にして
も神戸にしても同じだと思ふのですが、
工場地帯に行つてごらん下さい。ほと
んど県道なんかありません。あの大
きな道は大い市道になつておる。こ
れは県が考へなくても市が勝手にやら
なければならぬ仕事である。従つて
この主要市道と県道との比較を市別に
調べてごらん下さい。主要市道の数は
かなり大きな数字になると思ふ。従つ
て県道しか出さぬということになつ
て、主要市道の問題がないということ
になると、五大大市その他については、
せつかく道路のこういう法律ができて
も、割合に手入れをしないものができ
上りはないかというふうに考へられ
る。だから、かりに配分の方法にして
も、今の揮発油税の形で国が出すとい
うなら、この主要市道を入れなくて
も、今のようなことは当然できると思
ふのです。これを県がとつて、県が配
分するということになると、主要市道
というものは全然考へられなくなる
と思ふ。その辺を一体自治庁はどうい
う形で作るつもりなのか、もう少しは
つきりしておいてもらわないと、せつ
か五大大市にやると書いても、事実上
その割合が少いのではないかと思ふの
ですが、もう一度聞いておきたい。

○奥野政府委員 形式的には市道を県
道に直せばおのずから五大大市にいく
という意味を申し上げたのでありまし
て、別に總括しておるわけではありま
せん。もう一つ申し上げましたのは、
補正係数の定め方によつて、五大大市
によい配分できるであらうということ
を申し上げたわけでありまして、もし
主要市道をはずしても、本来五大大市
に譲与してしかるべきものまでも譲与
されないというふうなことになる場合
には、なお補正係数をさらに高める
という研究は、当然いたして参りたい
というふうに思ひます。

○永田委員 さつき加賀田先生が御
質問になつた三カ月徴収率のあれは、
三カ月たつてもどうして金が入らな
いという場合が起きたときにはどうい
う処置をとるか。業者が何か証明を
持つてくるのですか。どうしても入ら
ないというのを届け出る方法という
のはどういふことをやるのかお聞き
したい。

○奥野政府委員 公給徴収制度のも
とにおいては、売掛になつております
部分につきましても、公給徴収とな
るべきものに金額を書き入れておくこ
とになつております。現実に支払い
が行われました場合にはこれを渡してし
まうわけでありまして、従いまして公
給徴収制度を忠実に履行してござい
ます限りにおいては、売掛になつてお
るものがその公給徴収となるべきもの
に記載されております金額を通じまし
て明確にわかつておるはずであります
ので、これを基礎にして徴収率なりあ
るいは納税の免除なりの処分をすれば
よろしい、かように考へております。

○奥野政府委員 形式的には市道を県
道に直せばおのずから五大大市にいく
という意味を申し上げたのでありまし
て、別に總括しておるわけではありま
せん。もう一つ申し上げましたのは、
補正係数の定め方によつて、五大大市
によい配分できるであらうということ
を申し上げたわけでありまして、もし
主要市道をはずしても、本来五大大市
に譲与してしかるべきものまでも譲与
されないというふうなことになる場合
には、なお補正係数をさらに高める
という研究は、当然いたして参りたい
というふうに思ひます。

○永田委員 私の伺つたのは、そうい
うふうに徴収率をしたときに、三カ
月たつても四カ月たつても、金をもら
いに行つても払つてくれないという場
合に、払つてくれないのだからこれは
免除してくれということ、どうい
う方法で証明したらいいかということ
であります。

○奥野政府委員 所得計算の場合にお
きましても発生地主義をとつておりま
す関係上、債権も収益に入れておるわ
けであります。その場合に不良債権だ
からということとそれを収益から落し
てしまふ、損金に立てる、そういう範
囲をたとへば破産とかいうようなむず
かしい範囲にすれば限定されるわけ
でありますけれども、不良債権の範囲を
だんだん広げて参つております。こ
ういふものは当然回収不能の範囲に入
れてよろしいわけでありまして、こ
ういふようなものに準じて不良債権
といひましようかの範囲をきめていく
ということになるのじゃないかと
いうふうに思ひます。業者自身も売掛
から落していくという問題もあろう
かと思ふのであります。やはり個々に判
断をせざるを得ないのじゃないだらう
かというふうに思つております。

○永田委員 その破産をしたというよ
うなものはつきりしたものは、何か破産を
したという証拠になるものを持つてい
けばいいかと思ふのですが、破産も
何もしてないで、ずっとやつておる
会社なんかで、どうしても金を払つて
くれないというふうなときに、三カ月
の期間が来ちゃつたというふうなとき
でも、やはり立てかえて払わなければ
いけないのですか。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

○奥野政府委員 三カ月たつては必ず全
部免除してしまふという趣旨じゃござ
いませんで、さしあたり三カ月間だけは
徴収率をする。三カ月たつてもなお売
掛になつておる場合には立てかえて納
めてもらふ。しかし料金を受け取つた
場合にすぐ納めるわけではありませ
ん、御承知のように遊興飲食税は一カ
月売掛になつたものを翌月の十五日な
ら十五日に納めてもらふ。その間に一
カ月内外の猶予期間がありますので、
その場合に繰り込むということも起
得るのじゃないだらうかというふう
には思ひます。結局個々の
実情に即して取扱わざるを得ないの
であつて、三カ月なり四カ月でいい
のか、五カ月でいいのがあるいは半年
でいいのかという問題はあつたと思
ひますが、売掛になる期間が非常に長
くなつた場合には、不良債権として貸
し倒れ金がどうかという判断になるの
じゃないかとどういふふうに思つてお
ります。

これはどうなんでしょうか、現金が入ったときに領収証を発行するという方法をとった場合にいろいろ不都合がありますかどうか。

○大矢委員長　それでは次に自動車税に移ります。

○川村(繼)委員　私は税収面についてちよつとお尋ねしたい。軽油取引税が

も附帯決議等が通つた場合は、政府としてもそれに従つて善処される結果が出てきて、これがなくなる、あるいは六千円のやつが三千円なら三千円にな

止された場合には、その揮発油の方と
同額は下がるものとして、自動車税が
下った場合に、税金が非常に少くなる
のじゃないか、それに対する対策があ

○奥野政府委員　売掛になったものも売掛分を明確にしておいていただくかなければならぬのではないか、現金が入ったときだけその現金が入った部分を明らかにする、それだけでは売り上げの一部しか明らかになっていないのじゃないかというふうに思うわけです。やはり売り上げが全面的に明らかに記載されていく、そういうしますと現金を受け取った部分だけじゃなしに、売掛になっておる部分も明確に記帳していただくという必要も起ってくる、かように思います。

創設されることになつておられますが、軽油引取税の税収見込みは二十四億五千四百万円でしたか。

○奥野政府委員　そうです。

○川村(継)委員　自動車税として自治庁からもらった資料によりますと、八十九億三千三百万だけ三十一年度の税収見込み額としてあるようですが、その確認は間違ひありませんか。

○奥野政府委員　自動車税の収入見込み額は八十六億三千六百万であります。

○川村(継)委員　八十六億三千六百万

るということになりますと、相当利取面に大きな影響が出てくると思うのですが、この辺の金額の上からの関係は、どういふ結果が予想されますか。

○奥野政府委員 軽油引取税の基礎になります軽油の消費量につきましては、いろいろと御論議があったわけですが、いろいろと御議論としては、その基礎には間違いがないと今日でも確信をいたしておるわけでございます。

なおこの軽油引取税は、御承知のように、全額道路に関する費用に充てなければならぬ目的税でございますの

るが、こういうのです。

○奥野政府委員 軽油引取税の昭和三十一年度の見込額は、六月以後の売り上げの分について見込んでおるわけでございますが、平年度としては四十億円に近い収入を期待しております。これに對しまして軽油自動車税の税率引き下げの結果起ります減収は、三億内外でございますから、一割にも達しないわけでございます。従いまして軽油自動車税の税率をどうこうするという問題は、地方税収入全体の上には大したことはない。しかしながら軽油引取税

○永田委員 その問題はその程度にして、さつき風俗営業の問題が質問されておったようではありますが、たとえば親子でやっておるとかおかみさんがやっておるとかいうようなおでん屋のようなところで、娘さんが一緒に手伝いしておって出てきてお酌をした、そういうようなこともやっぱり風俗営業に入るのですか。

○奥野政府委員 風俗営業取締法の規定では婦女の接待を伴うというのですか、そういう広い言葉を使っておるわけではありますが、そういう意味で警察

○奥野政府委員 軽油引取税の税率を引き下げる結果、それだけの減収になるわけでございます。

○川村(経)委員 それでは八十九億三千三百万円というのは、現行法でいっただけの場合ですね。自動車税の軽油関係のものを引き下げるから、改正すると八十六億三千六百万円ということになるわけですね。この軽油引取税について、今までは各委員が、田沼論議を申し

えていかなければならないだろうといふふりに思われわけでございますが、現在のところは、消費量が非常にふえた結果、税率を大幅に引き下げられるという事態は予想されないんじゃないかというふうに私どもも考えておるわけでございます。

○川村(継委員) 私が今聞きましたのは、軽油自動車の税率を揮発油自動車関係まで下げますね。一方で軽油引取税というものが作られるから、結局揮発油関係の自動車並みに税率を引き

の存廃問題になりますと、大きな減収を生じて参るわけでございます。そういう場合のことは、現在のところ全然考えていないわけでございます。それは非常に大きな問題になると思います。

○川村(経)委員　いま一つ、この軽油引取税の問題について、さっきも申しましたように、小委員会の結論というものがもしも通ったとした場合には、附帯決議という形で出てくる。これが全部廃止になるか、あるいは半額になるかわかりませんが、何かの形

の方でかなり広い範囲まで入れようと思えば入れられる、現実に入れようとしておるのではないかと思っておるわけであります。その場合でも高い税率を使わないように持っていきたい、こういう考え方で実はいるわけであります。またそういう意味の指導もしておるわけであります。

てきたわけですが、いろいろな問題が大きいようであります。なお地方税関係の小委員会の結論としてお聞きしたところによると、一応附帯決議というより形で、この軽油引取税についての意見が述べられておったと思うのですが、自動車税の関係で軽油自動車の税率は引き下がる。軽油引取税が、もし

うなると、軽油引取税がもしも全廃された場合には、税収面あるいはその他の相当大きな影響が出てくるんじゃないか、それは将来どういうふうにお考えなさるのであるかという意味のことなんです。

○大矢委員長 おわかりですか。それは軽油引取税がもし減額になったり廃

で出てくる。そうした場合に、かりに軽油引取税が全部なくなったというような場合には、本提案はそういう創設に伴って軽油自動車の税率を下げておられますから、軽油引取税がなくなっても、もう一ぺん軽油自動車の税率を引き上げるといふことはないわけですね。

○奥野政府委員 どうも仮定を置いた御質問でありまして、お答えしにくいのでありますが、軽油引取税はぜひ存続さしていかなければならない、これとの関係において軽油自動車の税率を特別扱いをすることは不適当だということ、やめるわけでございます。ただ軽油引取税がない場合に、自動車税において差をつけるのはいいか悪いのか、これにもいろいろ議論のある問題でございますので、直ちにこれを復活するという議論になるかどうかは多少問題があるように思います。

○五島委員 自動車税を論ずるに当たって、やっぱり軽油引取税のことと関連せずには質問ができないわけですが、それでこれまでもこの問題については、小委員会でも、あるいは運輸、建設との合同審査会においても、いろいろ問題が出たわけですが、ところが軽油引取税が創設されたら、各営業にとって、総支出に占むる割合の五〇程度が軽油税に該当するであろうと、従来説明されておったわけですね、そうじゃなかったですか。

○奥野政府委員 軽油引取税が自動車業のコストの上にどう響くかという問題につきましては、いろいろな仮定のもとに計算されるわけでございます。まして、たしか運輸省としては、四〇内外という説明をしてきたように私記憶しておりますが、軽油を使う自動車は、トラックでありますとか、バスでありますとかいろいろありますが、いろいろ違ってくるわけでございますが、私たちがの方では大体三〇内外というふうな計数ははじき出してあります。

○奥野政府委員 どうも四〇でも、奥野さんが説明されたのは、大体コストに占むる割合は五〇に該当するであろうと説明されたことを記憶する。どちらでもいいのですけれども、四〇ないし五〇がコストに食い込んでいく。そうすると貨客の運賃に対するところの影響はどうなるであろうか、というふうな質問を同僚議員からされたとき、これは企業能力、企業能力においてこれを処理してもらいたいんだというふうな政府の説明であつたわけですが、果して全自動車業界において、企業能力でこの数パーセントの問題をカバーすることができたらどうかというふうなことを、自治庁はどう考えておられますか。

○奥野政府委員 自動車業界がそう安易な経理をやっておられると考えていられるわけじゃないですね。またこれらのコストの増加を企業努力で吸収することも、そう簡単なものでもないと思つておられます。ただしかしながら現状におきまして揮発油を使つておる車両と軽油を使つておる車両とがあるわけでありまして、むしろ揮発油を使つておる車両が大部分ではなからうか。揮発油を使つておる車両は、揮発油税と道路税と合せて一キロリットルについて一万三千円負担をしておる。軽油を使う車は今軽油引取税を負担することになるが、税率を半分に押さえている。一キロリットル六千円にしておるのだから、これは何とか企業の合理化によって吸収してもらえないか、という期待を持っておる、こう申し上げてきておるわけでありまして。

○奥野政府委員 企業能力というものは、従来政府は労働問題等々についても言ふし、中央労働委員でもよく企業能力という言葉が飛び出すわけですが、ところが企業能力といつても、再三同僚委員が言われたように、自動車業界においては今まで軽油の自動車を育成してきた関係から、またこれから発展させていかなければならぬ面から、あるいは自動車事業経営そのものが、自動車業界を見ると非常に逼迫しているというところは事実で、かつて永田委員からの質問において、私鉄の収益課税を所得課税にしようという質問の際でも、自動車業界は非常に規模が小さいのだ、私鉄は規模が大きいのだという説明をされておったことがある、ところがそういふように規模の小さい、現実には自動車の労働者は賃金だってそう高くない、それが今度は税金が五〇もコストの中に食い込むということになりますと、企業能力においてこれを解決するということは、営業自体に非常に困難性を付加することになるんじゃないかと思つておる。そういうふうな面から、将来はどうか、次の国会あたりでは使用量を見越して減額するように自民党の部会ではこれが決定したように思つておる。その点について、こゝろよりよくに数パーセントがこれに付加される企業を一体どう考えておられるかというふうなことに、再び三三三まで説明はあつたわけですが、各項目にわたるところの最後の質問の機会だと思つておるが、この点についてどういふように今後のことをはつきり考えておられるかということをお聞きしたいと思ふのです。

○奥野政府委員 トラックやバスの運賃をどうするかというふうな問題、これはまた別個の問題としてあらうかと思ふのでございます。ただ今度の税負担の関係はトラック、バス全体に影響が及んできたのではなくて、軽油を使つておる自動車についてだけ影響が及んできたのではないであらうか、こう考へるわけでございます。そういう場合に、トラックやバスの占める軽油自動車の割合は非常に低いのだ。従いましは、軽油引取税が現行の料金体制でやっているとすれば、軽油自動車の方でも何とかやっていけるのではないかと、こゝろより期待を持てるのではないでしようか、かように申し上げておるわけでありまして。

なお軽油引取税の問題につきましては、課税除外の範囲の問題と、もう一つは税率の問題と、これが国会における大きな論議になっていると思ひます。税率の問題につきましては、消費税の推移を見て将来考へる、こゝろより御意見もありません。こゝろより点につきましては十分尊重して、将来検討していかねばならぬであらう、こゝろより思つておられます。

○五島委員 そうすると、運賃の面とは別個の問題だと言われますが、われわれは企業にこれが付加されるといふことが重大な問題だと思つておるわけですが、ところが三三三の納付金の問題については、国鉄の運賃は上げない、あるいは専売公社の料金は、非常に高くなっておるから、まあ一部の負担を上げない、それが政府の考え方であり、説明であれば、近ごろ新聞にどんな大きく書き立てられておる家賃に影響することもあるから、こゝろよりこゝろの自動車の減税をめぐつて、軽油引取税の六千円の創設というふうなことに、これは企業能力でと言われる。企業能力でと言いつつ、運賃の問題は別個の問題と言われる。しかし四、五〇程度コストに影響するならば、必ず将来は運賃の改訂ということになつてくる。もちろん運輸省の自動車関係の方のこゝろに於ての陳述の中には、従来自動車運賃は改訂してないんだから、従つて改訂して合理化しなればならぬであらうというふうなことも言われたことを記憶するわけですが、そうすると軽油自動車は、このしわ寄せを運賃の改訂に持つてこなければ、企業能力を解決することはできない、こゝろより考へておるわけですが、そうすると、鳩山さん、太田自治庁長官がおられぬから言つてもよいが、ないが、鳩山さんは減税だ、太田さんは根本的な公平だとか、非常にいい言葉を使つておるわけですが、現実の問題は、ほとんど増税になつてしまふ、こゝろより考へておるかどうかと思はれるわけですが、そうすると三三三の問題と、そして鳩山政府の考え方、増税ではない、増税したくないと言はれるわけですが、これはやはり別個の問題として取り扱いたいという説明をされるわけですか。

○奥野政府委員 運賃の問題については私の表現の仕方が悪かつたやうであります。運賃のことは考えなくともよろしいという意味で申し上げたものではございませんで、トラック、バスを通じて、その中で軽油引取税は軽油を使つておる自動車だけに関係があるんだ、その分量というものは、全トラック、バスから考へた場合には、わずか

なものだ、だから軽油自動車については問題は起るけれども、トラック、バスの中の少くとも揮発油を使っておる車については問題は起らないじゃないか、従つて大部分のトラック、バスについては問題は起らないじゃないか、こゝろの意味で申し上げたわけだ。

それと、現政府が増税をしない、物価を上げない、こゝろの政策がとられてゐる。もちろん、私たちは一般増税は避けるべきだ、こゝろ考へるわけでありまして、不均衡になつておる部分がある、あるいはあるものについては課税されない例外が設けられてゐる、そういう例外をなくして、負担の均衡をはかる、従つて例外の部分だけをとりますと、増税になつておるかもしれない。それはやむを得ないのではないか。軽油引取税の問題もそういう角度から取り上げられたものであるといふに、私たち了解をしてゐるわけでありませう。

ただ運賃の問題につきましては、たびたび申し上げるような意味で、この軽油引取税から直ちに運賃を引き上げるといふことは避けてもらいたい。また揮発油との関係において、一応そういう期待をしても悪いといふわけはないのじゃないだろうかといふふうに思つておられます。

○大矢委員長 軽油の問題が生まれたからちよつと尋ねますが、これは太田大臣に尋ねるのが適當かもしれぬが、船舶、それから国鉄の使つてゐる軽油に対しては非課税になつてゐる。こゝろのようないふ大企業は、輸送交通の重要な国策の上から非課税にしたのだと思ふが、ただひとりバス事業、それからトラック、こゝろのようないふ輸送交通

に重要な関係のある弱小な、しかも非常に経営の困難な業者だけにこれをおくおるといふことは、われわれどうしても納得できない。政府は輸送あるいは交通に關係のあるこれらも同一に扱ふべきだ。それなのに、なぜ大きな船舶あるいは国鉄の關係だけはこれを免税にして、トラックあるいはバス事業だけにこれをおくのか。これが今問題になつてゐる。すべての税金が非常に高いといふ不公平もあるけれども、あれが免税されておるのになぜおれただけ負担させるかといふところに、私は大きな不公平があると思ふ。国策として当然国が保護し援助しなければならぬこゝろの事業に対して、しかも民間だけにこれをおくかといふところに私は問題があると思ふ。これはむしろ太田国務大臣に聞くのが當然かもしれないが、幸い早川さんが来ておられますから、一つ……

○早川政府委員 国鉄あるいは船舶、漁船その他が非課税だといふ意味は、バス、トラックは御承知のように受益者負担の理念を生かしまして、道路にこれを使つていただくから、特にトラックあるいはディーゼル・バスに軽油引取税を課した次第でございます。

○加賀田委員 この地方税法の百四十六条で非課税の範囲をきめてあるわけですが、これに関連してちよつとお尋ねしたいのです。駐留軍の使つてゐる自動車はやっぱり非課税になつておりますが、これはどこで非課税として規定されておるのでしょうか。

○奥野政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨

時特例に關する法律というものが昭和二十七年に成立しております。これに基づきまして、合衆国軍隊の所有しております自動車に對しましては自動車税を課さないことにいたしております。

○加賀田委員 そすると、合衆国の一般人の使用しておる自動車には自動車税はかけてゐるわけですか。

○奥野政府委員 軍隊でないものにつきましては課税されます。

○大矢委員長 ほかに質問はありますか。——それは次に市町村民税の項目に移ります。

○北山委員 この市町村民税などほんとうは大臣のいるところでお伺ひしたいことなんです。というのは、大臣は、先ほども公平、公平といふようなことを言つたのですが、最も不公平にして問題のあるのが市町村民税なんです。これこそもう数年前から、この委員会ばかりでなくて、労働者なり一般の評判が非常によくないので、何とか早く直したい、こゝろいふような懸案事項なんです。ところが公平主義を唱えておる今の政府がこの市町村民税については手を触れない。特に個々の事業家あるいは農民あるいは勤労者間における不公平もありまうけれども、例の徴収方式の第一方式以下五つの方式によつて団体ごと非常に差があるといふことはこの前も申し上げたのですが、東京といふなかで方式の違いによつて住民税が二倍半も違ふといふようなことは、公平の原則から言へばやはり許せないじゃないか、これこそ公平主義に基いて手を触れなければならぬ最初の問題じゃないか、こゝろ思ふのですが、なぜこゝろいふことをほったらかしにしておくのか、これを承わりたい。

○奥野政府委員 負担の公平という問題を市町村内に限局して考えました場合には、国を通じて所得税の場合とどちらがよいのか、いろいろ問題があるだらうと思ふのであります。所得税に比例した市町村民税の所得割がよいのか、むしろ所得税の課税政策から起つてくる問題をいろいろ除去して、市町村内全体の公平を考へて所得割を課した場合の方がよくないかといふいろいろな問題はあります。市町村民税の問題はいろいろあるものであります。同時に、所得税の問題が多いではないか、こゝろいふような感じがしてゐるのであります。ことに給与所得者の負担が重い、そこから給与所得者につきましては労働税を引き上げる政策がとられて参つております。同時に、また市町村民税につきましても、第二方式、第三方式のただし書きの場合には、給与額の五割をさらに課税総所得金額から控除するといふような政策もとられて参つてゐるのであります。これら問題を総合的に考へていかざるを得ないじゃないか、こゝろ思つてゐるのであります。もう一つは、制度上の問題と事業所得を的確に把握するといふ税務行政上の問題もあると思ふのであります。給与所得者についてはずつと以前からの確に把握されております。しかし、インフレ時代を過ぎまして、事業所得者の所得については必ずしも全体を通じた確な把握が行われてゐない。漸次それが向上して参つてきておるのであります。こゝろいふ問題の適正化とも並行しなければならぬじゃないか、こゝろ思ふ。市町村民税についてはいろいろ北山さんからおしかりを受けてゐるのであります。

これはもとより検討していかなければならぬのであります。相互的な問題がある点は御了解をぜひいただきたいと思ひます。

○北山委員 なかなか了解ができないのです。これは毎国会地方税法の改正案が出るたびやつてゐることは御承知の通りなんです。しかも所得税、所得税と問題をよそへ持つていくのですが、それもよくわかり、もう論じ尽したわけなんです。しかし、所得税は別にしても、住民税だけでもある程度の改善ができないことはない。たとえば給与所得者の負担が重ければ、それに対して實際幾らかの是正といふことはできるのです。なぜそれをやらぬのですか。仕方がないからわれわれの方が修正案で今度出すわけなんですけれども、それだつて現実にできないことはないじゃないですか。もしそれが正しいとするならば、今までここで論議された給与所得者に対する負担が重いといふことを、何とかしたいと思へば、すつきりした形ではないけれども、とにかくさしむきそこを手をつけられるような方法がないわけじゃないのだから、なぜそれをやらぬのですか、それをお伺ひしたい。

○奥野政府委員 先ほどもちよつと述べましたように、市町村民税で第一課税方式をとつてゐるこゝろの団体については、所得税額が基礎になつておりますから問題はないと思ひます。第二方式、第三方式を採用してゐる市町村については、北山さんの御指摘の問題があるわけでありませう。第二方式、第三方式を採用してゐるほとんどの多数の団体については、ただし書きを採用してゐるわけでありませう。ただし書きを採

用します場合には、御承知のように給与額の五割をさらに控除するということが昨年修正が行われた。その場合の所得税の勤労控除は、給与額の一五割であつて、そして最高額が六万円でありました。それを二〇%八万円まで限度額を上げたらいじやないか。少くとも市町村民税の第二方式、第三方式のただし書きの場合には、そこまで上げようじやないか。こういうことで五割最高二万円というものを給与所得者に限つて、さらに控除したものを課税標準とするという修正になったわけでございます。ところが現在所得税法の改正につきまして、三十一年分からは給与所得者については、給与額の一五割を二〇%に引き上げ、さらに六万円が限度額であつたのを八万円まで引き上げる、こういう改正案が政府から提案されて成立したわけです。そうしますと市町村民税について特別に設けておられます五割二万円の特別控除の制度は、要らなくなるわけでございます。要らなくなるのでございますが、なおそれでも市町村民税の所得割の課税状況が果して公平を期し得ているかどうか。給与所得者その他の間に問題があるわけでございますので、あえてこの規定は削除いたしませんで、そのまま置いておくわけでありませう。

将来恒久的にどうするかという問題は、なお一年研究した上で決定したいと考えておりますが、かりに将来ともこれを残していきまされた場合には、市町村民税の第二方式、第三方式のただし書きの場合だけ、所得税については勤労控除が二〇%、八万円が限度だが、市町村民税の場合は二五%十万円が限度だ、こういうことになつてくるわけでございます。そういうふうになりいろいろと配慮はして参つてきておるわけでございますけれども、なかなかいろいろな方面に問題がわたつておりますので、全体に御納得を得るまでには至つていないわけでございます。今後ともそういう意味で検討を加えてみたいと思ひます。

○北山委員 今度所得税法が改正になつたけれども、しかし五割引くということはそのままにしたという事です。問題は今年から所得税並みに二〇%全部引けないか、そういう方法もあるんじゃないだろうか。なぜそういうことをしなかつたか。むしろそういうことを言いたいのです。問題は方式の問題もありまされども、給与所得者の負担が重い。これはまぎれもない事実なんです、これをさつぱり直そうとなつて、これを数年来さつぱり努力が見えない。これは全くあきれてものが言えないくらいなんです。なぜこれを改正しないか。もし遊興飲食税の公給徴収証なんかで、与党の幹部諸君、政府の首脳部が相談するくらいは、この重大問題で地方税の中では最も問題になつておる住民税について、なぜ政府及び与党は首脳部会議でも開いてそれを改正しないのであるか。これを一つ早川さんからお伺ひしたい。

○早川政府委員 昨日お答え申し上げた通りでございます。いまさらつけ加える言葉もないのであります。同時に、お考え願ひたいのは、勤労所得税という問題が年々改善されておるもので、従つてそれに伴う市町村民税、所得割というものは変化がくるわけでありませう。そういう面もあわせ御

考慮願ひたいと思ひます。もちろん昨日申し上げましたように税制の改革を年度末に控えておりますので、今申し上げました市町村民税の不公平、また事業税の問題、あわせてできるだけ御趣旨に沿うように検討したいという熱意を持つておることを御了承願ひたいと思ひます。

○北山委員 当然さうあるべきだと思ひます。先ほど奥野さんが言われた勤労者のしかも第二方式をとるものについて五割勤労控除をふやすという措置も、これは政府の提案じゃないのですよ。参議院修正なんです。去年参議院で幾らかでも不均衡を是正したというわけで、政府の提案にはなかつたものを修正したのであつて、政府はこの前の国会でも、今度の国会でも何ら住民税の不均衡に對しては手をつけておられない、そこで今の早川さんのお答えは当然だと思ひますが、少くとも遊興飲食税のところではなくて、まず第一に住民税について次の国会において必ず勤労者に対するこの不均衡を是正するのだ。それからもう一つは、課税方式の第一方式、第二方式というやうな点についての市町村間の不均衡というものは、やはり是正をするのだということをはっきりと説明してもらいたい。その他の遊興飲食税の公給徴収証なんかについて与党の幹事長談話なんかを発表しておいて、さうして住民税は何も考へておらぬというやうなことは、どうしても認めない。だからその点についてこの住民税の是正を次の国会ではやるのだというくらいな決意をここで示してもらいたい。それでなければ、早川さんが言えなければ、一つ自治庁長官にでもさういふ決意をはつきりしてもらいたい。さうすればおそろく今までの長い間不公平に苦しんであつた勤労者は、大きな期待と喜びを持つたろう、こう思ひます。さういふことを早川さんができるならば、こゝではつきりとしてもらいたい。

○早川政府委員 この問題は、私も地方へ参りましていろいろの座談会その他でも強くいつも言われておりますので、この改正の必要は痛感しておりました。先ほど申し上げましたように、全般的な税制改革をやるわけでありませうから、その成案を得ましたときの国会においてできるだけ御趣旨に沿うように是正をいたしたいと考えております。

○門司委員 今の政務次官の答弁は、大臣の答弁と承つていいですか。

○早川政府委員 その通りでございます。

○門司委員 では一つあらためて聞いておきますが、それは一体時期はいつですか。

○早川政府委員 私が申し上げましたのは、全般的な税制改革というものが本年度末に控えておりますので、その点あわせて考慮いたしまして、成案を得ましたならば御趣旨に沿うように最善の努力をする、こういう意味でございますから、その御解釈は門司さんの御自由でございます。

○門司委員 私の自由だという答弁は聞いておるのだから、その時期を言つたらいい。私が心配しているのは、少くとも与党が、今の内閣が一体何年続くか知らないが、この次の議会になんというところで、委員会をのがれようとすることは、最も卑怯なこと

だ。だからその時期はいつかということと聞いています。解釈は自由だとはとんでもない。

○早川政府委員 私の申し上げましたのは、税制の根本改革というものは、ろん三十二年を目当にしての本年度末の税制改革でございます。税制改革について成案を得まして出すということになりますから、昭和三十一年度間に合つていくように検討したい、こういう意味でございます。

○門司委員 それならその場合聞いておきたいのは、市町村民税の性格並びに市町村民税というものがどういふ形で取られるのが一番正しいと考へるか、この点を一つ聞いておきたい。

○早川政府委員 昨日お答え申し上げましたように、一般の中小企業者、独立商人と勤労者のアンバランスをどう見るかという問題について、今こゝで成案を得ておるといふわけではないのであります。たださういつた面の不均衡の多いものでありますから、さういつた全般的な問題をひつくるめまして一般の御要望に沿ひたい、こういう意味でございます。御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 さういふ技術的な問題を聞いておるのじやないのです。技術的な問題は簡単に直るんだ。市町村民税の本質とこれからくる性格と、これに沿う税法の立て方をしなければ、どこまでいつても不平は起るんだ。だから税の性格をどこへ持つていくのかというところは私は聞いておるのです。市町村民税の現在の税の性格をどこへ持つていくか、性格に合わないからさういふ問題が起つておる。性格を直さない限りは技術的に幾ら直してもこれは直

税は事業税の性格をちゃんと持つておる。固定資産税は固定資産税の性格を

税総所得金額の七・五%を市町村のそ
ういう意味の財源として利用していこ

れば別の問題だ。この二つはいいのだ。そのほかに忘れたものがありはせ

便益を得る者はだれであるか。道路が改修されることによって、一般の市民

めております。帝国銀行は七十六万円納めておるはずだ。謂へてごらんなき

い。それが昭和二十五年の税制改革で二千四百円で済んでいる。そうしてそのときに都民税がどれだけふえたか。この税金はこういう経緯を持っている税金ですよ。そこに不平があるのだ。駅長であるとか校長であるとか、いなかにおけるこれらの諸君は辞令一本で飛んでくる人である、また辞令一本で行く人である。しかしもらっている給料が多いからといって村のいかなる資産階級よりもよいに税金を払っている、ここに不平があるのだ。だから税の本質から考えて一体改正される意思があるかないかというのを聞いているのです。税の本質から来る税制の改革をやることがいい。税金が高いとか安いとかいうことは別の問題だ。みんなが平等に高ければいい、平等に納めておれば不平が出てこないはずだ、平等に納めていないから不平が出てくるのだ、一つ一つの税金をただ技術的だけで高いとか安いとかいって議論しているのは住民は災難なのです。区役所や市役所へ行って「ごらん下さい、理解できますか。隣りにこんな大きな財産家があるのに市民税は私たちがのうけい納めておる、一体どういうわけだ」といわれて答弁できる議員がおりますか。これが今日不平が起る原因でしよう。だからこの税金を直そうとすれば税の本質までずつと掘り下げて、そうして不公平のないように——高いとか安いとかいうことではない、高ければみんな高くいい、安ければみんな安くいい、無理な税金じゃないかというのを聞いておるのです。新しい税金をきめたわけじゃないのです。こういうものの考え方に対して政府は一体何を考えておるか。少くとも

国家権力によって取って代わろうという税金ですから、やはり公平でなければならぬのだ。何度も申し上げますが、高いとか安いとかいうことはそのときの国の情勢、地方の自治体の情勢、お互いの社会を持っている以上はそういうことはあり得ると思う。しかしその中にそういう不公平があつてはならぬという事です。税に不公平があるということは国の乱れるものでしょう。われわれはそういうことを考えているから聞いているのであつて、小手先がどうのこうのを聞いているのじゃない。税制改革をやるならこの市町村民税はそういう一つの本質論に戻つて考えておるかどうかということなのです。政府もその方針に従つてずつとやっている以上、あなたは實際はそう言へばいいのだ。昭和二十五年から法人は十億の法人も二十万円の法人もすべて二千四百円で済んでおる。それがだんだん不公平が出てきて、最近はその百分の十五なりあるいは百分の十三にふえているでしょう。政府もこの原理に押されてここまで来たということなのです。この原理の透徹が足りない。これを完全にやるかどうかということなのです。一方においては国税であつた例の財産税を廃止したでしょう。財産を持ってゐる者からの財産税を廃止する、財産を持たざる勤労者についてはただ所得割りがこうなっているから頭割りがこうなっているからというのが問題なのです。私はそういう点を聞いているのであつて、今の税法の中の数字がどっちにどう動くとか、そういうことは時の情勢によつて変る、だからそういう点について自治庁はどう考えるかというのを聞いている。もし答弁がで

きるならば、はっきりここに聞かしてもらいたい。

○早川政府委員 門司さんの御意見わかりました。すなわち見立て課税とか、いわゆる資産を持っていてる人に所得がない場合にも、勤労者その他は納めているのだから、不公平のないようにという御趣旨かと思うのであります。これは非常に重要な問題でございます。まして、片一方は固定資産税を納めているということも考えなければなりません。また財産税が廃止になったという税体系全体の問題ともからみまして従来の戸数割りというような問題にまで及び問題でございます。まして、先ほど北山委員に申し上げましたのは、中小企業者、商売と俸給取りとどちらが重いかという問題に私は限定いたしました。が、さらにそこまで問題が広まるわけでありますから、さればこそ本年、度末におきましては、税制全般の改革のときにあわせて考慮いたさなければならぬという結論になるわけでございまして、その際税体系全体の問題とひっくるめまして、できるだけ総合的に税負担の不公平のないように、われわれはその方向で再検討いたしたい、こうお答えいたしました次第でございます。

○門司委員 今のせっかくの答弁ですが、私はもう少しお話をしてお考えを聞き直しておかぬと、誤まりが出てくると思うので聞きますが、固定資産税を納めているあるいは事業税を納めていると言われておりますが、一体固定資産税の税の性格はどこにあるか、同時に事業税の性格はどこにあるか、われわれが町村民税とこれらの税金とを区分しなければならぬ限界は一体どこにあるのか。事業税自体について

は一つの營業といふものをやっているといふことは間違いない、そのこのためにいろいろな問題が生じ、同時にこれは収益税であります、収益税と、こゝういふ一つの応能の性格の強い税金とが同じに考えられたら私は非常に迷惑する。固定資産税に至つてはやや今次官のお考えのようなことがあり得るかと考える。しかしこれも今度の税法改正を見てごらん下さい、公共団体である国あるいは地方の団体が固定資産税相当額を納めるようになったでしよう。これらのものは一体だれのものか、市民であると同時に県民である、県民であると同時に国民である、しかもその事業を持っておる自治体といふものは一体だれの財産であるか、ここまで税が伸びております。従つてその税金のはね返りは使用者課税になろうとしておる、これはあなたによく聞かなければならないと思う。なぜ一体そういうものができるか、これはこの税金が市町村民税と性格を異にしておるから政府はそういうことを考えておる、また性格が違つておるのは間違いない、そういうことであるいは見立て割りもいいかもしれない、廃止の當時による見立て割りができるならそれもいいかもしれない。しかし見立て割りでなくとも財産その他といふものはざつとわかつているはずだ。私は都市全体の考え方からいふならば、さつき申し上げましたようなやはり地方の税金の一つの性格になつた税金を取ることがいいのである。事業税でも非常に不平があるといふことは、収益課税であるべきものが収益課税でない。そこに問題がある。たとえば鉄道、私鉄といふようなものは外形標準でかけてい

る。しかし事業税ならばこれは収益課税であるべきはずなのです。これが外形標準でいいということはない、やはりそれらの問題が出てくる、収入のないところらに税金をかけようということに無理がある。しかも事業を営んでいるからという。事業を営んでなければこの税金はかかるのか、事業には収益がついているのです。おのおの税の性格というものを政府がはっきりわかつて——とりによくいところもあるかもしれない、やりにくいところもあるかもしれない。しかし税制改革を少くとも早川政務次官のお考えのように来年度変えるというのなら、そういう点まで十分考慮されて、そうして不平のない税金にわれわれはしたいのである。高いとか安いとかいうことは、さつきから何度も申し上げておりますように、その当時における国民の負担なんだからやむを得ぬことだ。しかし税の根本に考え方の誤まりがあったのではどうにもならない。役人は机の上ですることは、何でもやれるかもしれない。しかし実際に納める者の気持というものは、そういうところにある。だからこういう点を二政府はほんとうに考えて、万遺漏のない処置をとられるかどうかということを私は聞いているのです。もう少し率直に、親切に御答弁をお聞かせ願いたいと思います。

○奥野政府委員　市町村民税についてもいろいろな考え方があろうかと思うのであります。ただ私は先ほど実体法のもとにおける考え方を申し上げたわけでございます。門司さんも御指摘になりましたように、昔戸数割時代におきましては、大戸戸数割が町村の経費大部分をまかなう。そのかわり戸数

割を課する場合には、いろいろな状況を総合的に勘案して金額がきめられておった。言いかえれば所得を基礎にしてからも、資産の状況を加味して課税をしておたわけであります。そういう意味においては等級をきめたりいたしておりました。その後この戸数割の弊害といえますよりも、むしろ過重負担がもたらせません、この戸数割が昭和十五年から全く均等割のものに変えられてしまった。その後この均等割のものに変えられてしまったものに、だんだん所得割的な重みを加えて参りました。そして二十五年には現在の地方所得税のものに切りかえられたわけであります。シャウプ勧告で切りかえられた際には、法人に課税せられていなかったものを、二十六年からは法人税割もそこに加味するようにして参ったわけでございます。戸数割がかりに今あつたとすればどうだろうかという問題を考へて参りますと、私たちは戸数割があつた当時と今の経済界と非常に違つてゐるのじゃないだろうか。昔であれば、土地や家屋を持つてゐる人たちが大資産家であつたでありました。しかし現在は、あるいは株式を持つてゐる、あるいは権利を持つてゐる、あるいはいろいろな問題にもなりまして、簡単に資産の状況を加味するといつてもいかならないのじゃないか。またそれよりもむしろ負担します場合に、もうけが非常にあれば税金をよけい納めるけれども、そのかわりもうけが少くなれば、その年においては税金は少くなる、こういうような考え方も成り立ち得るわけでありまして、世の中が複雑になつてくれば、単税制度が

複税制度に発展したていく。どうしてもそういう行き方をせざるを得ないので、一つの税金であらゆる人たちに満ちてもらうというところは非常に困難になるのじゃないか。そうしますと、市町村民税はどうしても所得を中心にして納めてもらふのだ、こういう方向に行かざるを得ないのじゃないだろうか、こういうふうに思ふわけでありまして、現行法に關しまする限り、私は市町村民税は地方所得税だ、こう考へてゐるわけでございます。居住の状況をそこに加味するといふ要素は何ら入れておきません。これは門司さんのおっしゃる通りにそうすべきではないか、こういうような御議論もあることは十分承知しておるわけでございますけれども、必ずしもそういうことがいいのだという結論は容易に出せない、こういうふうに私は思つてゐるわけでございます。ただ所得そのものにつきまして、国の所得決定と地方の所得決定との間に相違するような方式は好ましくないのじゃないか、こういうような考え方を持つてゐるわけでありまして、**○門司委員** 今の最後のところを聞いておきますと、地方の市町村が、国が所得を決定すると同じような能力を持つておられますか。税法の中にはなるほどあなたの言うように書いてある。必ずしも国の所得によらなくてはならないと書いてある。しかしそんな徴税機構がでさう上つておられますか。もし町村で税務署の持つてゐるだけの機構を持つていたら、それはやれるかもしれない。しかしそれはできないでしょう。法律に書いてあるからと今そんな言ひのがれをしたつて、ではしな

い。それなら聞いておくが、市町村民税の不公平はなぜあるか、何によつて弁解するか、それから先に聞いておきますよう。何であんな不公平が出てきているか、どうしてあんな問題が出てきているか。もし勤労者の言うような線まで引き下げてしまつたら、一体町村の財政がどうなるか、どれだけの減収になるか、こういう点ははっきりしてもらいたい。もし今の百分の三十まで減収を認めるという場合に、どれだけの税が不足するか、この点がはっきりしておられますか。どのくらい減収になるか。いわゆる基礎控除を百分の三十なら三十まで認めて、地方税においても国税と同じようなものを認めるということになつたら、どれだけの減収になりますか。**○奥野政府委員** 第一方式だけでいつた場合と大体同じに考へていただければよろしいと思ひます。そうしますと九十三億の減収になるわけでございます。私たちは所得を決定する場合に、市町村の税務当局は市町村の税務当局で別な角度で調査をする、国は国で調査をする、そういうことは納税者として煩にたえないのではありませんか。むしろそれよりも、いろいろな角度から見て所得決定が適正に行われる必要があるのではないだろうか、こういうような考え方のもとに、所得計算というものは一つにしてそれによつていく。従つてまた国で決定した場合に、それにそのまま乗つていく。しかしその決定の仕方が行政が非常に悪い場合には、市町村が独自の算定ができる、こういう道を開いてゐるわけでありまして、従つてまた事前に税務署に對しましていろいろな面において協力は

してゐると思つておるわけでございます。一たん国が決定したものを、別な角度から市町村がまた違った数字を出すということは、非常に問題を投げかけるわけでございますので、そういう点に至らないようにできる限り協力をやつてゐる、またそういうような指導もして参つてゐるわけでございます。**○門司委員** そちらと大体九十三億くらい減収になればいいということになるのですか。そうすると税の不公平をなくしようとするには、九十三億の市町村に對する税収が減ればよいということになる。だから次にあなた方が考へてゐる税制改正では、この九十億といふものが減るということにならなければ、私は不公平はなくなると思ひます。そういうことを考へていますかどううか。それでなければ私がさつき言つた税の体制を案えるかどうか、本質に沿う税金の取り方をするかどうか、そして税収は現在と同じように確保するかどうか。**○奥野政府委員** 九十三億減税すれば、それで問題が解決するのだといふふうには毛頭考へておりません。所得税額を課税標準にして全国同じように金額を定めていけばどうか、こういう意味で、その場合には九十三億減でありまして、こう申し上げたわけでありまして、しかし所得税自体につきましても非常に問題があるわけでありまして、ことに国の所得税をそのまま地方の所得税に切りかえた場合には、配当控除その他の問題が国の政策面で取り上げられておられますので、一そう大きな問題を投げかけていくと思ひます。ただ所得税額ではございませんで、所得決定額、この基礎の

所得額を課税の基準に使つていく、その点につきましても当然それに乗つかるべきであります。そうしますと、その場合の税率の刻み方その他によりまして、同じ所得者でありまして、市町村間において若干食い違いが生じて参ると思ひます。これは食い違いがあつてしかるべきではないか。ただ今の食い違いの仕方というものが、中所得者のところでもかなり激しい面が給与所得者その他を通じて起つてゐる。これが私は大きな不公平の問題だ、こう考へたわけでございます。**○門司委員** これは早川さんにはつきり聞いておくが、私はそんな技術的なことを聞いてゐるのではない。今奥野君の言うようなそんなことはわかつてゐることなんです。だから問題は不公平をなくするにはどうするかといふことです。かりに百歩譲つて、私がさつき言つたようないろいろなことを加味しなくても、現行法でいくとしても、今の勤労者が非常に所得税の割合が高い、所得割が高い、この不公平をなくするには、少くとも国税と同じような基礎控除を市町村民税に設けるかどうか、そういうことをしなれば勤労者の不公平は絶えないといふことなんです。取り方がいゝとか悪いとかいふことではない。それでどのくらいの減収ができて一体どうなるか、その減収の補てんを一体どうするかといふことです。問題はそこに限られてゐる。不公平をどうしてなくするかといふことです。一人々々の納税者は君らみたいには部長ではない。商売じゃないのですから、税体系がどうだとか何がどうだの言つたつて、そんなことはわかりません。そんなことがわかればそこらで

まごまご働いていられない。政府のし
かも役所の首脳部の諸君のものの考え
方と同じように理解と了解が得られる
なら、それは君の言うことでわかるか
もしれない。しかし実際上の問題とし
て、さつき言ったように、勤労者の負
担は非常に重たいのだ。だから一般の
市民の諸君と同じような一つの税金を
納めるようにしてくれという事にな
れば、そこにおのずからそういう問題
が出てくると私は思う。所得の面にも
いろいろ問題が出てくると思う。同時
にその次にくるものは何がくるかとい
うと税金と生活でしよう。お互いが
ずっと市なり村なりに住んでいるのだ
から生活状態、生活環境というものは
大体わかるのだ。生活を離れて税金が
あるとすれば、これは重要な問題です
よ。そういうところに不平があるのだ。
私はこれだけの給料しかもらって
いないのでこれだけの生活しかできな
い、しかし市民税はこれだけ取られ
る。一方はどういうわけかしらない
が、あれだけの生活をしているのだ。
生活をしている限りにおいては収入が
なければならぬ。これらの問題を比較
して非常に税金が重たいということが
言われている。同時に源泉徴収で差し
引かれていることも一つの問題かもしれ
ない。しかし税金を百パーセント納
めたからといって、これは手柄でも
何でも無い、何もいばることではな
い、当然だ。しかし人間の感情として
はなかなかそうではない。理屈として
は百パーセント税金を納めることは当
りまえなんだ、何もいばることでもな
ければ、自慢にもならない。しかし人
間の感情としては、一般の市民の徴税
は六〇％か七〇％しかない、そこに一

つの問題が現実として出てくる。こ
ういふ現実の問題の不平をどうなくす
かという事なんだ。問題はそこにあ
るのです。自治庁は市町村民税に関
する今日の不平を、どうなくしようと
しているのか、その点を一つ具体的に
はつきりして下さい。

○奥野政府委員 一つは地方財政が非
常に窮乏しておるものですから、得ら
れる限り税負担の増徴を求めていく、
こういふような傾向があるのじゃない
かと思ひます。これは地方財政全体の
改善をはかつていかなければならな
いのでありまして、今回かなり思い切
った改善がはかられておると思つてお
るわけでございます。

もう一つは、給与所得者とはかの所
得者との間の所得決定に、必ずしも均
衡を保持していないのじゃないか、こ
ういふ心配を持つておるわけなのであ
りまして、私ども市町村民税の負担を
通じまして、その欠陥を痛切に感じて
いるわけでございます。そういう意味で
また国税当局に対して、自治庁の方
から勤労控除の率を引き上げてもら
いたい、こういうことは機会あるごと
に言つて参つておつたわけでございま
す。幸いにして今回その考へ方が
政府の案として取り上げられまして、
勤労控除が、一五％、六万円の限度
から二〇％、八万円の限度まで引き
上げられたわけでございます。なお
その上先ほど北山さんにお答え申し
上げておりますように、現行地方税法
の中に勤労控除を若干引き上げる措置
がとられておるわけでございますが、
国税の今回の措置で、その問題は解
消したわけでございますが、なおその
規定を存続して、将来この問題を一

層深く掘り下げて考えて参りたい、こ
ういふふうに思つておるわけでありま
す。

第三は制度の問題を離れて、税務行
政上の問題があるかと思ひます。経
済が混乱しております際には、なか
か個人別の所得の把握が困難でありま
すけれども、安定するにつれて、ま
た税務職員の教養の問題なりあるいは
努力の問題なりを通じて一層的確
に把握していく、これは国、地方を通
じまして協力態勢をなお一層強化いた
しながら努力していかなければならな
いと思つております。そういう方法を
通じまして、いろいろと不平、不満が
あります問題を解決していきたいとい
うふうに思つております。

○門司委員 今の答弁ですが、われわ
れが考へていることは国の基本的な所
得税をどういふ言つておるのではない。
市町村民税の中の不平をなくする、所得
税の方でかばんだから片一方はいい
という理屈は成り立たないと思ふ。こ
れはどこまでいってもそういう差が出
てくる。従つて国の税金は国の税金で、
それでよろしいと思ふ。しかし地方税の
中にも同じような処置が当然加味され
なければならぬと思ふ。国税においても
同じことですよ。地方税においても同じ
ことなんです。所得に課税するといふ現
象は同じなんです。それを国税の方で
かばんだから地方税の方はいないん
だといふことになれば、地方税の方はど
こまでいっても不平が起るのはいくら
もおる。だから地方税法の方で市町村
民税をどう一体あばいじていくかと
いうことなんです。国の税金がこう
なつたからそれでいいじゃないかとい
う理屈は成り立たないと思ふ。国の方

はここまで下げたから、その影響が
こつちに来てゐるからそれでいいの
だ、あるいはそういう作用をするから
それでいいのだというのが、あなたの方
の考へ方だと思ふ。しかし国税が地
方税に作用するからそれでいいのだと
いうのではなく、地方税は地方税で、独
立している一つの税金なんだから、国
と同じような処置がこつちでとられ
ば納得がいく。これは何べん言つても
同じなんです。そうならなければ工合
が悪いんです。国税でやってゐるから地
方税の方はそのままこれを移行するのだ
といふことでなくて、税金の中のこま
かい問題であるが、かりに不当な所得の決
定が出れば、地方の市町村でも変へる
ことができることは法律の中に書いて
ある。ちゃんと独立して税金として書
いてある。それであるならば国税に基
礎控除を設ける、あるいは免税点を設
けるというなら、同じような性格を
持つてゐる、所得にかけた税金なら、
地方税にもそれと同じようなものを
持つてくるべきものではないか。だか
ら今の地方の実態ですが、問題になる
この税金の不平といふものは、今のよ
うな答弁だけでは除かれなれないと思
ひます。これを除こうとするにはさつき
言つたような税の根本の制度からくる
一つの物の考へ方によつて、この税金
を納得させる、あるいは基礎控除なら
基礎控除について、国税の所得税の基
礎控除額、地方税の基礎控除額を設け
るべきだといふことで、おのおの独立
した税金として納得のいく制度を打ち
立てていくか、それ以外に方法はない
と私は考へる。われわれはしじゅうそ
う考へてゐるが、政府はどうもはつき
りしないので、来年のことを言うのも

どうかと思ふが、せつかく来年の四月
までに税の改正をするといふのなら、
そういう点をこの際明確に承つてお
きたい、もしないとしたら改革をす
る、改革をするでは、何を改革するかわ
からぬ。時期もわからなければ、どこを
どう改革するかもわからぬといふこと
では、それを承知するわけに行きませ
ん。だから今の奥野君の答弁のような
ことでなくて、一体地方の市町村民税
についてはいろいろ今不平もあるもの
をかりになくしようとするには、私は
今言つたような二つの方法しかない
と思ふ。地方税に対して基礎控除なら
基礎控除を明確に認めるかどうか。所
得税の方はこれは人間の所得、いわゆ
る収益にかけた税金である、収益に
よつて人間が生活をしてゐる。だから
その生活の限度を八万円と見るか、あ
るいは十万円と見るかといふこと、も
う一つは勤労者の税負担分といふもの
は非常に重たい、同時に徴税は完全
に行われるといふような徴税上のいろ
ろなことが勘案されて、ここに基礎控
除、勤労控除を設けるといふことはこ
れは当然だと思ふ。もしそうだとす
るなら、八万円の基礎控除といふもの
は、これは所得税といふ税の性格論か
ら考へた一つの処置である。次の勤労
者の控除といふものは、徴税上の勘案
からきた処置だと私は考へてゐる。同
じように徴税ができて、同じようにや
れるなら、それから同じように収益が
把握できるなら、これは何も勤労者に
特にこんなことをしないでもよいと思
ふ。勤労者にこれを設けなければなら
ぬという理由は、一般事業者は勤労者
と同じようすべの収益の把握が困
難だ、そこに不均衡が生れてくる、

これはいじめない事実です。だから国税においてそういうことをやっておるなら、八万円の全体の基礎控除額、これは市町村民税には全然適用しない。これは一応考慮して除外してもよい、いわゆる勤労控除を国税で認めるといふなら、地方税にも同じ理論でこれがあつてしかるべきだと私は思う。国の税制が地方に適用するからそれでよいのだという考え方は私は誤りだと思ふ。だから聞いておきたいのだ。税制改革をされるというのなら、そういうことをされるかどうかということなんです。

○早川政府委員 先ほど申し上げましたように、そういう不平のあることは十分承知しておりますが、今勤労控除を引き上げる、国の措置と同じようなものをまた住民税でやるという結論にもなっておりませんので、不平のあることは十分承知しておりますから、本年度の末における税全般の再検討のときに、検討いたしたい、かようにお答えするよりないのでございます。このことが税体系全般に関係する重大問題でありますから、今ここで結論を申し上げるわけには参らないのでございませう。

○北山委員 住民税について今のよう非常に激しくお伺いをするというのは、これは長い間の懸案なんです。今までのところでは、どうも一番問題のある住民税の改善について、一向政府には誠意が認められないということがわれわれの言いたいところなんです。それだから激しく言うのですが、われわれの言葉はむしろまだ上品なんで、実際に納税をして不公平を見ている人にものを言わしたら、もっとひどい

ことを言うだろうと思ふのです。われわれは上品な言葉でものを言っているつもりなんです、それだけうつけきしてゐるというところをお考え願ひたい。それと同時にそういうような勤労者なら勤労者の不公平な取扱ひを受けてゐるもの以外に、この住民税の是正については町村会等からも陳情があるはずなんです。これは注目すべきことだと思ふのです。というのは町村の理事者というものは税を取る立場なのであつて、税を取る立場からいへば幾らでも税収が多い方がいいのです。そういう立場にある人から見ても、勤

労給与所得者に対する住民税というものが、非常に過度に重いということを実際の実務から考えるために、この制度を変えてもらいたい、そういうふうな要望が町村会の方から出てゐるはずなんです。そういう側から出てゐる声というものを一向聞いていないということなんです。この住民税だつて、先ほど所得税の方は勤労控除が二〇％になつたと言ひますけれども、これは住民税にはね返るのは、全面的に適用されるのは来年からでしょう。ことしからすぐ勤労控除二〇％というものが住民税についてもそのまま全部今の制度で適用できますか、それをお伺ひしたい。

○奥野政府委員 現在は御承知のように第二方式第三方式の場合だけ国の勤労控除額にプラス五五、二万円の額があるわけでございます。三十一年度の市町村民税は三十年分の所得を基礎にいたします。従ひまして三十年分について適用された国の勤労控除額が働いて参るわけでございます。これにプラス五五、二万円ということになりますから大体国並みになるのじゃないだろ

うか、三十二年度からは国以上になるのじゃないか、こういうふうに思つております。

○北山委員 だからその点についても所得税の方は二〇％になつた、そういう恩典といひますか、それを住民税についてもやりたいというのなら、やはりことしからやれる措置はあると思ふのです。それを今の制度では、しかも政府提案じゃない、修正案による第二方式、第三方式についてのみの制度をこしはここのままで間に合せておく、来年度から全面的に所得税の改正の影響を受けるようになるというふうな至つて消極的なことでなく、ことしから全面的にやれるような措置を当然考へるべきなんです。そういう面から見ても住民税の問題点についての改善についてはどうも冷淡さきまる態度じゃないか。政府の方からこの住民税を改めるといふような積極的な意図あるいはそういう誠意が認められない。今まで何回かの国会で何もやっておらぬでしょう。それは鳩山内閣ばかりではないでしようが、とにかく今住民税が問題になつておる点、そしていつも国会で論議される点、この問題について一つもやつていないといつても過言でない。むしろ第二方式のただし書き等が拡大していくということによつて、市町村の間に非常な不均衡ができておる。それをさき普通通の姿であるがごとくこれを是認しようとしておる。東京といふなかの住民税を見てみると二倍半も違う。こういう不均衡をそのままに認めていくとしておる。一体それなのです。東京の勤労者といふなかの勤

労者で二倍半も住民税が違ふというこ

とはやはり不均衡じゃないか。多少のものはいいでしよ、しかしそれは限度がある。そういうふうな開いてもいいと思つておるのか、それはやはり不公平である、そんなに開いてゐる今の行き方、傾向といふものを是正しなければならぬというふうに思つてゐるのか、その辺のところがさっぱりわからぬ。その点について一つ明らかにしてもらひたいのです。これは給与所得者のみならず、地方的な不均衡をどうするか、この方針を一つ明らかにして

いただきました。

○奥野政府委員 第一点の問題は、地方税法の上で今日起つてゐる住民税負担の不均衡の問題についての解決を何ら考へていないじゃないか、こういうこととでございます。この点につきましても非常に異論があるものでありまして、私たちは非常に努力をしております。私どもが国の場合と地方の場合とで食い違ひを起させる、これは非常に不穩当ではなからうか、こう思つておるのであります。現行法の建前も所得の計算は国の場合の所得の計算と同じやり方にするのだ、こう書いてあるわけでございます。そういう意味から所得税の基礎になる所得計算においてアンバランスをなくすようにしていかねければならぬのでございまして、その場合には勤労控除を引き上げる、これが事業所得と給与所得とのアンバランスを是正する一つの方法であります。この面につきましても相当の努力をずっと払つて参つてゐるわけでありませう。この文書にしましてもいろいろと公にし、またその結果は政府案としても連

年勤労控除の引き上げが提案されて

参つておるわけでございます。なおまた所得決定につきましては国は国だけでやるのだ、これだけではどうしてもうまくいかないと思ふのでありまして、国と府県と市町村との協力態勢というものを昭和二十九年來やがましく言つて参つております。国税当局もその気持になつておりますし、地方当局もその気持になつております。具体的には逐次通達等で地方団体等を指導して参つておるわけでございますが、漸次成果を上げてきてゐるのじゃないか、

こういうふうに思つておるわけでございます。なおわれわれの努力が十分でないというおしかりは、将来一そう努力をすることによつてお答えをしなければならぬと思ひますが、何もしてないんじゃないかといふのは、少しひど過ぎるのではないかと、こういうふう

に思つておるわけでございます。

第二番目は不均衡の問題でございますが、これは同じ給与所得者が市町村を異にするによつて二倍半も違ひがある、これは大へんおもしろくないことだ、こういうふうに思つておるわけでございます。基本的に同じ所得者の間で所得割額が若干違ふ、これは自治庁が認める以上は当然のことじゃないか、そう思つておるわけでございます。しかしながらどの角度から考えても同じ所得の人について、たまたま市町村を異にするだけで二倍半も違ひがある、これは大へん好ましくないことだと思つておるわけでございます。

その解決の問題としては単に税制だけの問題ではないに、地方財源全体の問題でもあるのではないでしよ、か、こういうことを先ほど申し上げたわけ

ございまして、相持って今後なお一そ
う解決に努力していきたいという覚悟
でおるのでございまして。

○北山委員 ほとんど努力をしていな
いという事は、あまりひど過ぎる
というお話ですが、私の言葉は少しひ
ど過ぎないと思うのです。何をして
おったのですか、一体、住民税につ
いての昨年の修正だつてあれは国会修正
ですよ。政府提案じゃないのです。こ
しだつて所得税の控除率が一五%か
二〇%に上つたというだけで、しかも
これはできればこそ全面的に住
民税に適用ができたものを、この地方
税にはそれは入つておらぬ、ただ前の
国会修正をそのまま踏襲したにとどま
る。一体自治庁は、数年来国会の中で
これほど議論のやまかましい、しかも
これほど不公平だといつておるこの
住民税についてほとんど手を打つてい
ない。そして先ほど申し上げた通
り、キャバレーや料理店の言うことは
聞いてそれを取り上げて、政府や与党
の首脳部が会議しておるのに、この住
民税のことは一向問題にもしておら
ぬ。こんなばかんなことがあるか、こ
ういふふうに言いたくなるのも当然じ
やないでしょうか。ひど過ぎるのでは
ないか。私は従つて今度の修正案も、い
ろいろ足りない知恵をしぼつて、何とか
してこの不均衡を若干でも直したいと
いうつもりで、こゝから全面的に二
〇%の勤労控除をすべての住民税に適
用するよう工夫をしてみたり、ある
いはまた今の地域的な不均衡をある限
度に抑えようという修正を考へて
みたりしているんです。だからやれ
ばできないことはないんです。
それからもう一つはあとの問題とし

て奥野さんは、これは財政的な問題で
あつて、地方財政計画なり、そういう面
で考えなければならぬ。税制だけの問題
じゃない。まあ、その通りだと私は思
うんです。しかしそれならなおさうい
う針で進むべきだと思ふのです。たしか
自治庁としては当初は、やはり住民
税は第一方式が原則がなければならぬ
ということ、強く言つておつたはず
なんです。数年前は言つておつた。と
ころがだんだん第二方式あるいはた
し書きも、それぞれ相当な理由がある
んだというふうな御説明をなされる。
たしか先だつてあたりさういふ説明を
したはずなんです。第二方式あるいは
第二方式のたし書きというものが、
ほとんどふえていくという事態は好ま
しくないというならば、これを直すだ
けの努力がなければならぬはずで
が、さうじゃなくて、むしろこれを是
認するよう説明をしておる。こ
ういふ点で私はどうも納得ができません。
ですからこれはこの場でとつさに
は無理でしょうが、とにかく遊興飲食
税の公給徴収証並みの取り扱いをして
もらいたい、こゝういふことをあし
太田さんも来られるそうでありま
すから、一つはつきりしたところをお伺
したい。

○奥野政府委員 基本的には地方財源
を充実しなければならぬと思ひます
し、さういふ方向に努力を続けるつも
りでございます。ただ北山さんの御指
摘になりますように、所得の段階に応
じて今後市町村が異なつても大体似
たりよつたりの負担になる。それを眼目
に置いて法律を規定いたしますなら
ば、第二方式、第三方式のたし書き
の場合におきましても、標準税率を所

得段階に応じて定めるのがよろしいん
ぢやないか、こゝういふことになると思
ひます。であります。しかしそれだけで
済まされない今の所得決定の状況じゃ
ないか。どうしても地方も国と協力を
いたしまして、もう少し全体的に公平
な把握が行われるように努力してい
なければならぬんじゃないか。しか
し運営だけでもいいじゃないから、制度の
面で勤労控除を引き上げること一つ
の方法じゃないか、こゝういふことに
たつてこれまた努力を続けて参つて
おるのです。こゝう申し上げておるわ
けです。

基本的には地方財源の充実、他の面
においては、一つは制度面では勤労者
の経費と見る勤労控除の率を引き上げ
る。他面には、運営上協力態勢を強化
していく、こゝういふことじゃなか
うか、こゝう考へておるわけであり
まして、地方税法の条文をいじることが
決になるのだ、こゝうは私たちが思
つておるのだであります。しかしいろいろ
御意見もございまして、将来なお一
そう研究を重ねていきたいと思ひま
す。

○五島委員 さつき門司さんから、市
民税の均衡が非常にとれてない。戦前戦
後を通じて勤労者の税金が非常に過重
である、——私たちが思つておる。
さうして生活の度合いから税負担によ
る生活の苦しさを感じざるを得ない
立場に立っているわけですね。結局月給
取り、勤労者、すなわち労働者は、自
分たちの給料の中から税率の一〇%
を徴収されておるわけですね。さうして
五大都市あるいは中小の都市の労働者
は、すべて国税と同様に、会社にお
いて源泉徴収されておる。さうすると月

給をもらつた瞬間に税率の一〇%は
徴収されておるのですから、職場の労働
者は一〇%納税していることになる
わけです。参考書を見ますと、市民税の
個人負担は八五%の前年度の徴収見込
みで出しておるわけですね。こゝうい
うことからは、月給取りすなわち労働
者は、各地方団体における住民税は一
〇%納税しているわけですね。戦前百
までの月給取りは少しも課税されてな
かつたといふような状態の中から、今
や数千円に及ぶところの国税、それか
らその一五%を第二方式、第三方式に
よつて納税しなければならぬといふ
ような、生活のバランスが、戦前と戦
後においては格段の相違が現れてお
るわけですね。ところが不均衡の問題に
ついては、今門司さんや北山さんが言
われた通りであります。私はちよつ
と法律の読み方について聞いておきた
と思ひます。

三百二十一一条の「個人の市町村民税
の納期前の納付」ということにつ
いては、納期前に納める場合は昭和二十
五年のシャープ勧告案に基づくところの
税制の改正においては、納期前の納付に
ついては一%の手数料でしたか、還元
することができるといふことになつて
いたと思ひますが、三百二十一一条を
みましますと、納期前の納付に対しては、
条例をもつてきめて交付することがで
きるというところに、二項によるとなつ
ておるようですね。さうすると各地方団
体はこゝういふふうな条例をもつて交付
しておるところがありますか。大体ど
のくらいのパーセンテージをもつて交
付しておるのでしょうか。

○奥野政府委員 大部分のところはこ
の報奨金制度を採用しておると思つて
おります。その場合の率は一月一%、従
いまして六月先まで納めますと六%
というふうな計算で、報奨金額を算定
いたしております。

○五島委員 さうすると十二月分では
一割二分の還元をしておるのですか。
それは非常に金の余つた人で、これは
納期前に全額納めなければ一割二分の
還元はしないといふことになり、労働
者は納期前に一年分払つたりなんかは
できつこないわけですね。労働者で納期
前に全額納めるような者は一人もない
と思ふ。ところが現実においては毎
月毎月税率の一〇%を納付しておる
といふことで、労働者はこの三百二十
一条の適用は全然受けられないといふ
ことになるんじゃないかと思ふ。

ところが地方団体の市民税、住民税の
納付に——協力非協力という問題は別
問題として、こゝういふ一〇%納め
ていて、地方団体の財政をまかなつて
おる大きな原動力となつておると思
うわけですね。ところが勤労者は毎月々々
源泉徴収されておるわけですから、第
二方式、第三方式のところは違ひま
すけれども、毎月々々源泉徴収されて
おるところは三百二十一一条の適用は受
けられないといふことになるのですね。
さうすると、片方は一割二分の交付が
ある、労働者は一〇%納めても一つ
も恩恵はない。従つてこゝういふ法律の
読み方を納付前じゃなくて、一〇%
当該機関に納めるところの個人に對し
ては、条例に基いて幾らかの交付が行
えるのだといふように改正されるつも
りはありませんか。

○奥野政府委員 源泉で特別徴収い
たします場合には、十等分いたしま
して月割で納めていくことになるわ

けでございす。従いまして普通徴収の場合とはだいぶ事情が違ふのじゃないかと思つております。納期の定め方によりまして短期間に全部納めるといふこともあるわけでございす。なお一〇〇％納付した者について相当報奨金を出す制度を設けたらどうかといふことにつきまして、私たちは納税といふものは住民の義務と考えていきたいわけでありまして、一〇〇％納めることが普通であつて、納税は完全に義務を遂行してもらいたい、こういう考えは續けていきたいと思つております。

○五島委員 納税ということについて、納税しない——反税という思想を私たちは言つてないわけですが、ただ金が楽な人には毎月一〇〇％程度のものが条例で定められている。条例ですら奥野さんとは関係ないかもしれない。これは三百二十一条で条例で突つ放すのですから各地方団体がやればよいのだといふことになるかもしれない。ところが大体地方団体は徴収義務者ですが、徴収義務者に対しては手数料として還元しているのだらうと思ふのです。手数料還元の規定があつたのですから——もうこれはなくなつたのですけれども、事実そういふようなこともやつてゐるのじゃないですかね。ところがこれは月給を取つて生活している人には直接いかなければいけません。月給取りは一〇〇％取られつ切りといふことです。だからたとへば一年について四期の納付の場合、ほんとうに余つた給料をすつと計画して、この月は特にほかの費用に要つたから翌月に回すといふような計画も何もできないわけですから、できなくて、有無を言はず徴収

されているから非常に地方団体としては楽なわけなんです。これが一〇〇％徴収されるところの唯一の財源になるわけですね。あまりパーセントとしては多くはないのでしようけれども、そういうような勤労者の源泉徴収をし、あるいは四期に納付する労働者が一〇〇％納めるといふような場合は、国としてはそういうような者にはこの条例をもつて定めることができるという規定を一項設けるべきじゃないかと思ふのです。あなたが言われるように一〇〇％納付するのが国民の義務だといふことは当りまえなんです。ところが千葉県の某所に行くと、今北山さんが言われたように第二あるいは第三方式を採用しているものですか、労働者だけが納めていて、あとの人たちはほとんど納めないといふようなことが行われていて、第一方式にこれを變えることができませんよかといふような質問をしていくところもあるわけですね。それであとは借入金をもつて回さなければ仕方がない、住民税は全然入らないのだといふような現象の村があります。このことを具体的に言うと、村長さんや村会議員さんたちにも悪いでしようから名前を公表しませんが、第二方式、第三方式の高率な税金をかけて、そして入らないといふことはもう少し税を落すかあるいは勤労者に対する一〇〇％の税率に對してある種の恩典等をつけていくことが、あるいは国民の義務を果させるための国としての考慮になるのじゃないでしようか。八五〇見越さなければならぬのを、実際は税金だから一〇〇％取るといふ、われわれに説明されるときには一〇〇％として三十一年度には七十億

入るのだといふようなことを説明してもらいたいわけだ。それを八五〇程度に見越さざるを得ない。数年前は七五〇とか七〇〇見越されていたわけですね。しかし今は一〇〇％上つて八五〇見越すことができるといふことは国民の生活を意味するわけなんですけれども、これを一〇〇％徴収すれば徴収できるといふ上からいふのだ。ところがやはりその中には把握できない住民の所得等々もあるでしようが、そうすると完全に一〇〇％把握できるところの勤労者、全額納入といふような人たちに對しては三百二十一条で何らかの考慮を条例をもつてできるというよりな都合にすると、自治庁の地方団体の財政状態を締めくくるといふような觀念とは別個に、やはり納税率を高揚される、そして商人あるいは中小企業家でも完全にきちんと納めた人たちはある種の交付ができるというよりなことになれば、地方団体の税の徴収の奨励にもなり、ひいては一〇〇％納めた国民の誇りにもなるかと思ふわけですね。だから三百二十一条は金を持ってある余裕のある人たちの恩典であるが、しかしこれを飛躍して五〇あるいは数パーセントでも交付ができるということになるならば、一〇〇％納めても何らかの不公平がない。そして税率の公平化をさつき言われたように努力していくならば、住民は喜んで賦課される税金を一〇〇％納めて何ら不公平がない。こう私は思ふのですが、どうですか。そういうような考慮をされたといふと思いませんか。

○奥野政府委員 お氣持はよくわかるのでありますけれども、非常にむづかしい問題だといふふうに思ひます。お氣持のよいなことを、たとえば三年なり五年なりにはわたりまして、納期内に完納してきた者につきましては表彰をするといふふりなやり方をやつていくところがございす。ただ源泉で特別徴収する人につきましては、これは月割りで月給をもらいますときに源泉で差し引いていくのですから、自動的に納められていく、そういう部分につきましてはその表彰というふうな制度は承知しております。しかしそういうこともかねまして、労働者に対する施設を充実していく、そういうふうなことが現実の問題になつた団体があるように承知しております。それはけつこうなことじゃないかといふふうには思つておるわけでございます。ただ税金を納めればお返しするといふ考え方だけでは避けたい。ほろびをもらわなければ税金を納めないのだといふことになつては困るという考えは持つております。それからもう一つ徴収義務者に対しては取扱い費の交付の問題、これは従前あつた制度をなくしたわけでありす。国税もなくしたわけでありす。これは所得税と関連するものでありますから、地方税だけでどうこうするわけにもいかなんじやないだらうかといふふうに思つております。相当な財政負担にもなることを一緒に考へていかなければならぬのじゃないかといふふうに思つております。

○北山委員 今の話ですが、これは例の報奨といふか、表彰といふか、やはり町で實際やつてゐるので、たしかどつかでせんだつて問題があつて、奥野さんはラジオかなんかで違法は違法だといふようなことで突つたばねたよりなお話をしておつたのですが、そうすると、税金をくつつけなくて報奨というよりな形でやるならば差しつかえない。何%入つたらその何%納まつた税金の何%を返すといふふうな条例では困る。しかし一応形としては切り離して、そして報奨金といふようなこととなれば差しつかえない、こういうふうな解釈していいですか。

○奥野政府委員 納税義務者のあり方、これは普通徴収の場合において、自主的に税金を地方団体に納付してもらつたわけでございますので、その違ひが出て参るわけでございます。そういうふうな自主的な努力を期待するの意味において、報奨という問題があるのじゃないだらうか。しかし源泉徴収の場合においては、自主的な努力といふ問題がないんじゃないだらうか。その結果はまた逆に五島さんが指摘されますように、強制的に徴収されておるんじゃないか、それをどう考えるかといふことになつてくると思ひます。ただいま北山さんの言われました報奨といふ問題を考えますと、自主的な努力がどの程度なされてゐるかといふ問題から報奨といふ問題が起るのであつて、源泉徴収の場合はそういうことは起らないんじゃないだらうかと思ひます。

○北山委員 これは源泉徴収だから当りまゝの義務であつて、かりに一〇〇％やつても当然だといふようなことは、これは理論であるかもしれないが、しかし実際とは非常に離れてゐると思ひます。やはり地方団体においては、何%そんな報奨金を出したくないのですよ。出したくないけれども、その

方が実際に合うから何とかしてリベールを出したいと思つてゐる団体がたくさんあるわけです。それが実態なんです。だからそれを、まともから法律にぶつかるといふけれども、合法的に、たとえば報奨というよりな形でやるならば自治庁としては大目に見るかどうか。率直に言へば、たとえばほかの問題として工場誘致条例なんか違法だといふ御回答を得てゐる。そうしてそういう通達が出てゐるはずで、ところが実際にその通達によつて、工場誘致条例によつて誘致された企業の固定資産等については、税の減免をやつてゐることをほとんどやめておらぬでしよう。実際に違法をやつてゐる。だから、それもまたそれぞれの地方における一つの実態といふんです。要求があるといふことから言つてゐるのだと私は思ふのですが、今のリベールの問題も、やはり実際の必要といふならば、まづ正面から法律の条項にぶつかるといふことは別で、それも、もしもそうではなくて、報奨とか、そういう形において規定に抵触しないような形式でやるならば、これはあながちとがめない、こつち御方針であるかどうか。これを一つ伺つておきたいと思ふいます。

○奥野政府委員 普通徴収の場合の報奨でありまして、納めた税額の多寡に応じて割り戻しをしていくような報奨、これは不穩当だといふふうに思つておられます。そうじゃない今行われておるような通常の報奨、特定の会合に招待をしていくとか、あるいは演劇会を催すとか、そういうようなことはあると思つておられますが、こつちの意図で、たとえば特別徴収に骨折つてく

れまして者の報奨をするとか、あるいはまたこれに協力しました源泉徴収される者、こつちの協力に對して感謝の意を表する、これはけつこうなこゝとじゃないかといふふうに思ふいます。ただ税額に応じて割り戻しをする、これは不穩当だといふふうに考へておるわけでごさいます。もしもそういう余裕があるならば、労働者全体の施設に還元したらいじやないかといふふうに私には思ふわけでごさいます。○中井委員 だいたいおそくなりまして、先ほどから熱心な議論を拝聴しておつて参考になりましたが、私は北山君あたりからもうお尋ねもあつたのじゃないかと思ふのですが、先ほどの問答を伺つておられますと、三十一年度、こゝしの善れから始まる通常国会において税制の大改正をやるというふうなお氣持のようには私は承つたのでありますが、その通りであるか、もう一つ念を押しておきたいこと、それからそれに關連をいたしましていろいろと問答があつたようではありますが、要するに地域的不公平といふこと、それから同じ地域の中にあつて、職業別といふものか、階級別といふものか、こゝの非常な不公平、特に後者に対しては、ほんとうに勤勞者、中小企業の皆さん、あるいはまた農民の皆さんとの間に、住民税を中心とした税の不公平を原因といたしまして全

國の府県、特に市町村の間に相剋摩擦が五年ほど前から起つて、そうしてこれが最大の原因になつてゐる。これは今の自治体の運営の一番大きなガソであるといふふうに考へておるわけでありまして、この点について抜本的な改正をするといふふうなお返事であつたように伺ふのです。むずかしい内容のことについては省略いたしますが、そういうふうな了解をしてよろしゅうございませうか。政務次官よりちよつと伺ひたいと思ひます。○早川政府委員 たびたびお答えいたしましたように、三つのさういふた各市町村のアンバランス、また業種別のアンバランス、さらに今のような方式で所得のあるところに課税していくというやり方、資産のある人との問題、この三点はすべてこれ税の基本問題にも触れる重要な問題でございます。従つて、税制の根本的改革の中には、当然これを入れまして再検討いたしました。不公平ありと断定されました結論が出ますれば、その線に沿つて三十二年度においては考慮する、こつちうこととでございます。○中井委員 それで、その改正の時期は通常国会において改正案を出しにされるのであります。○早川政府委員 まだ税制全般の調査の結論は出ておりませんが、結論が出れば当然三十二年度ということになります。○中井委員 そういふことになりますと、実はあなたが御出席になる前に遊興飲食税の公給徴収の問題で大臣と問答をしたわけでありまして、与党におかれましては公給徴収の廃止の問題を次の国会に、といふふうな文句を使つておるのであります。私もあんな方の御意見と同じであります。税体系といふのは総合的に判断をしていかなければならぬといふ観点からいくと、次の国会といふのは通常国会であるといふふうに私も了解をしたいと思います。さうあるべきであるかと考へておられますが、その点について次官の率直な御意見を聞かしていただきたと思ひます。○早川政府委員 この問題に關しましては、昨日私も御答弁申し上げましたように、党の幹事長談話で拝見したわけでごさいます。これをどういふふう

に修正するか、どういふふうな再検討するか、政府といたしましては、是非を論ずるわけには参らぬのであります。○中井委員 政府としては是非を論ずるわけには参らぬのならば、政府の提案として次の国会で修正をする、臨時国会で修正をするといふふうな考へ方は断じて持つておらぬといふふうな了解してよろしいですね。○早川政府委員 臨時国会を開くといふこともむろんきまつておりませんが、また公給徴収をよりよく改正する案が出れば、むろんこれは政府としては異存はないわけでありまして、われわれは昭和三十一年度のたゞいま提案いたしました予算の中には、修正はいたさぬといふこととございまして、將來の問題は何とも申しかねます。○中井委員 おかしいじやありませんか。あなたは先ほどから税体系といふのは総合的に判断をしなければならぬ、これは當然だと思ふのです。従つて年度の途中や何かでさうごたごた変えられては困る。こつちう点から言つて、私がお尋ねしましたこのことに――別に私はひつつかけてゐるわけじゃない、当り前のことだと思ふのです。党がきめたら、それくらゐの抵抗を政府がよるやらののですか。私はそれで政府から改正案は出しないなる意思はない、こつちういふふうな受け取つてよろしいのかと申しておるのでありますから、私はその通りお返事をいたしたいもので、別にどうも差しつかえないように思ふのですが、どうなんですか。○早川政府委員 たびたびお答え申し上げましたように、われわれは今国会に公給徴収の案が出ましたが、これは困るというところで拒否をいたしました。が、將來どういふ案を党で出してゐるか、実はその内容も関知をいたしておりません。従つてこれについて今こゝでは是非を論ずるわけにもいかなないし、また臨時国会を開くということも聞いておりません。もし通常国会にさういふことをやるとなると、当然昭和三十一年度といふことになりまして、従つてたゞいま是非を論ずる段階ではないと申し上げたのが真意でございます。○中井委員 そんな党の事情などを聞いているのじやないですよ。党の案がよいとか悪いとかいふことを聞いておるのではありません。政府が出しに

またそのことは、全国の市町村長及び議会においてはよく私は存じておると思う。税金を百とて六つ返す、七つ返すなら、初めから九十三とておけばいいじゃないか。わかりきったことである。にもかかわらず全国においてこれはもう数多く行われておる。中にはこのために背任罪で訴えられまして、今裁判しておる。これは佐倉宗五郎にみんななっておるのです。全国の市町村長は、現実には佐倉宗五郎になつておられます。私は実績に徴するに、おそらく半数以上やつておるのだらうと思う。形はいろいろあります。先ほど奥野君の話のように勤労者に施設として返す人もあります。しかし何か法律的には禁止されたかもしれぬが、源泉徴収の事務を扱っている人につけ届けをしてみたり、あるいは中には一ぺん集めて一ぱいごちそうしてみたり、あるいは初めから所得を目をつむつて二割天引きしてあとの者にかけてみたり、いろいろのことを私はやつておると思うのだ。ですから、今度の改正案のときには、この関連については、ぜひとも私はきれいな整理をしてもらいたい。抜本的な改正をなすつて、今のよう不公平がなくなりましたら、こういうものはもういりません。これはいわゆる必要悪なんです。この必要悪をこのままにしておかれるかどうか、私はこの点についてあなたの方のお考えは実に甘いと思ふ。具体的に例を御存じだと思ふが、広島県の三原の市長が三年ほど前に訴えられました。今第一審が有罪かなんかで第二審で争つてゐる。そこで三原の市長は非常に悪いことをしたやつだからというので、その次の選挙に落選

するかとすると、ゆうゆうと当選している。これはもう非常に強敵を相手にしてやりました。当人はまだほかに一、二そういう事件があつたにもかかわらず、この佐倉宗五郎のために、大いにあれは偉いやつじやないかということになって、ゆうゆうと当選していることがあつたのです。私は、こういうことについてはあまり正面切つての法律通りの御回答をなさつておつては、どうも問題はあとに残るよゝうに思ふのであります。そういう意味においては、もし来年やるといふならば、こういう問題はぜひとも率先してやつてほしい点について政務次官の政治的な判断を聞いておきたいと思ふ。これはもう一つつけ加えますが、政務次官の出身の和歌山県から三年ほど前に、これをやつてはいかかかでございますか、これをやつても違法じゃないかと思ふますが、どうですかという問い合せが、県の総務部長から自治庁に来ておられます。自治庁は、それは違法であるという返事を出して、その写しを全国の府県や市町村に流しまして、全国のために大弱りをしてゐる。みなきょうから佐倉宗五郎になつたなということなんであります。そういう事実について、はもと正しく把握なさつて、私は政府としても対処をしてもらわねば困ると思ふのであります。どうですか。

○早川政府委員 こういつた問題は、国税の所得税には起つてないわけでありまして、地方税に起つてゐるという問題であります。先般来申し上げました税の不均衡という問題とあわせ考

慮いたしました。そういう問題は再検討いたしたいということをごに申し上げておきます。

○中井委員 きよは時間がありませんから、この程度にして、あしたまた続きをやりたいと思ふますが、奥野君にちよつと申し上げておきたい。この間私がお尋ねしたときも、きよはも、オプシヨン・ワン、ツー、スリーのいろいろな関係でどれくらいいけに税金をとつてゐるかといへば、九十三億といふ回答がありました。私は九十三億は実際少い、もつとふんとあるのではないかと思ふ。ちよつと見ましても、個人の所得割だけで四百二十九億という数字であります。これから考えまして、私はせいぜい五割、六割くらいに差であるといふふにきよは申し上げておいたのですが、先ほど北山君の意見なんかを伺いますと、東京都などに比べると二倍半になつてゐるというこ

とになれば、私は九十三億は少い。従つて住民税に手をつけられる限りは、もう少し正確な資料をお持ちになつておやりにならぬと、またまた市町村の税収入に大きな穴があくんじゃないかといふことをおそれますので、ちよつとお尋ねをいたしますが、確かに九十三億でいいですか。

○奥野政府委員 北山さんが二倍半とおっしゃいましたのは、極端な市を引かれた、こういうふうに思つておられます。事実例外的にはそういうところがございまして、それが一般的だといふことはございせん。なお九十三億で第一方式による場合よりも六割以上増徴してゐる、こういうことになるわけでございます。五大市を初めとしまして、所得税額の非常に多いような大都

市におきましては、第二方式、第三方式を行なつておりませんので、団体の数からいいますと、第二方式、第三方式が多いのでありますけれども、税額としては大体半々と考えていいと思ふます。そうしますと、結果において六割の増徴をしたといふようなことになるわけでありまして、そう大きな開きは実際にはないのじゃないだらうかと思つておられます。

○中井委員 私もそのように考えまして、なるほど四百二十九億もあるけれども、大都市の百分の十八が多からうと考へたのですが、今の御返事によりますと、これは半分にしたとしても二百億といふことになる。どうですか、その六割といふと二百二十億といふことになりまして、どうもこの点はあなた方少し甘いんじゃないか。これは議論じゃありません。事実のことについて申し上げるのです。何も私は九十三億が間違つておるといふ御回答を得ても、それ見ろといふふうな気持ちでお尋ねしておるわけではないので、もう少し正確にお調べをいただいたら、案外多いのじゃないかと思ふ。そこでいよいよ昭和三十一年度で大改正をやりうと思つたが、この壁にぶつかつて、それはやれないといふふうなことになつてはまことに困ると思ふので、ちよつとお尋ねをいたし、なおお尋ねしたいことがありますが、きよはは何ですか、明日に一つ延ばしていただきたい。

○奥野政府委員 第一方式によりますものは税額で半分、その他のものが半分と、こう考へておられますが、第一方式によります分の徴収見込額が百五十億三千三百万円でありまして、それ

から第二方式、第三方式によります分の徴収額が二百四十三億三千七百万円、合計いたしますと、三百九十三億七千万円になるわけでございます。このほか前年度から滞納になつて繰り越されておる分がございまして、この分の徴収額が三十四億六千八百万円、総計いたしました四百二十八億三千八百百万円と、こゝろ見込んでおるわけでございます。

○大矢委員長 それでは本日はこの程度として、明日は午後二時から開会することいたします。本日はこれにて散会いたします。午後七時二十三分散会

〔参照〕
消防団員等公務災害補償責任共済基金法案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月九日印刷

昭和三十一年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局